# 農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2004 2 FEBRUARY

## 農政の将来方向と生産・流通

●直接支払いと多面的機能，環境

●外食･中食産業の米需要

●稲作農業の実態と今後の見通し

●マグロの流通と魚価形成

●組合金融の動き

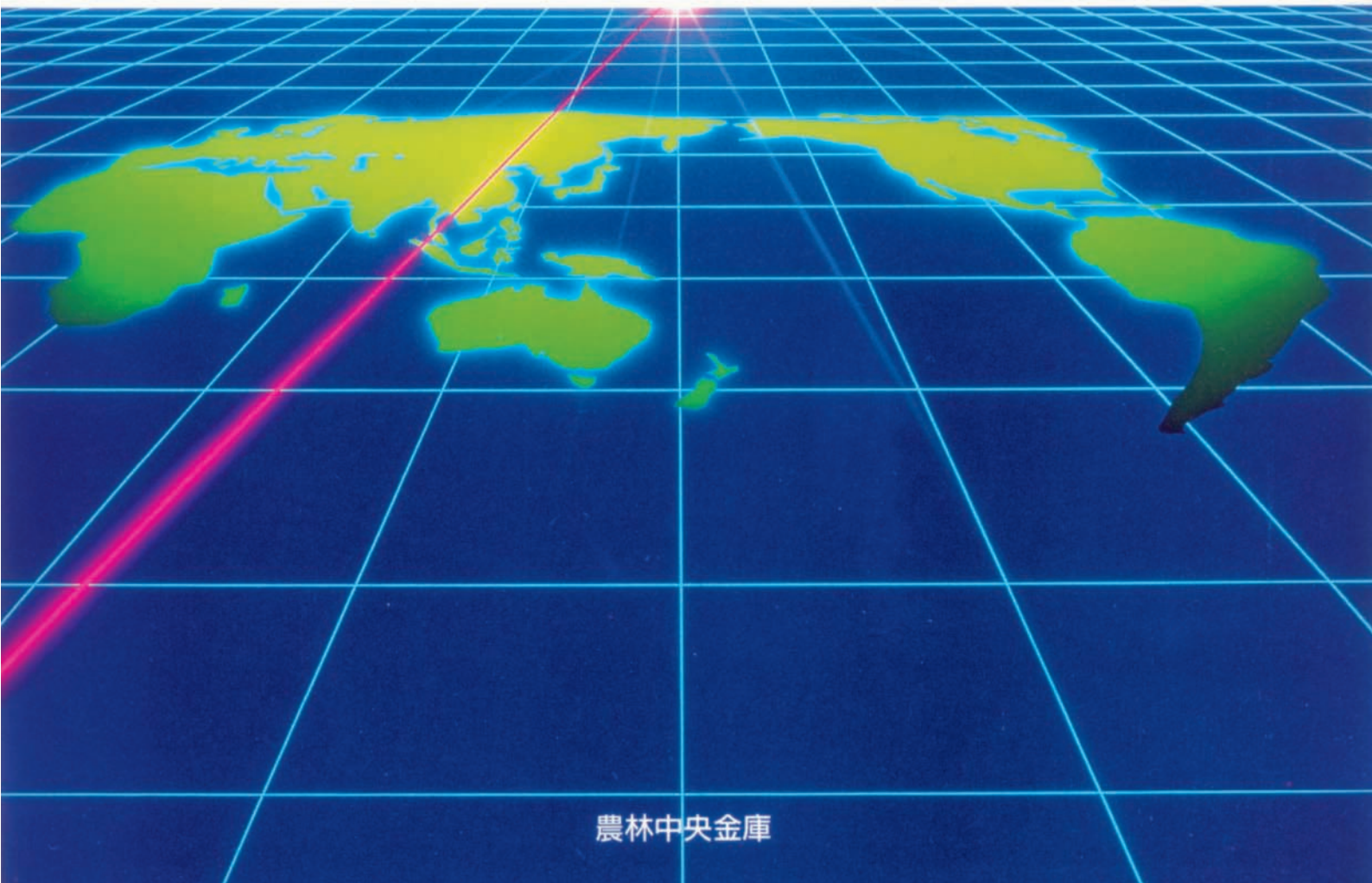

農林中央金庫

# 今月の窓

## 教育雑感

本格的な受験シーズンになった。筆者の大学受験の時は，学園紛争で大学は封鎖状態であり，学外での，しかも突然の雪の中での受験であった。今も，センター入試の日など，つい天気が気になったりする。

受験に関するニュースも，年を経るにつれて見る視点が変わってきたように思う。子どもが教育を受けるようになってからは，親の立場から，興味深く見るようになった。

最近気になる言葉として，「学力低下」がある。ここ数年，特に目につくようになった。数学のできない理系大学生，複利計算のできない銀行員，などが例としてあげられている。ある大手予備校では，数年前と同じ問題の学力テストを実施して，統計的に比較するということまでしている。いずれにしても，学生の学力低下については，多くの人が認めているようである。

しかし，その原因と対処法を明らかにするのは，極めて難しい。いや，「学力低下」の意味するところについても，必ずしも明らかではないようである。国立大学は入試科目を増やす流れにあり，また，「ゆとり教育」の是非をめぐる議論も盛んであるが，「学力低下」問題はもっと深いところに根があり，教育だけでなく子育て全体にかかわるもののように思える。

親の立場になってみると，自分のころとのあまりの違いを痛感することが多い。

昔の子どもは，生きた自然との触れ合いの中で育った。筆者自身，友達と自然の中で泥んこになって遊ぶ毎日であり，そのことでおのずから，物事について考える力が育まれたように思う。また，ロケットやラジオの製作が好きであったが，そのような興味に引っ張られて，理科の勉強に自然に入って行けた。しかし今の子どもの多くは，偏差値という抽象的な目標を掲げて勉強に取り組み，遊びもテレビゲームなどバーチャルな世界に沈潜することが多い。

また，以前の学校は，教育の質はいろいろであっても，文字どおり勉強しに行くところであった。今の子どもたちは，学校の勉強だけでは受験戦争に勝てないと言われて塾に通う。塾は学校より進度を速め，親も学校に多くを期待しなくなる。そして，学校の先生の意識も，拡散していく。その結果，学校での授業を「無駄な時間」と感じる子どもが増える一方，勉強が不得手な子にとっては，学校はますます居づらい場所になっていく。

このような状況は，受験技術にたけた子どもたちを生み出す一方で，多くの子どもから，勉強に対する内発的な意欲と，対象を深く理解する力を奪っているように思える。問題は，単にカリキュラムの問題ではなく，子どもが生活する環境そのものや，社会のシステム全体と深くかかわっているものといえよう。

これをどこから解きほぐして行けばよいのか，今日本が直面している多くの「改革」と同様，難しい問題である。

ただ言えることは，自然および社会（自然環境，農村，農業，安全でおいしい食べ物を含む）との生きた双方向の関係を，今日の子ども社会の中に，新しい形で再生していくことが，欠かせない要素であるように思う。

**（(株) 農林中金総合研究所基礎研究部長　石田信隆**・いしだのぶたか）

農林金融　第57巻　第2号〈通巻696号〉　目　次

今月のテーマ

# 農政の将来方向と生産・流通

今月の窓

教育雑感

（株）農林中金総合研究所基礎研究部長　石田信隆

水田，草地等地域資源と地域営農重視の日本型直接支払い

直接支払いと多面的機能，環境

蔦谷栄一 —— 2

外食・中食産業の米需要

藤野信之 —— 20

マグロの流通と魚価形成

出村雅晴 —— 40

談話室

気がついてみたらオーガニック検査員

（有）リーファース代表取締役　水野葉子 —— 38

情勢

稲作農業の実態と今後の見通し

清水徹朗 —— 55

組合金融の動き

近年のJAの貯金財源の動向

本田敏裕 —— 70

統計資料 —— 72

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

# 直接支払いと多面的機能，環境

## ――水田，草地等地域資源と地域営農重視の日本型直接支払い――


〔要　　旨〕

1　現在，ＦＴＡへの取組みが本格化し，米政策改革が開始されつつあるなか，新農業基本法の基本計画見直しと併行して直接支払いについての議論も活発化しつつある。議論の出発点は日本農業のグランドデザインに置かれるべきで，直接支払いの導入がこれからの日本農業の行方を決定的に左右することになる。

2　グランドデザインは，単なる規模拡大一辺倒のアメリカ追随型ではなく，我が国の自然条件，地域資源を生かすと共に，地域営農や消費者との交流を重視した，日本的な田園都市国家にふさわしい農業であることが要件となる。

3　ＷＴＯ交渉で，国内支持については，「青」の政策は削減対象にされるとともに，「緑」の政策も，より限定的なものにする方向で検討が進められてきた。こうした動きをにらんで，ＥＵ等では直接支払いの要件として一定以上の環境への配慮を求めるクロス・コンプライアンスに切り替えるとともに，農村開発を重視してきた。

4　国による支援なくして，我が国農業を維持していくことは不可能であるが，米について高関税を恒久的に維持していくことは困難であり，消費者が高価格を負担する関税よりも，国際相場に連動した市場価格によって購入する一方で，税金によって間接的に負担していく直接支払いのほうが，消費者の理解が得られやすいとともに，重点的な予算措置も可能になる。

5　直接支払いをはじめとする支援は，多面的機能や環境を重視したものでなければ国際的認知を得られ難くなっている。地域が多様性に富み，かつ地域営農重視が求められる我が国の場合，所得補填のための直接支払いに加え，中山間地域対策のための直接支払い，環境直接支払いを同時に打ち出すとともに，一定程度の環境への配慮をクロス・コンプライアンスさせ，地域の実態・実情に合わせて，これらを使い分けていくことが必要である。

6　多面的機能を発揮し，環境にも十分配慮した農業によって，食料の安定供給，安全・安心を提供していくことは生産者の義務である。生産者は，農業が公益性を有すること，農業が国民からの負託を受けていること，を深く認識・自覚していくことが重要である。

目　次

1　はじめに
2　直接支払いをめぐる経過・動向
3　日本農業を支援する必要性
4　直接支払いについてのＷＴＯの整理と事例
⑴　WTOの原則と支援の制約
⑵　WTO協定における
　　各国の直接支払いの取扱い
⑶　主な国（地域）の直接支払い
5　我が国での直接支払いを考える
⑴　直接支払いの必然性（前段での整理）
⑵　直接支払いの基本デザイン
6　直接支払いに対応した実体づくり
⑴　米粉，飼料イネ等による水田活用
⑵　地域資源活用による日本型畜産
⑶　多品種少量生産，地域特産
⑷　環境保全型農業
⑸　担い手・地域営農
⑹　森・水田・海の循環
7　むすび

## 1　はじめに

昨年９月，メキシコのカンクンで開かれたWTO（世界貿易機関）閣僚会議は決裂し，閣僚宣言を採択できずに閉幕した。途上国の台頭で先進国との対立が先鋭化するなど，根深く構造的な問題を内包しており，これを乗り越えて合意形成していくことは容易でなく，現時点（2004年１月20日）では先行きの見通しは立っていない。

こうした膠着状態にあるWTO交渉に代わって，FTA（自由貿易協定）へシフトする動きが急であり，我が国もシンガポールに続いて，昨年（03年）10月には合意に至らなかったものの，メキシコとFTA交渉が継続されており，11月には農林水産省にFTA本部を設置するなど本腰を入れての取組体制を整えつつある。

一方，我が国水田農業はまさにターニングポイントを迎えている。作況指数90と，10年ぶりの凶作にともなう需給逼迫はあるものの，米消費量の減少，米価格低迷，米在庫過剰，担い手の高齢化等の基調に変化はない。このため，04年４月からは，改正食糧法が施行されて，米政策改革大綱が実施されることになっている。「官から民へ，国から地方へ」を旗印に，これまで面積配分が行われていた米生産調整を数量配分方式に移行させるとともに，全国一律であった転作助成金制度を廃止し，地域自らの発想・行動・取組に対応した「産地づくり対策」が導入される。さらには，担い手についても「地域での話し合いを通じた，プロ農業経営など担い手の明確化」がはかられることになっており，まさに，米政策の大転換が開始されつつある。

このような情勢の下，国内農業の構造改革圧力が急速に高まっており，競争力強化，担い手確保等，問題と併行して農家の所得

補償，直接支払い導入問題がクローズアップされてきている。99年に施行された食料・農業・農村基本法（以下「新農業基本法」）で打ち出された方向性をいかに具体化していくのか，まさに正念場にさしかかっているものであり，これが我が国農業の将来を決定的に左右することになるのは必至である。

筆者はこれまで本誌を中心に，水田農業や地域資源利用を中心とする日本農業のグランドデザインのイメージを提示してきたが(注1)，本稿ではこれまでの論考を踏まえて，水田農業と地域資源，地域営農，そして多面的機能と環境保全に重点を置いた支援，特に直接支払いのあり方について考察・整理することをねらいとするものである。

**（注1）**参考文献および後掲第３図を参照のこと。

## 2　直接支払いをめぐる経過・動向

我が国での直接支払い導入については，ガット・ウルグアイ・ラウンドでアメリカと激しく対立してきたEUが，直接支払いの導入をカードに合意したことを契機として，多くの有識者から，いろいろな機会に，様々の角度からその必要性等が叫ばれ，提言等もなされてきた。

我が国政府の直接支払いについての対応の流れをみると，新農業基本法では，食料自給率の目標設定を基本とする基本計画の策定，消費者重視の食料政策の展開，自然循環機能の維持増進と並んで，望ましい農業構造の確立と経営施策の展開，市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策，中山間地域等の生産条件の不利補正，をその骨格として決定・施行された。

中山間地域等の生産条件の不利補正の手法としては直接支払いが想定され，2000年度から，急傾斜農用地，草地比率の高い（70%以上）地域の草地等を対象農用地とし，「集落協定または個別協定に基づき５年間以上継続して行われる農業生産活動等」を対象行為とする，中山間地域等直接支払制度が開始された。これは，新農業基本法の35条第２項の規定，すなわち「国は，中山間地域等においては，適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により，多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする」を根拠とする。あくまで条件不利農地の不利補正をねらいとするものではあるが，「中山間地域等において，担い手の育成等による農業生産の維持を通じて，多面的機能を確保する」（要綱）ことに対する直接支払いと整理されている。中山間地域等直接支払いの位置づけを巡っては議論のあるところであるが(注2)，我が国としては最初に導入された直接支払い導入であり，これからの直接支払いに関する議論の出発点としての位置に立つものである。

一方，経営安定対策については，01年８月「農業構造改革推進のための経営政策」が決定され，「経営所得安定対策」については，当面，稲作などの水田営農，輪作を

行う大規模畑作経営での導入を検討していくこととされた。ここでの経営所得安定対策は，「直接支払い方式のような措置ではなく，加入者の拠出を前提として，農産物に特有な価格の著しい変動にともなう収入又は所得の変動を緩和する仕組み」が想定されており，あくまで価格変動にともなう経営リスクを軽減するためのセーフティーネットとして位置づけられている。そして，これら施策は，「育成すべき農業経営」に集中化・重点化することを基本としており，集落営農を経営所得安定対策の対象とするかどうかについては先送りされた。

その後，水田農業政策・米政策の大転換を意図した米政策改革大綱が02年12月に打ち出され，08年度までに農業者・農業者団体主体の需給調整システム構築，生産面積方式ではなく生産数量方式による需給調整，産地づくりと米価下落に対応する「産地づくり推進交付金」の創設，計画流通制度廃止等が決定された。そして，ここでは，育成すべき担い手として，認定農業者のみならず集落営農も対象として追加された。

以上のとおり，我が国ではじめて導入された直接支払いは，その位置づけはさておき，条件不利地域に限定された直接支払いであり，また，検討されている経営所得安定対策等は，価格変動対策として位置づけられている。

こうした経過を経るなか，新農業基本法にもとづく，農政の中期的指針となる食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」）は５年ごとに見直しが行われることになっていることから，見直し後の基本計画を05年度から実行すべく，03年12月，農林水産大臣より食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」）に対して，基本計画の改定について諮問がなされ，05年３月での答申が予定されている。03年12月の審議会では，農林水産省から，「プロ農家の育成で，大規模畑作や水田農業など複数のタイプでの所得対策への移行を目指す」が，「構造改革がある程度進んでいる畑作に対する対策の優先順位が高い」方針が示されたことが報じられている(注３)。さらに，農林水産大臣は日本経済新聞のインタビュー記事で，「農業の中核となる担い手を確保し，やる気と能力のある農家を後押しすることが大事だ。中核的な農家に土地を集約し，大規模な経営ができるようにすることで生産性が高まる。その方法の一つが農家への所得補償だ。コメ，麦など品目にこだわらず，プロの農家に対して直接支払い，経営を後押しする(注４)」と語っている。

このように，ここでは，条件不利対策とは別途の直接支払いについても検討していくことが明らかにされている。

**（注２）**田代洋一（2002）「多面的機能と中山間地域直接支払い」『農業と経済』８月号
**（注３）**2003年12月10日付日本農業新聞記事。
**（注４）**2004年１月５日付日本経済新聞記事。

## ３　日本農業を支援する必要性

国内農業は過保護であるとともに，国内農家のコスト低減努力の不足を指摘する声は多い。国内総生産（名目）に占める農業

のシェアは1.1%（2000年）であるのに対して農業関係総予算の国の一般会計総額に占める割合は5.2%となっている。また，米価は国際相場の約４～５倍と，高い水準にあることも確かである。

ところで，我が国経済構造は，第二次産業，そして第三次産業中心へと大きく変貌し，輸出超過の構造を形成してきた。このため70年代以降，急速に円高が進行する一方で，農業経営の規模拡大が進まず，国内農産物は輸入農産物・食品に対して基本的に競争力を低下させてきた。

しかしながら，高いとされる農産物・食品価格も，量販店等での販売価格のうち生産者の収入はその一部で，相当程度を流通経費，加工経費が占めているのが現状である。また，生産農家はコスト引下げのための合理化努力を連綿として積み重ねてきたものの，農業が自然条件に大きく依存し，工業生産による商品とはなり得ないという本質的制約から，コスト引下げには一定の限界が存在する。

そして高齢化農業を担ってきた「昭和一けた世代」のリタイアが進むなど，担い手，後継者確保はさらに困難の度を増し加えつつあるなか，地域の中核農家として期待される大規模経営，専業経営ほど，基幹作物の価格下落の打撃を強く被っているのが現状である。

ところで，日本農業は食料の安定供給に加えて，安全・安心の提供，多面的機能の発揮，環境保全，定住確保等の非経済的価値をも有する。多面的機能については，農林水産省からの諮問に対して，01年11月，日本学術会議から答申がなされており，農業の多面的機能として，

①持続的食料供給が国民に与える将来に対する安心

②農業的土地利用が物質循環系を補完することによる環境への貢献

③生産・生活空間の一体性と地域社会の形成・維持

が掲げられている。これを貨幣評価したものが第１表で，評価額は，洪水防止機能３

**第1表　農業の有する多面的機能の評価額**

（単位　億円/年）

| （機能の種類） | 評価額 |
|---|---|
| 洪水防止機能 | 34,988 |
| 河川流況安定機能 | 14,633 |
| 地下水涵養機能 | 537 |
| 土壌浸食（流出）防止機能 | 3,318 |
| 土砂崩壊防止機能 | 4,782 |
| 有機性廃棄物処理機能 | 123 |
| 気候緩和機能 | 87 |
| 保健休養・やすらぎ機能 | 23,758 |

出典　農林水産省資料
資料　（株）三菱総合研究所（2001）「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」
参考資料　日本学術会議（2001）「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」
（注）１　農業の多面的機能のうち物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について,日本学術会議の特別委員会の討議内容を踏まえ,（株）三菱総合研究所が貨幣評価を行ったものである。
２　機能によって評価手法が異なっていること,また,評価されている機能が多面的機能全体のうち一部の機能にすぎないこと等から,合計額は記載していない。
３　洪水防止機能,河川流況安定機能,土壌浸食（流出）防止機能等の代替法による評価額についてはダム等の機能とは性格が異なる面があり,同等の効果を有するものではないことに留意する必要がある。
４　保健休養・やすらぎ機能については,機能のごく一部を対象とした試算である。
５　いずれの評価手法も一定の仮定の範囲においての数字であり,試算の範疇を出るものではなく,その適用に当たっては細心の注意が必要である。

兆５千億円，保健休養・やすらぎ機能２兆４千億円，河川流況安定機能１兆５千億円，土砂崩壊防止機能５千億円，土壌浸食（流出）防止機能３千億円等となっている。

これらに加えて農業は，農村・食文化，景観等でもきわめて大きな役割を発揮してきており，我が国の基層文化を形成してきた。

このように農業は国家が自立していくために必要であるというにとどまらず，存立の基盤そのものであるともいえ，これを維持していくためには支援等が不可欠であり，その柱となるべきは直接支払いであると考えられるのである。

**第2表　削減対象外の政策と我が国の政策の位置づけ**

| | | 内　　容 | 我が国の主要政策の位置づけ |
|---|---|---|---|
| 緑の政策（注3） | 政府によるサービスの提供 | 一般的なサービス | 研究開発,防疫,普及事業,基盤整備等 |
| | | 食料安全保障のための公的在庫 | 米,小麦,大豆,飼料穀物の備蓄 |
| | | 国内における食料の援助 | 学校給食対策 |
| | 生産者に対する直接支払い | 生産に関連しない収入支持 | |
| | | 収入保険,収入保障への財政支出 | |
| | | 自然災害救済への支出 | 農業災害補償,災害金融 |
| | | 生産者の廃業に関わる構造調整支援 | 農業者年金事業 |
| | | 資源の使用中止に関わる構造調整支援 | |
| | | 投資援助による構造調整支援 | 農業金融 |
| | | 環境政策による支出 | 転作関係の助成金（注1） |
| | | 地域支援に関わる支払い | （中山間地等への直接支払い）（注2） |
| 青の政策 | | 生産調整の下での直接支払い | |
| 最小限の政策（注4） | | 産品を特定した国内助成の額が,その生産額の5%以下の場合 | 野菜,鶏卵,等の価格安定対策 |
| | | 産品を特定しない国内助成の額が,農業生産額の5%以下の場合 | 農業災害補償制度により,生産減が平均生産量の30%以下である場合に支払われる共済金 |

資料　農林水産省資料
（注）1　米以外を作付けすることで,不作付けによる水田の荒廃を防ぐ。
2　2000年度より
3　1996年度:総額2兆8,182億円
4　1996年度:総額373億円

## 4　直接支払いについてのWTOの整理と事例

次章以下で我が国での支援のあり方について考えていくこととするが，その前提，制約条件となる，WTOの大枠なり，EU等，主な国（地域）での直接支払いについて，WTO協定でどのように取り扱われているのか，その要点を確認しておきたい。

### ⑴　WTOの原則と支援の制約

ウルグアイ・ラウンド合意後，WTOが設立され，ガット体制は強化されることになったが，農業分野でのウルグアイ・ラウンド合意内容は次のとおりである。

①非関税障壁の「例外なき関税化」

②国内農業保護財政の削減

③輸出補助金の削減

④関税率削減

あらためて述べるまでもなく，徹底した農産物貿易の自由化を原則としている。

国内支持については，

①価格支持，生産補助金等の貿易・生産への影響がある施策を「黄」とし，AMS（助成合計量）として削減。

② EUの直接支払い，我が国の稲作経営安定対策等の生産調整をともなう直接支払いを「青」とし，削減対象外。

③試験研究，基盤整備等，貿易や生産への影響がない施策を「緑」とし，削減対象外。

とされた（前頁第２表)。「黄」の政策については，AMSとして，各国の86～88年の実績を20%削減することとされているが，我が国は99年に，既に約束水準の19%にまで削減済みとなっている。

しかしながら，流産となったWTOのカンクン閣僚会議の３次案では，「青」の政策についても削減対象とされている。すなわち，「黄」の政策については一定の範囲での削減と品目別上限の設定，「青」の政策については農業総生産額の５%を上限としてさらに追加的削減，「緑」の政策については要件の見直し，がうたわれている。このように，農業保護は全般に削減の方向が示されており，削減対象外とされている「緑」の政策についても，より限定的なものにする方向で検討がすすめられてきた。

### ⑵　WTO協定における各国の直接支払いの取扱い

各国の直接支払いの取扱いを，「緑」「青」別に例示したものが第３表である。直接支払いのうち，「緑」の政策の例としては，①生産に関連しない収入支持，②環境対策，③条件不利対策，の三つが列挙されている。

### ⑶　主な国（地域）の直接支払い

我が国での直接支払い導入を念頭に置いて，ここでは参考事例として，EU，アメリカ，韓国を取り上げる。

#### a　EU

EUにおける直接支払いは，75年の条件不利地域政策補償金が最初であり，85年には環境支払いが開始されている。そして93年からは改革後の共通農業政策（CAP）にもとづき，穀物，家畜の価格引下補償金としての直接支払いが行われるようになった。

その後，農業予算の半分以上を占める価格引下補償金としての直接支払いは，作付面積や家畜飼養頭数とリンクした補助金であること，肥大化したCAP予算の有効性に対する疑問，大規模経営に手厚いという批判，中東欧10か国の加盟にともなうEU財政の逼迫懸念等から，00～06年におけるCAP政策・予算の中間レビューが行われ，「アジェンダ2000」が採択された。これにより，00年から環境への配慮が直接支払いの前提（クロス・コンプライアンス）とされるとともに，既往受給額の最大限２割までの削減が行われることとなった。クロス・コンプライアンスについては，これまで自主参加とされてきた環境への配慮を，最低限の配慮を優良農業行為規準（Code of Good Agricultural Practice，GAP）として直接支払い受給の要件にするとともに，環境支払いは，これを超えた高いレベルでの環境への配慮に対して支払われるようになっ

**第3表　WTO協定における各国の直接支払いの取扱い**

**〈「緑」の政策・・・協定実施期間中削減対象外。相殺関税の対象外〉**

| 種類（例） | WTO協定上の条件 | 各国の例 |
|---|---|---|
| 生産に関連しない収入支持 | ・基準期間の収入,要素の使用等明確な基準に照らし決定。<br>・支払額は,基準期間後の生産の形態または量,国内価格または国際価格,生産要素に関連し,または基づくものでないこと。<br>・生産を義務付けられないこと。 | ［米国:直接固定支払制度］<br>・96年農業法により,不足払い制度の廃止に代わって導入。<br>・過去の作付面積を基準として,あらかじめ定められた額を毎年農家に支払う。<br>・農業経営者1人当たりの平均支払上限は,4万ドル/年。<br>・経営者1人当たり平均支払額は,小麦約4,700ドル/年,トウモロコシ約4,200ドル/年。<br>・96～02年度までの措置であり,助成額は段階的に削除される。<br>（注）96年農業法は,財政赤字削減の観点から農業予算の大幅な引下げを目的に導入されたもの。 |
| 環境対策 | ・明確に定められた環境保全に係る政府の施策にしたがうことを義務付け。<br>・支払額は,政府の施策にしたがうことに伴う追加の費用または収入の喪失に限定。 | ［EU環境対策］<br>・85年に導入。<br>・環境負荷軽減のための農法導入,粗放的な農業推進等を計画にしたがって実施する農家に対し,その見返りとして面積当たりまたは削減する家畜頭数当たりの給付金を農家に支払う。<br>◎受給額はEU平均で16,000円/ha。 |
| 条件不利地域対策 | ・中立的かつ客観的基準に照らして不利な地域が対象。<br>・支払いの額は,基準期間後の生産の形態または量,国内価格または国際価格に関連し,または基づくものでないこと（生産要素に基づくことは可）。<br>・支払いの額は所定の地域において農業生産を行うことに伴う追加の費用または収入の喪失に限定。 | ［EU条件不利地域対策］<br>・75年に導入。<br>・山岳地域等に限定。<br>・農業活動に影響を与える恒久的な自然条件上の不利性に着目し,農地面積または家畜頭数に基づいた補償金を農家に支払う。<br>◎条件不利地域内の支給農家の割合は30%。<br>◎1戸当たり受給額はEU平均で19万円。 |

**〈「青」の政策・・・協定実施期間中削減対象外。相殺関税の対象となり得る〉**

| 種類 | WTO協定上の条件 | 各国の例 |
|---|---|---|
| 価格政策の見直しの代償 | 直接支払いのうち,生産調整を条件とし,以下の要件を満たすもの。<br>・固定された面積や単位に基づく支払い<br>・基準となる生産水準の85%以下の生産に行われる支払い。<br>・固定された頭数において行われる家畜に係る支払い。 | ［EU直接所得補償］<br>・92年の共通農業政策（CAP）改革により,支持価格の大幅な引下げに伴い導入。<br>・穀物・牛肉について,生産制限を条件として,面積（または頭数）に基づいた補償金を農家に支払う。 |

資料　農林水産省資料

た。

こうした見直しは，農業支持が生産中立的で，環境保全目的でもあることを論理的に示すことによって，価格引下補償金としての直接支払いも，「緑」の政策である環境支払い的要素を持たせようとしたものであると考えられる。

なお，直接支払いの農業経営所得に占める割合は，EU15か国平均では４分の１程度とされている。(注5)

**b　アメリカ**

アメリカは，96年農業法で，生産調整を廃止して，作付け自由にするとともに，それまで穀物について行われていた不足払いを廃止して固定支払いを導入した。

ところが，98年のアジア通貨危機にともなって発生した穀物価格の大幅な下落を背景に農業所得が落ち込んだことから，この所得減少分に対して市場喪失補償のための追加払いが行われた。

その後，2002年農業法では，固定支払い等政策が継続されるとともに，あらたな不足払い制度が導入され，98年以降続けられてきた市場喪失補償が引き継がれている。さらには，保全セキュリティ計画と呼ばれる環境支払いも導入された。これは，農務長官が土壌，水質，大気，エネルギー，動植物の生息地及びその他の保全と改善を推進する農業活動を行っている生産者と５～10年契約を結び，支払いを行うものである。(注６)

土壌保全留保計画，湿地罰則，環境直接支払い等の環境保全プログラム予算が計上されており，02年度の環境保全関連予算の農業予算に占める割合は8.8％にも及んでいる。環境面でアメリカはEUと同質化しつつあると言えるが，アメリカの環境保全型農業への取組推進は，EU等が国家・行政の強いサポートの下で行われているのに対して，民間による主体的な取組みが前提となっている。その中心は，「生物的，耕種的，物理的および化学的手段」を組み合わせて，農薬・化学肥料の使用を最小限に抑制するＩPM（Integrated Pest Management「総合的病害虫管理」）であり，農務省の報告では00年，耕地面積の71％がＩPMによって生産されているとしている。(注７)

99穀物年度における農業者の小麦，飼料穀物，米，綿花を合計した主要作物の収入構成は，総収入を100として，市場販売収入64.2，固定支払い11.6，マーケティングローン支払い11.3，土壌保全支払い1.4となっており，政府助成が総収入の３分の１以上を占めている。(注８)

### c　韓国

韓国は，ガット・ウルグアイ・ラウンド合意以降，WTO体制が浸透するなかで，農政の重点を水田農業と親環境農業に置いてきた。

韓国も米過剰基調で推移しており，３年間という期間限定で，03年から米作付面積の５％の生産調整を開始している。そして，その前段として，00年から水田農業直接支払制度をスタートさせるとともに，02年からは米価値下がり分の７割程度を補填する仕組みを導入している。

注目すべきは，こうした米政策に先立って，98年に環境農業育成法(注９)を施行し，これにともなう直接支払いが99年度から開始されている。環境規制地域（上水源保護区域や自然公園地域など10,572ha）において，親環境農業を実施する５戸以上で組織される生産組織に対し，１農家当たり5haを上限として，1ha当たり最高52万４千ウォン（10ウォン＝約１円）が３年間支給されるものである。

このように韓国では環境農業にかかる直接支払いを先行させているが，その後にスタートさせた水田農業直接支払いでも，クロス・コンプライアンスさせて農薬・化学肥料の使用を一定量以下に抑えることを条件にしている。

**（注５）**市田（岩田）知子（2002）「『エコロジー化』するドイツ農業と直接支払い」『農業と経済』８月号

**（注６）**詳細は，山下一仁（近刊）『国民・消費者

の農政改革』（仮題）東洋経済新聞社，参照。
（注７）詳細については拙稿（2003）「アメリカにおける環境保全型農業への取組動向」本誌３月号参照。
（注８）全国農業協同組合中央会（2000）「国際農業・食料レター」No.64
（注９）環境農業育成法は，2001年に親環境農業育成法として改正されている。親環境農業育成法の第１条（目的）は「この法律は農業の環境保全機能を増大させ，農業に起因する環境汚染を削減し，親環境農業を実践する農業者を育成し，もって持続可能で環境親和的な農業を追及することを目的とする」とされており，親環境農業には，有機，無農薬，減農薬栽培が含まれる。

## 5　我が国での直接支払いを考える

以上のような流れ，主な国の事例を踏まえて，次に，我が国で直接支払いをどう位置づけ，どのような骨格のものにすべきかについて考える。

### (1)　直接支払いの必然性

#### （前段での整理）

先に，三つの問題について整理しておきたい。第一が，支援等として直接支払いと関税措置のどちらをとるのか。第二が，価格変動に対するセーフティーネットとしての経営所得対策と直接支払いとの関係について，第三が直接支払いとその他助成との関係について，である。

#### a　直接支払いか関税措置か

第一の直接支払いか関税措置か，については，直接支払いを基本とすべきであると考える。すなわち，WTOをはじめとして，我が国の米にかかる関税率は高すぎる，として各国から批判を浴びており，関税の引下げ圧力は強く，高関税率を恒久的に維持していくことはきわめて難しい。むしろ価格は基本的に市場原理に委ね，直接支払いによって所得を確保していくほうが長期的な経営の安定性は高い。消費者サイドからみれば直接支払い導入によって，例えば米小売価格は国際相場に連動するようになり，市場化・自由化のメリットを享受することができるようになる。その一方で，これまで国際相場との価格差を高米価というかたちで直接的に消費者が負担していたものを，税金をつうじて間接的に負担していくことになる。直接支払いの導入をはかり，納税者負担とすることによって，米政策，農政はもちろんのこと，税金の使い方，政府予算のあり方等について，幅広く，国民，消費者の理解を得，また意見を反映させていくシステムを構築していくことがのぞましい。

現実的には関税率を徐々に引き下げつつ，一方で従来予算の組替えをすすめ，財源を確保しつつ直接支払いへシフトしていくことが妥当であろう。

#### b　直接支払いか価格安定対策か

第二の価格安定対策と所得対策としての直接支払いの関係については，価格安定対策は価格の上昇と下落がおおむねバランスしている場合には有効であるが，米価の長期低落傾向が続くなかでは生産コストのカバーは難しく，価格安定対策の効果は乏し

い。一方，米価が低落傾向にはない状況を想定した場合には，作況等変動にともなう価格変動は避けられないことから，価格安定対策は必要となる。

したがって，基本的には，所得補填のための直接支払いと，価格変動対応のための価格安定対策の二本立てとし，価格安定対策の財源については生産者も一部負担するということになろう。

#### c　直接支払いとその他助成

担い手確保や環境保全等構造改革のために必要な予算は相当な規模になろうが，既存の助成金体系のなかで，あらたに予算を確保していくことは困難であり，直接支払いというあらたな体系を設けて重点的に予算を確保していくことが妥当であろう。また，直接支払いのほうが，国民の眼には，予算の使途もより明確化されるメリットがある。

### ⑵　直接支払いの基本デザイン

#### a　直接支払いのねらい

直接支払いにより獲得すべき要素をあげると，担い手確保，地域営農推進，多面的機能発揮，環境保全，定住確保が主なものとなろう。

我が国の現状・実情からして，直接支払いによる所得確保によって担い手の確保が最優先されよう。しかしながら，直接支払いの対象を大規模経営体に絞ることについては，水管理等地域ぐるみによる営農活動が前提となっている我が国の場合，専兼を含めた地域営農を重視していくことを欠かすことはできない。

また，国民・消費者の農業への期待は，食料の安定供給とともに，安全・安心やアメニティーの提供にあり，多面的機能発揮や環境保全を要素として盛り込んでおくことが前提となる。

そして中山間等地域では，過疎化と耕作放棄が進行し，荒廃が著しいことから定住維持のためのインセンティブも必要とされる。

ところで，WTOでの「緑」の政策として位置づけられるためには，デカップリング，生産と所得との分離が基本とされており，EU等もこれに対応して環境や農村開発に重点を移してきているのが現状である。(注10) したがって我が国の場合でも，多面的機能，環境保全等を前面に押し出しながら，実質的に担い手確保に結び付けていくことがポイントとなり，水田と中山間地域が重視されることになる。

言い換えれば，これまで直接支払いについての議論は，本音としての担い手確保等の構造改革に重きが置かれ，多面的機能，環境保全は名目的に扱われて議論されてきたきらいがある。これを，多面的機能，環境保全への本格的取組みと構造改革とを一体化させて取り組んでいくことを基本として直接支払いを位置づけ，その実体を構築していくことが必要なのである。

#### b　直接支払いの対象作物

直接支払いの対象とすべき作物等につい

ては，稲作，麦・大豆等畑作，野菜，果樹，畜産，その他，があげられる。

ところで最も経営構造改革で急を要するのが稲作であり，また我が国において最も多面的機能を発揮しているのも稲作であり，直接支払い導入の観点からすると，特に水田稲作がポイントになってくる。ここで稲作についてやや詳細にみておこう。

我が国の農業生産額（02年）は８兆９千億円で，米は２兆２千億円（構成比24%）と，年々ウェイトを低下させている（第１図）。畜産２兆５千億円（同28%），野菜２兆２千億円（同25%），果樹７千億円（同８%）のとおり，現状，畜産だけでなく野菜も主食である米を上回っている。

これら産出額を農家類型別にみると，主業農家の産出額に占める割合は，畜産の生乳で96%，肉用牛で93%，豚で92%，また野菜83%，果樹68%と生産の集約化が進められてきたのに対して，米は37%にとどまっている。準主業農家27%，副業的農家36%と，おおむね主業農家，準主業農家，副業的農家が各３分の１を担っており，生産の集約化が立ち遅れていると言うことができる。

さらに，これを農家１戸当たりの平均経営規模の推移からみたのが第４表で，畜産では急速に大規模化が進んだのに対し，水

**第1図　作物・畜種別にみた農業産出額の農家類型別シェア（2002年）**

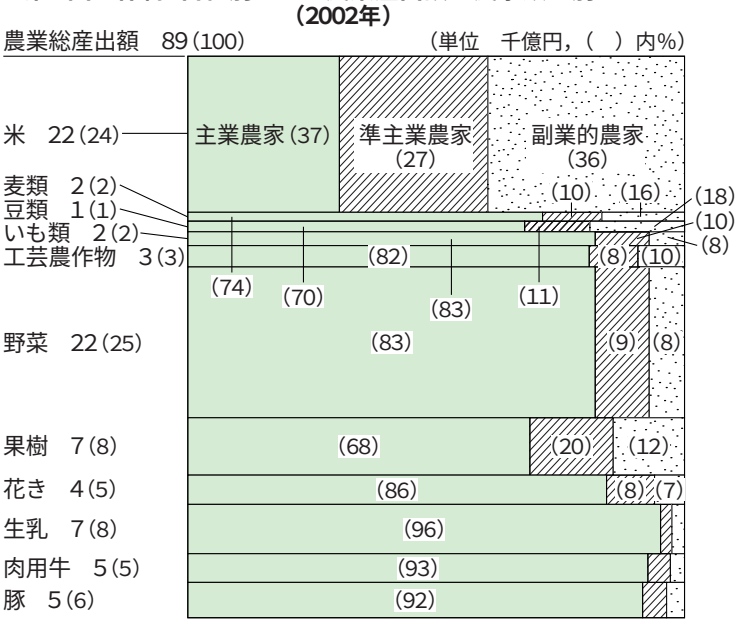


出典　農林水産省資料
資料　農林水産省「平成14年農業総産出額（概算）」「2000年世界農林業センサス」,「農業経営動向統計」
（注）1　主副業別シェアは,「2000年世界農林業センサス」「農業経営動向統計」より推計。
2　産出額は概算額である。

・　主業農家とは農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で,65歳未満の自営農業従事60日以上の世帯員がいる農家である。
・　準主業農家とは農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で,65歳未満の自営農業従事60日以上の世帯員がいる農家である。
・　副業的農家とは65歳未満の自営農業従事60日以上の世帯員がいない農家である。

**第4表　1戸当たりの平均経営規模（経営部門別）の推移**

（単位　ha）

| | | 1960年（A） | 75 | 85 | 02（B） | （B/A） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 経耕営地 | 北海道 | 3.54 | 6.76 | 9.28 | 16.75 | 4.7 |
| | 都府県 | 0.77 | 0.8 | 0.83 | 1.22 | 1.6 |
| 部門別（全国） | 水稲（a） | 55.3 | 60.1 | 60.8 | 85.3 | - |
| | 乳用牛（頭） | 2.0 | 11.2 | 25.6 | 55.7 | 27.9 |
| | 肉用牛（頭） | 1.2 | 3.9 | 8.7 | 27.2 | 22.7 |
| | 養豚（頭） | 2.4 | 34.4 | 12.9 | 961.2 | 400.5 |

出典　農林水産省資料
資料　経営耕地,水稲については「農（林）業センサス」「農業構造動態調査」,畜産部門については「畜産統計」「家畜の飼養動向」
（注）1　水稲の2002年の数値は販売目的で水稲を作付けした農家の数値である。
2　2002年の数値は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）の数値である。

稲の規模拡大は遅々として進まず，特に都府県でのテンポは遅い。

小規模，兼業経営による稲作が，農外所得も獲得して安定的に行われる限りにおいて，問題は少ないとみることもできようが，担い手不足が顕在化しつつあるなかでは，主食であるとともに，土地利用型の米，水田稲作での生産の集約化による構造改革が求められる所以である。

また，水田のもつ多面的機能については先に触れたとおりであるが，第２図のように洪水防止機能，土壌浸食防止機能等，中山間地域の水田の多面的機能発揮には大きなものがある。

したがって耕地面積の55%を占める田＝稲作への直接支払いのウェイトが最大となるが，我が国の多様な地域性を生かしての麦，大豆等穀物，野菜，果樹，畜産，地域特産物に対する直接支払いも必要であり，品目横断的な位置づけとなろう。

### c　直接支払いの受給対象

担い手確保をねらいに，担い手不足にともなう農地集約化を担うべき大規模・専業経営体を優先すべきではある。しかしながら先にも触れたように，水田農業を中心として地域営農を重視しなければならない我が国の場合，地域営農による取組みにイン

**第2図　水田の多面的機能**
**―― 機能の発揮イメージ ――**

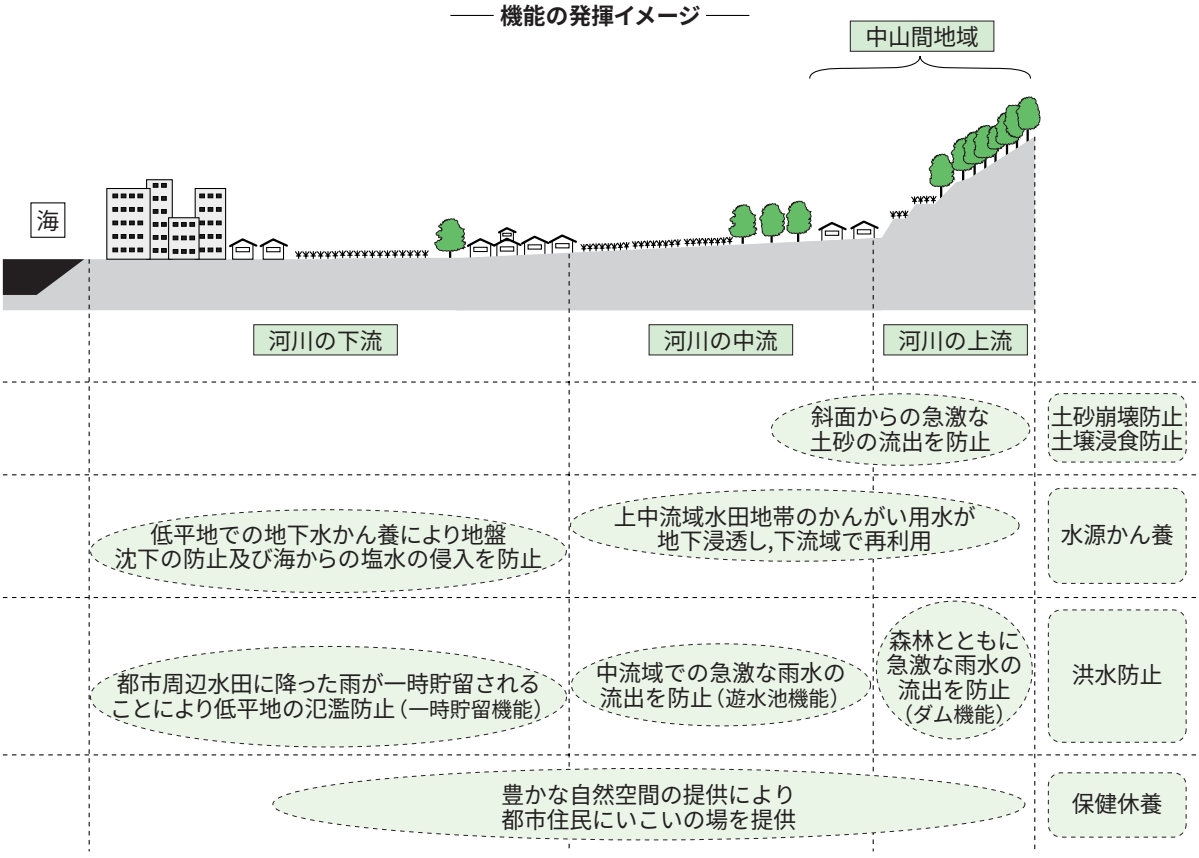


資料　農林水産省資料

センティブをもたせておくことが大事であり，多面的機能発揮や環境保全等の要素による直接支払い等でこれをも救っていくことが必要である。また，地域営農，適地適作を推進していく観点からは，果樹，畜産，地域特産物については優先順位を同じにし，地域実態に応じて選択可能にしておくことが好ましい。

**d　体系**

次に，EUや韓国等の事例をも参考にしながら，これらの体系化について考えてみたい。

担い手確保対策のための所得補償をねらいとする直接支払い一本で，上に述べた直接支払いについての多様なニーズ等に対応していくことは難しい。

定住確保のために，水田，草地等の地域資源を活用していくための中山間地域対策としての直接支払いは引き続き必要である。

あわせて環境保全については，EU，韓国と同様に，一定レベルまでの減農薬減化学肥料栽培は，直接支払いを受給するための基本要件とし，これを上回る有機栽培なり減農薬減化学肥料栽培について上乗せするかたちでの環境直接支払いを設けるべきである。韓国の親環境農業，中国の無公害食品も含めて，安全・安心の提供についての取組強化は世界的潮流となっており，取組体制として相対的に劣後しているといわざるを得ない我が国の場合，直接支払い導入を機に，本腰を入れて取組強化をはかる必要がある。

さらに，我が国では山林農家，半農半漁が多く，耕種農業と畜産とを包括的にとらえるだけでなく，林業，漁業に関する直接支払いとも連携させた，総合的体系とすべきである。地域を重視していくとともに，森・水田・海という大きな循環を大切にした日本的システムであることが期待される。

**e　財源**

財政逼迫の折，既存の農林水産予算のなかでの再配分により手当てしていくしかない。米の生産調整にかかる予算が当面は中心となろう。

ところで，現状，農業農村整備事業が農林予算の28%（03年度予算）を占めており，基盤整備事業の割合が高くなっているが，基盤整備が進むとともに，中山間地域等の工事効率の悪いところの基盤整備の比率が高くなっており，工事効率の悪いところは棚田として景観保全するなり，水田放牧として活用する等により，多面的機能発揮を維持しながらも，公共事業費の削減可能な対策を検討していく必要がある。

**（注10）**なおここで留意しておきたいのが，OECDから03年４月に出された多面的機能に関するレポートである。OECDは，98年の農業大臣会合コミュニケで多面的機能について初めて公式的に表明するとともに，景観，洪水防止機能，水資源涵養機能，生物多様性と環境保全，食料安全保障，地域活性化のための農業雇用を多面的機能の主要な分析対象とし，多面的機能は生産・貿易についての歪曲性を生じさせない，よく対象をしぼった政策によって達成すべきであるとの発表を行った。その後の，概念整理，実証分析を踏まえて，03年４月には多面的機能に

関する政策レポートを公表した。本レポートは，「緑」の政策が生産とデカップルされたものとして位置づけられていたものを，一定の条件のもとでは生産と関連しても「緑」となり得ることを示しており，日本提案に沿った内容となっている。また，多面的機能を発揮させていくにあたっては，関税が最適な政策となり得る理論的可能性を認めたものとなっている。（荘林幹太郎「OECD農業の多面的機能スタディ：政策レポートについて」農林水産政策研究所特別研究会2003年４月報告）

## 6　直接支払いに対応した実体づくり

５章のイメージ，整理で直接支払いを具体化していく一方で，直接支払い交付の条件に適合した経営体，すなわち多面的機能，環境保全にも十分に配慮した農業を早急に創出していくこと，実体をつくっていくことが求められる。これらについては機会をとらえて本誌で発表してきたところであるが，そのポイントを簡潔にあげておきたい。

### (1)　米粉，飼料イネ等による水田活用(注11)

多面的機能発揮を強調していくためには水田を重視していくことが求められるが，一方では水田を水田として保全していくことが最大の備蓄でもある，ということができる。

ところで，米は消費量の低下にともなって過剰基調にある。これまで米は人間が粒で消費することが前提となってきたが，麦粉や飼料穀物に代わって米粉や飼料イネの生産，さらには生分解性プラスチックやアルコール等の原料として生産し，水田を極力，水田として活用していくことが求められる。飼料イネ，米粉は食料自給率向上のための有力な対策ともなる。

米粉によるパンの製造・販売が全国各地で散見されるようになるとともに，学校給食での利用も広まりつつある。飼料イネも南九州をはじめ各地でトライアルが行われている。

米粉，飼料イネ，工業原料利用ともおおむねの技術は確立されているものと考えられるが，食用から遠ざかるほどに低価格での供給が必要となる。湿田や畜産地帯での飼料イネ生産への取組みを強化するなり，機械化大規模生産による低コスト化が実現したところでの米粉用の米生産等，地域条件にあわせた稲作，水田活用が求められる。

**（注11）**拙稿（2002）「地域資源活用による持続的循環型社会構築と日本農業」本誌10月号

### (2)　地域資源活用による日本型畜産(注12)

我が国では水田とともに，草地，森林の下草等豊富な地域資源を有しており，これらを有効活用して飼料の自給化を向上させていくことが必要である。

一方で，高品質で，安全・安心な畜肉の提供，安全･安心確保のための家畜の健康重視等へのニーズに対応して放牧の大幅な導入が求められる。

したがって北海道での集約放牧，マイペース酪農，中山間地域での山地畜産，林間放牧，水田地帯での飼料イネ，都市近郊での食物残渣利用等による，地域条件に対応した適地適作型の畜産経営を展開していく

ことが望まれる。

**（注12）**拙稿（2001）「適地適作による日本型畜産経営」本誌12月号

### (3) 多品種少量生産，地域特産(注13)

我が国は平地が少ない一方で，地形，気候等，変化に富んだ自然条件と，豊富な生態系を有している。こうしたなかで，それぞれの地域にあった種子が開発され，各地に伝統野菜が生み出されてきた。これらは基本的に多品種少量生産になじむものであり，食文化の形成にも大きな影響を及ぼしてきた。

また，我が国は，所得水準の高い豊富な消費者の存在，都市と農村との短い時間距離，というきわめて恵まれた環境条件を有している。

これらを生かしての，地産地消，産直，グリーンツーリズム等，都市と農村との交流を含めた地域営農，地域社会農業の展開が望まれる。大量かつ広域流通を前提にした定時・定量・定質・低価に重点を置いた輸入農産物とは差別化し，適地適作による，我が国の自然条件，特性等を十分に生かしていくことが必要である。

**（注13）**拙稿（2003）「地域農業，そして地域社会農業へ」本誌４月号，拙稿（2003）「地域社会農業時代の農協経済事業」本誌７月号

### (4) 環境保全型農業(注14)

我が国では，2000年に有機農産物加工食品の認証制度がスタートするとともに，03年からは特別栽培農産物にかかるガイドラインの改正が行われた。

しかしながら有機認定農家は4,260戸（03年３月末現在），有機格付数量（01年度）は野菜の0.13%，特別栽培の流通は３～４%とされている。また，環境保全型農業の取組面積割合は16.1%（01年度）にとどまっている。今後一段と野菜等での輸入圧力を強めてくることが必至の中国，韓国に比べて環境保全型農業への取組体制は劣後していると言わざるを得ない。有機栽培，特別農産物栽培がＪＡＳ法に規定されているにすぎない等，法的にも体系化されておらず，環境保全型農業による生産・流通・加工・表示等を一元化した基本法の制定を踏まえての本格的な取組みが急がれる。

こうした状況下ではあるが，有機農業，環境保全型農業についての多様な技術，資材等は開発・蓄積されつつある。こうしたなかで筆者が注目しているものの一つに日本不耕起栽培普及会が推進している不耕起移植栽培である(注15)。これは不耕起，低温育苗，深水管理を特徴としており，水田にはメダカ，ドジョウ，トンボ，鳥類等，豊富な生態系がもたらされるとともに，不耕起の表層の固い土壌への環境適応により，通常農法の稲に比べて根量は多く，かつ太い。大幅な省力化を可能にするとともに，冷害等異常気象でも生産は安定しており，また，雑草の抑草効果もある。そして豊富な生態系が消費者に大きな安全・安心を供給している。

さらに，この不耕起栽培は，環境保全型農業であるにとどまらず，機械エネルギーの節約がはかられ，水田からのメタン発生量も少なく，加えて水浄化能力が極めて高

いという特徴を有している。水汚染が進むなかで，不耕起栽培が有する浄化能力には大いに注目したい。

**（注14）**拙著（2003）『海外における有機農業の取組動向と実情』筑波書房
**（注15）**岩澤信夫（2003）『不耕起でよみがえる』創森社

### ⑸　担い手・地域営農

特に土地利用型の水田農業については，農地を集約化して，大規模経営を行う中核農家を確保していくことが必要であるが，地域の多様な担い手との連携なしでの営農は難しい。一方では，中核的農家の存在無くして地域営農の維持は困難であることも確かであり，中核的農家と地域営農とを対立概念ととらえること自体が実態に合わないように思われる。中核農家を育成・確保しながら多様な農業者の特性を生かして地域営農を推進していくことが重要である。そのためにも生産者自らが中心となって，水田農業ビジョンから一歩進めた地域営農ビジョンを作成し，これに取り組んでいくことが望まれる。

### ⑹　森・水田・海の循環(注16)

我が国の実態は，農家林家，半農半漁が多く，地域内での一次産業相互の連携が必要である。木を植え森となり，そこからきれいで養分に富んだ水が供給される。水田にはその水だけでなく，木の葉がたい肥として投入され地力の維持がはかられる。さらに水田の水は海へと流れプランクトン，小魚，魚等の食物連鎖をつうじて豊富な海の幸をもたらす。

こうした循環が持続的な農業，漁業を可能にするとともに，我が国の自然と一体化した文化を育んできた。この循環を維持していくためにも，林業，農業，漁業ともに連携しながら，環境に十分配慮した取組みを行っていくことが必要である。

**（注16）**拙稿（1998）「生態系重視型の魚類養殖と農林業」本誌２月号

**第3図　日本農業再生シナリオ**

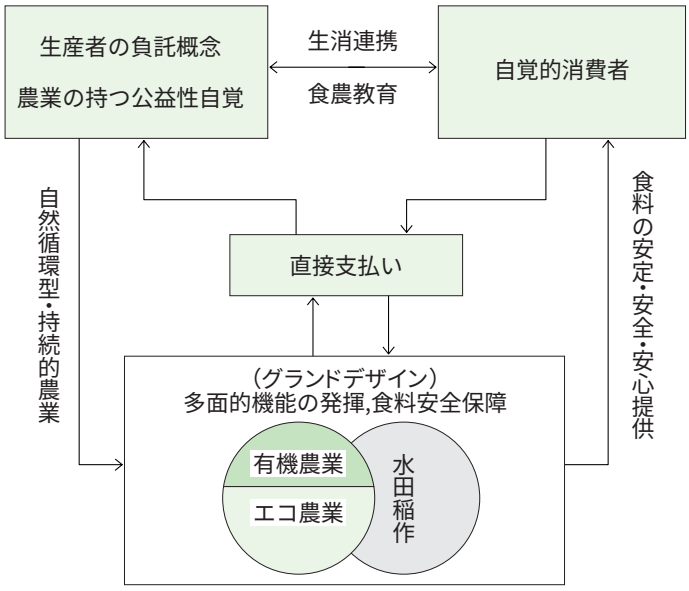


資料　筆者作成

## 7　むすび

これまで縷縷述べてはきたが，最後に，いくつかのポイントについて強調しておきたい。

第一に，現在，FTAへの取組みが本格化し，米政策改革が開始されつつあるなか，新農業基本法の基本計画見直しと併行して

直接支払いについての議論も活発化しつつあるが，その出発点は21世紀の日本農業のグランドデザインにあり，これをどう描いていくべきか，本格的な議論が望まれる。いずれにしてもどのような直接支払いを導入するかは，これからの日本農業の行方を決定的に左右することになる。

第二に，グランドデザインは，単なる規模拡大一辺倒のアメリカ追随型ではなく，我が国の自然条件，地域資源を生かすとともに，地域営農や消費者との交流を重視した日本的な，田園都市国家にふさわしい農業であることが要件となる。そして中核的担い手をリーダーとして，主体的に作り上げられた地域営農ビジョンによってこれに向けて着実な積み上げをはかっていくことが求められる。

第三に，日本農業に支援は不可欠であるが，直接支払い等支援は多面的機能や環境を重視したものでなければ国際的認知は得られ難い。地域の多様性，地域営農重視が求められる我が国の場合，所得補填のための直接支払いに加え，中山間地域対策のための直接支払い，環境直接支払いを同時に打ち出すとともに，一定程度の環境への配慮をクロス・コンプライアンスさせ，地域の実態・実情に合わせて，これらを使い分けていくことが必要である。

第四に，我が国が，WTO交渉等で多面的機能を強調しているが，こうした主張に対応した水田，草地等地域資源利用をベースとし，環境にも配慮した農業実態を早急に作り上げていくことが必要である。実態が乏しいままで，理屈だけで交渉を乗り切っていくには限界がある。

第四に，直接支払いの前提として，生産者は多面的機能を踏まえた，また環境に十分配慮した農業によって，食料の安定供給，安全・安心を提供していくことが強制される。すなわち，公益性を発揮していくことが生産者の義務であり，これを生産者がしっかりと認識していくことが出発点となる。

**＜参考文献＞**


・拙稿（2002）「地域資源活用による持続的循環型社会構築と日本農業」本誌10月号
・拙稿（2001）「適地適作による日本型畜産経営」本誌12月号
・拙稿（2003）「地域農業，そして地域社会農業へ」本誌４月号
・拙稿（2003）「地域社会農業時代の農協経済事業」本誌７月号
・拙著（2003）『海外における有機農業の取組動向と実情』筑波書房７月
・拙著（2000）『エコ農業――食と農の再生戦略』家の光協会３月
・山下一仁（近刊）『国民・消費者の農政改革』（仮題）東洋経済新聞社
・山下一仁（2000）『詳解WTOと農政改革：交渉のゆくえと21世紀の農政理論』食料・農業政策研究センター11月
・岩澤信夫（2003）『不耕起でよみがえる』創森社11月



**（常務取締役　蔦谷栄一・**つたやえいいち**）**

# 外食･中食産業の米需要

〔要　　旨〕

1　「食の外部化」の進展により，今や主食用米需要の３割弱を外食･中食産業が占める状況となり，今後も増加するものと予想される。

2　2002年の主食用米需要量は，農林水産省推計で886万トン，うち外食･中食産業の需要量は253万トンである。金額ベースでは，外食産業で１兆円弱，中食産業で２～３千億円程度の米の仕入購入規模になるものと推計される。

3　日本フードサービス協会（以下JFと略記）調査によれば，外食産業の内外部経営環境は厳しく，仕入先の見直し等の効率化が行われている。中食産業も同様の傾向にあるものと言える。ちなみに，外食産業の売上高に占める米仕入高の比率は3.9%，中食産業では7.0%と推計され，単一仕入品目としては，巨大なものとなる。

4　外食･中食産業の米の仕入先は，食糧庁，JF，日本惣菜協会の各調査に共通して，農協系統外の専門流通業者（米穀卸･小売）からの仕入が８割程度となっている。
　この理由は，専門性のほかに，外食･中食産業の少量多頻度配送要求への対応力も影響しているものと考えられる。また，大手企業では，農協系統仕入がある場合も「農協集荷の自主流通米」を仕入れるとの意識は弱く，全農･経済連に対する仕入チャネルとしての評価が大きな要素となっている。

5　米仕入の際の判断基準は，産地･品種を除けば，①品質･食味の良さ，②その安定，③価格の順となる。今後の方向として，①検査米，②トレーサビリティ確保，③無洗米，のニーズが強い。

6　食糧庁調査（03年５月）では，米を仕入れる際に「産地・品種指定」する事業者は56.5%で，指定内容は，①「県単位」７割強，②「農協単位」，③「市町村単位」各１割強。単品で仕入れる事業者は，仕入内容回答者の７割強，ブレンド仕入は同５割強。単品仕入の品種は，①コシヒカリ（５割弱），②ひとめぼれ，③あきたこまち，ヒノヒカリ（各１割強）。「産地のアピール」は全体の３割弱。

7　外国産米は95～02年度にMA米として525万（玄米）トン輸入され，うちSBS輸入66万トン中50万トンが主食用に用いられた。MA枠外輸入は594実トンあり，用途には外食産業（広義）が含まれている（農水省）。
　大手外食･中食企業は，①品質，②消費者意識等から「現在仕入れておらず，今のところ全く考えていない」が，これらの問題が解消されれば検討するとのスタンスが多い。

目　次

はじめに
1　主食用米需要と外食での需要
⑴　米の需要量とその推移
⑵　米需要の減少と食の外部化の進展
2　外食産業の市場規模
⑴　市場規模全体
⑵　食材･米の市場規模
3　外食産業の経営動向
⑴　狭義の外食産業
⑵　中食産業
⑶　外食産業の収益構造
4　外食産業の米の仕入動向
⑴　米の仕入先
⑵　米仕入の際の判断基準
⑶　米の仕入内容
⑷　米のアピール状況
⑸　米の価格
⑹　米の仕入量
⑺　米仕入の契約頻度（期間）
⑻　外国産米の取扱い
⑼　農協系統への評価と期待
おわりに

## はじめに

米の国内需要は，当然のことながら家庭内で炊飯･消費される主食用米がその大宗を占めている。

一方，「食の外部化」と呼ばれる，食の社会的背景やライフスタイルの変化等を受けた外食産業（イート･イン＝店内飲食）や中食産業（テイク･アウト＝持ち帰り飲食等）の興隆に伴い，そこで費消される主食用米も増加し，今や主食用米需要の３割弱を占めるまでに至っている。

さらに，この内側には相対的にはまだ少量ながら冷凍米飯を中心とする加工米飯の形態での米消費もあり，これらの業務用実需者の米の需要動向は，主食用米の需要動向を占うのに避けては通れないものとなっている。

こうしたなかで，米の制度改革が企図され，集荷・流通分野に関しては「消費と生産の距離を縮め，市場の変化に迅速に対応できるよう，可能なものから早急に実施」(注1)（農林水産省，以下「農水省」と略記）することとされている。これらは外食･中食事業者等業務用実需者の主食用米仕入にも何らかの影響を及ぼすものと想定される。

また，これを受け，「販売を起点としたJAグループ米事業の改革」が第23回JA全国大会で決議され，「需要に応じた業務用や加工用の生産，炊飯事業等消費者接近型事業の強化を図る」こととされた。

そこで，本稿では主食用米の業務用実需者に焦点を当て，その需要動向について検討･整理してみることとしたい。

**（注１）**農林水産省総合食料局ホームページ（03年２月３日）「米政策の改革に関するＱ＆Ａ」

## 1　主食用米需要と外食での需要

### (1)　米の需要量とその推移

農水省の推計[注2]によれば，今から10年前の1993年の主食用米の国内需要量は1,026万トンで，そのうち外食の米の使用量は176万トン（17.2%）であった。

その後，主食用米の需要量は傾向的に減少し，02年には886万トンまで減少した（年率平均△1.6%）。一方，外食の米の使用量は逆に傾向的に増加し，02年では253万トン（年率平均＋4.1%）と，主食用米の需要量の28.6%を占めるに至った（第１図）。なお，ここでいう外食需要には前述の中食産業の需要を含んでいる。

**（注２）**農林水産省（2003.11）「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」第１動向編。

**第1図　主食用米の需要量と外食への米の使用量**

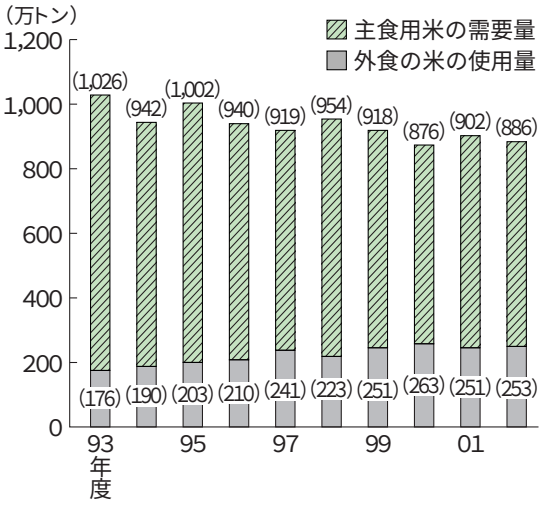


資料　農林水産省（2003.11）「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」第1動向編
（注）　主食用米の需要量は米穀年度,外食米の使用量は歴年度。

### (2)　米需要の減少と食の外部化の進展

それでは，なぜ上記のような需要量の変化が起きたのだろうか。

主食用米需要の減少要因は，少子高齢化の進展，単独・二人世帯，孤食・欠食の増加，女性の社会進出の進展，経済成長に伴う生活水準の向上と整理されている[注3]（農水省）。

そしてまた，外食の米需要の増加要因もこれら主食用米需要の減少要因とオーバーラップする。つまりは，主食用米需要の減少をもたらす社会構造等の変化が，同時にまた外食・中食産業の発展を後押しして，外食の米需要を増加させていることになる。

したがって，前記（1）の主食用米の需要量変化の諸傾向は，今後も継続するものと予想される。

なお，「外食・中食産業の市場規模」が，それに「国民経済計算における家計の食料支出（内食）」を加えた合計額に占める割合は，「食の外部化率[注4]」（（財）外食産業総合調査研究センター，以下「外食総研」と略記）と呼ばれている。

同様に，「狭義の外食産業市場規模」が，「家計の食料支出（内食）」と「外食・中食市場規模」の合計額に占める割合は「外食率」と呼ばれ，それぞれ上昇傾向にあり，01年で外食率は37.1%，食の外部化率は44.1%となっている（第２図）。

**（注３）**（注２）に同じ。
**（注４）**（財）外食産業総合調査研究センターホームページ。

**第2図　外食率,食の外部化率推移**

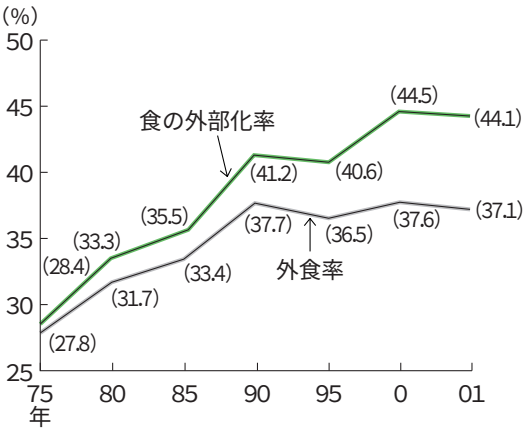


資料　(財)外食産業総合調査研究センターホームページ
(注)1　外食率=外食産業市場規模
/家計の食料支出+外食産業市場規模
2　食の外部化率=外食産業市場規模+料理品小売業
/家計の食料支出+外食産業市場規模

## 2　外食産業の市場規模

### (1)　市場規模全体

ところで，実額としての外食産業の市場規模はいかほどのものであろうか。

外食総研の推計によれば，外食・中食産業の市場規模は，02年で30兆７千億円強，うち狭義の外食産業が25兆５千億円強，中食産業（料理品小売業）が５兆１千億円強となっている（第３図）。

なお，これは，01年度の国内最終消費支出（含む政府）374兆円強の8.2%を占めている。

狭義の外食産業のなかで，業態として一番市場規模が大きいのは食堂・レストランの８兆９千億円弱，二番目が宿泊施設の営業給食３兆６千億円強となっている。

中食産業は，「料理品小売業」が産業分類の最小単位であることから，内訳区分は把握できない。業態としては，持ち帰り弁当，惣菜等の調理済み食品の販売業ということになるが，コンビニエンス・ストアも３分の１程度含まれている。一方で，ここ

**第3図　外食産業の市場規模（2002年）**

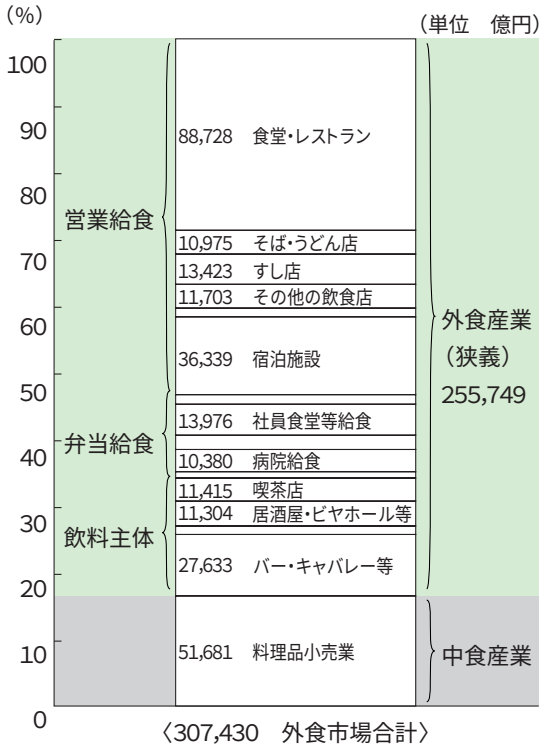


資料　第2図に同じ

**第4図　内食・中食・外食等の位置関係**
**（概念図）**

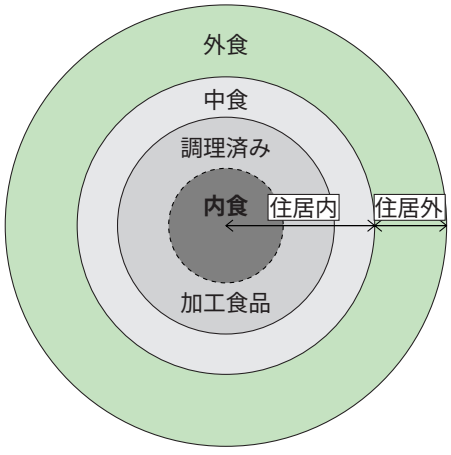


資料　筆者作成

にはスーパー，百貨店が直接販売している惣菜類（料理品）の市場規模（販売額）は含まれていない（産業分類の関係による）。

さらに，この内側に，冷凍食品，レトルト食品，インスタント食品等の調理済み加工食品が位置することとなる。

ここで，内食，中食，外食，調理済み加工食品の位置関係を図示しておこう（第４図）。

### ⑵　食材･米の市場規模

それでは，業務用実需者としての外食産業の食材仕入，特に米仕入の市場規模はいかほどか。

（社）日本フードサービス協会（以下，「JF」と略記）が02年３月に行った「外食産業食材仕入実態調査」[注5]によれば，狭義の外食産業の米仕入量推計値は225万トン，中食を含む広義の外食産業全体では266万トンと，前記１（1）の農水省推計値253万トンと近似している。

また，同調査によれば，回答外食企業全体の売上高食材費率は34.4％（加重平均），うち米･米加工品の仕入高割合は11.3％（売上高対米仕入高比率は3.9％（＝34.4％×11.3％））である（第１表）。

ここから外食産業（狭義）の米仕入高を推計すると，前記（1）の狭義の外食産業の市場規模（売上高）25兆5,749億円に売上高対米仕入高比率3.9％を掛けて9,974億円となる。

ちなみに，この市場規模9,974億円を前述の狭義の外食産業の米仕入量推計値225万トンで除すると，10kg当たり4,433円となり，小売価格の水準まで高くなってしまうが，これは狭義の外食産業市場規模に占める「食堂･レストラン」の割合（34.7％）よりもJF調査回答企業の当該割合（社数ベースで78.1％）が大きく，前述の売上高対米仕入高比率が高めに算出されていることによるものと推定される。

**第1表　外食企業の米･米加工品仕入高割合**

（単位　億円，％）

| | | 食材仕入高合計① | 米･米加工品② | ②/①×100 |
|---|---|---|---|---|
| | 全体（合計） | 16,000 | 1,805 | 11.3 |
| 業態別 | FF | 4,679 | 609 | 13.0 |
| | FR | 4,838 | 522 | 10.8 |
| | DR | 1,378 | 129 | 9.4 |
| | パブ･居酒屋 | 2,048 | 106 | 5.2 |
| | 喫茶 | 525 | - | - |
| | 総合飲食･給食 | 2,112 | 307 | 14.5 |
| | その他 | 431 | 39 | 9.0 |
| 売上規模別 | 10億円未満 | 101 | 5 | 5.0 |
| | 10～20 | 281 | 47 | 16.7 |
| | 20～50 | 870 | 70 | 8.0 |
| | 50～100 | 1,301 | 139 | 10.7 |
| | 100～300 | 4,208 | 411 | 9.8 |
| | 300以上 | 9,276 | 1,110 | 12.0 |

資料　日本フードサービス協会(2002)『外食産業食材仕入実態調査報告書』,なお,割合は筆者算出。
（注）1　FFはファーストフード,FRはファミリーレストラン,DRはディナーレストランの略。
2　無回答企業を含む集計等のため,区分別の合計と全体(合計)は一致しない。

中食産業の米仕入高はどうだろうか。（社）日本惣菜協会（以下「惣菜協」と略記）が会員企業を対象に実施した調査報告書『惣菜産業の経営動向』[注6]（02年３月）によれば，惣菜製造業の惣菜部門の売上高原材料費率（加重平均）は41.2％で，うち米の仕入高割合は17.0％（売上高対米仕入高比率は7.0％（＝41.2％×17.0％））である（第２表）。

ここから中食産業の米仕入高を推計すると，極めて粗く前記（1）の中食産業の市場規模（売上高）５兆1,681億円に，惣菜製造

**第2表　惣菜製造業の米仕入割合**

（単位　億円，%）

| | | 原材料費率① | うち米仕入比率② | 売上高対米仕入高比率 ①×② |
|---|---|---|---|---|
| 全　体 | | 41.2 | 17.0 | 7.0 |
| 業種別 | 単品型 | 46.2 | - | - |
| | 米飯型 | 54.1 | 37.1 | 20.1 |
| | 総合型 | 29.4 | 5.7 | 1.7 |
| 業態別 | 製造・小売 | 37.3 | 8.4 | 3.1 |
| | 製造・卸 | 54.4 | 24.9 | 13.5 |
| | 製造・卸・小売 | 31.6 | 7.4 | 2.3 |
| 規模別 | 10億円以上 | 41.5 | 17.5 | 7.3 |
| | 3～10 | 37.3 | - | - |
| | 3未満 | 32.1 | 8.0 | 2.6 |

資料　（社）日本惣菜協会(2002)『惣菜産業の経営動向』，なお,売上高対米仕入高比率は筆者算出
（注）1　原材料費率と,うち米仕入比率の対象企業数は異なっている。
2　単品型=米飯以外の商品カテゴリーで50%以上を占める。
米飯型=米飯商品1カテゴリーで50%以上を占める。
総合型=1カテゴリーで50%以上を占める商品がない。

業の売上高対米仕入高比率7.0%を掛けて3,618億円となる。

粗いことに変わりはないが，料理品小売業の売上原価率を49.6%（TKC経営指標による限界利益率は50.4%[注7]）と置き，全商品を仕入調達しているとすると，中食産業の米仕入高は1,794億円（＝51,681億円×49.6%×7.0%）となる。

このような推計から，中食産業全体ではおよそ2,000～3,000億円程度の米の仕入購入市場があるものと考えられる。

また，外食・中食の内側に位置する加工食品について言えば，主食用米の場合は「加工米飯」ということになる。加工米飯の生産量は，02年では24万８千トンで，うち半数を超える14万６千トン（59.0%）が冷凍米飯，６万６千トン（26.8%）が無菌包装米飯となっており，趨勢としては冷凍米飯が減少し，無菌包装米飯が増加する態勢にある[注8]（農水省）。

さらに，納品形態からみると，炊飯米の増加にも注目しておく必要がある。（社）日本炊飯協会によれば，02年の炊飯米に使用された米（精米）は13万８千トンにのぼっており，炊飯米市場規模は990億円となっている。これは，外食・中食事業者等が効率化等のために，既に炊飯された形での米の納品を求めていることに対応するものである。

炊飯米の出荷先は，食品販売店57.6%，飲食店18.5%となっている（同協会）。

**第5図　米の業務用流通チャネルの概念図**

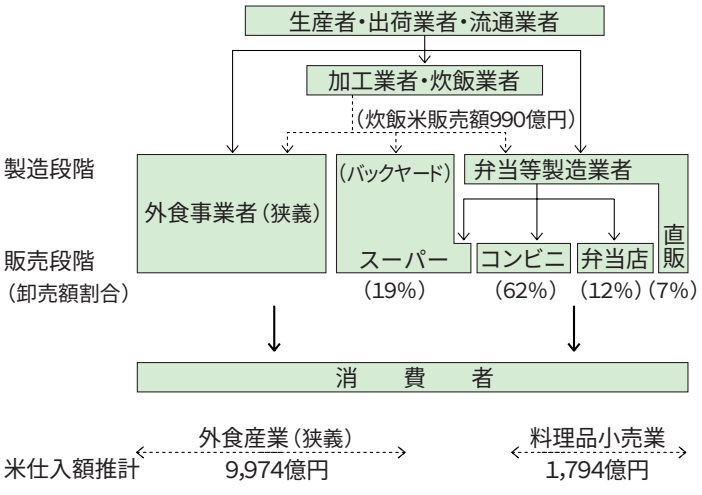


資料　各種資料から筆者作成・推計
（注）1　弁当等製造業者のチャネル別卸売額割合は，（社）日本惣菜協会(2002)『惣菜産業の経営動向』の「米飯型」企業の「チャネル別販売比率」による。
2　炊飯米販売額は,（社）日本炊飯協会の調査による（2002年）。
3　米仕入額の推計根拠は,本文参照。
4　弁当等製造会社の直販は,百貨店のテナントが多い（米飯型企業販売額の4.7%,直販部門全体の72.3%）。

ここで，米の業務用流通チャネルについて図示しておこう（第５図）。

**（注５）**（社）日本フードサービス協会による会員企業を対象としたアンケートとヒアリングによる調査で，アンケート発送企業数383社，回答企業数114社（回収率29.8％）。

**（注６）**（社）日本惣菜協会による会員製造企業を規模，業種，業態別に抽出したアンケート調査で，有効回答企業数は40社。

**（注７）**「TKC経営指標」速報版（03年３月決算～03年５月決算），TKCホームページ。

**（注８）**農林水産省総合食料局ホームページ（03年８月12日プレスリリース資料）。

## ３　外食産業の経営動向

### ⑴　狭義の外食産業

次に，主食用米の業務用実需者である外食産業の経営動向を見ておこう。経営動向は，当然ながらその購買仕入行動・指向性に影響を与えるからである。

JFによる「外食産業経営動向調査（94～02年，年間データ（注９））」の「既存店ベース」の売上金額，利用客数，客単価の前年比率推移（第６図）をみると，98年以降，客単価の前年比率が100％を割り込み，かつ低下基調にあるのが分かる。

売上高のもう一方の構成要素である，利用客数の前年比率も01年を除いて100％を割り込み，一進一退となっている。

このため，客単価と利用客数の積である売上金額の前年比率も，同様に100％を割り込んで低迷している。

一方，新規店を含む「全店ベース」の売上金額，利用客数，店舗数の前年比率推移（第７図）をみると，店舗数の増加率が３～４％程度で安定しており，これに連動して利用客数の増加率も，ほぼ同様の傾向を示している。しかしながら，客単価の低迷により，売上金額の増加率は２～３％程度にとどまっている。

こうしたなかで，外食産業の経営施策としては，いかに客単価の低下基調を改善しつつ客数を増やし，既存店ベースの売上高

**第６図　外食産業経営動向（既存店）**

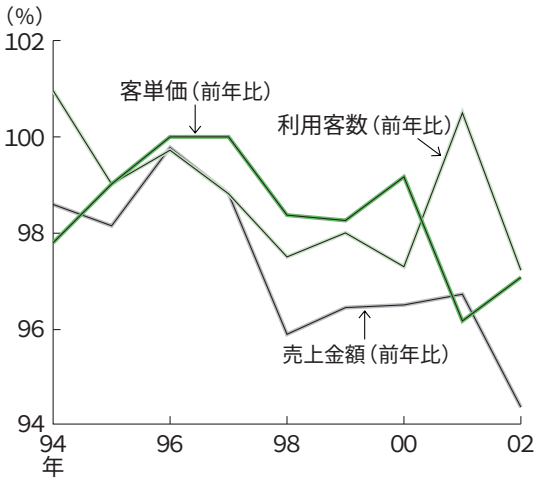


資料　日本フードサービス協会（2003）「外食産業経営動向調査」（ホームページ）

**第７図　外食産業経営動向（全店）**

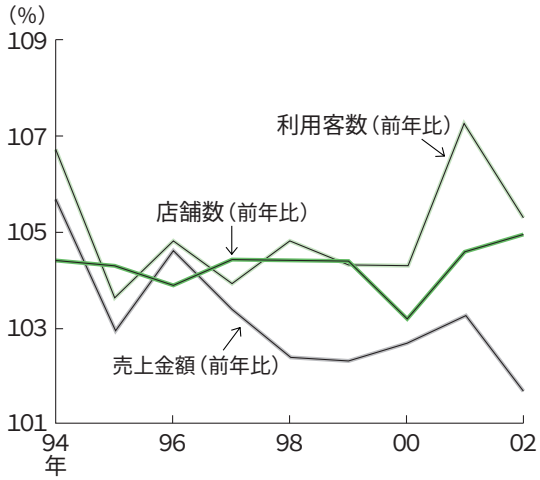


資料　第6図に同じ

を確保しながら，有効なコストダウンを行うかが重要となる。

同じJFによる『外食産業経営動向調査(注10)報告書』(02年12月）によれば，「物流・仕入方策」（複数回答）の１位は「物流の合理化・コスト削減」（66.7%）だが，２位「従来の食材仕入ルートの見直し」（28.5%），４位「輸入食材仕入ルートの開発」（22.8%），５位「契約栽培による食材の安定的仕入」（17.9%）と仕入に関する方策が多く見られる（第３表)。

この調査からは，「メニュー価格」については据え置き，または引き下げる一方で，収益力向上（経費率低下）の一施策として仕入先の見直し等を行う外食企業の姿が浮き出てくる（第４表)。

**第3表　外食企業「物流・仕入方策」(複数回答)**

（単位　%）

| | 00年 | 01 | 02 |
|---|---|---|---|
| 物流の合理化・コスト削減 | 41.5 | 61.2 | 66.7 |
| 従来の食材仕入ルートの見直し | 52.0 | 28.1 | 28.5 |
| 仕様書（レシピー）発注体制の強化 | 15.4 | 19.8 | 23.6 |
| 輸入食材仕入ルートの開発 | 8.1 | 28.1 | 22.8 |
| 契約栽培による食材の安定的仕入 | 7.3 | 14.0 | 17.9 |
| セントラルキッチン機能の強化 | 14.6 | 19.0 | 17.1 |
| その他 | 0.0 | 0.8 | 2.4 |

資料　日本フードサービス協会(2002)『外食産業経営動向調査報告書』

**第4表　外食企業「メニュー価格面での施策」**

（単位　%）

| | 97年 | 98 | 00 | 01 | 02 |
|---|---|---|---|---|---|
| メニュー価格の引上げ | 10.1 | 6.6 | 5.9 | 5.0 | 9.8 |
| メニュー価格の据え置き | 66.7 | 53.3 | 43.9 | 43.0 | 56.1 |
| メニュー価格の引下げ | 21.2 | 39.3 | 47.2 | 46.3 | 30.1 |
| 不明 | 0.0 | 0.0 | 3.0 | 5.7 | 4.0 |

資料　第3表に同じ

**（注９）**（社）日本フードサービス協会ホームページ（外食産業データ)。

**（注10）**（社）日本フードサービス協会による会員企業を対象としたアンケート調査で，アンケート発送企業数383社，回答企業数123社（回収率32.1%)。

### (2)　中食産業

中食産業の経営動向はどうだろうか。前掲の惣菜協の『惣菜産業の経営動向』によれば，調査対象企業の惣菜部門を含む全売上高増減率の推移は，99年度で前年比1.8%増，00年度0.8%増，01年度（見込）2.3%増と，低位ながら増加基調にある。

しかしながら，惣菜部門売上高は，99年度0.8%増，00年度0.8%増，01年度（見込）1.8%増と横ばい基調にあり，「米飯型」企業（「米飯」カテゴリー商品の売上高が50%以上の企業）では，同様に，1.9%増，0.8%減，1.8%増と低位で，かつ一進一退となっている。

さらに，惣菜部門の00年度の営業利益率をみると，調査対象企業の16.0%がマイナス値（赤字）にあり，48.0%の企業が３%未満と，厳しい内容となっている。

次に，料理品小売業中の最大の業態・チャネルと思われるコンビニエンス・ストアの売上高の動向を経済産業省の商業販売統計で見てみよう。商品販売額の前年度比増減率は，全店ベースでは00年度4.0%，01年度1.8%，02年度1.8%と比較的堅調に推移しているが，既存店ベースでは同年度に，1.7%減，1.9%減，2.2%減と減収基調にある。

コンビニエンス・ストアも，大手の株式公開フランチャイザーの業績は堅調でも，

加盟店（フランチャイジー）ベースでは厳しい経営状況にあることが分かる。

### ⑶　外食産業の収益構造

ここで，やや前後するかもしれないが，外食産業の収益構造を確認しておこう。

前掲のJFによる食材仕入実態調査報告書と経営動向調査報告書を使って，売上高を100とする指数により，狭義の外食企業の収益構造を推計してみると，第５表のとおりとなる。

食材費は費目として最大の34.4（指数，以下同じ）で，うち米・米加工品費は3.9，売上総利益は57.0あり，うち27.3が店舗運営人員を中心とする人件費に，13.1が店舗を中心とする設備費に費やされる。

販管費の合計は51.6で売上総利益との差5.4が営業利益となる。

狭義の外食産業のコスト面からみると，

第5表　外食企業の収益構造

（単位　指数）

| | |
|---|---|
| 売上高 | 100.0 |
| 食材費 | 34.4 |
| うち米・米加工品費 | 3.9 |
| その他直接費 | 8.6 |
| 売上総利益 | 57.0 |
| 販管費 | 51.6 |
| うち人件費 | 27.3 |
| 設備費 | 13.1 |
| 営業利益 | 5.4 |
| 営業外損益 | 0.3 |
| 経常利益 | 5.7 |

資料　日本フードサービス協会(2002)『外食産業経営動向調査報告書』,同協会(2002)『外食産業食材仕入実態調査報告書』から筆者作成
（注）1　各数値は売上高を100とした場合の指数。
2　決算期は2001年度,両調査の対象企業は一致しない。

第6表　惣菜製造業の収益構造

（単位　指数）

| | |
|---|---|
| 売上高 | 100.0 |
| 原材料費 | 41.2 |
| うち米 | 7.0 |
| 商品仕入高 | 10.5 |
| 労務費 | 10.3 |
| その他製造費 | 8.4 |
| 売上総利益 | 29.6 |
| 販管費 | 27.5 |
| 営業利益 | 2.1 |

資料　(社)日本惣菜協会(2002)『惣菜産業の経営動向』から筆者作成
（注）1　各数値は売上高を100とした場合の指数。
2　「原材料費」と「うち米」の算出対象企業数は異なる。

米の仕入は売上高対比で3.9％と，単一品目としては巨大な品目となる。

中食産業についての経営指標を前掲の惣菜協の『惣菜産業の経営動向』で同様に指数化してみると，第６表のとおりとなる。

原材料費は41.2で，うち米は7.0，製造・仕入原価は全体で70.4，売上総利益は差引き29.6で，販管費27.5との差2.1が営業利益となる。

したがって，当然のことながら米仕入にかかるコスト面での重要性は，狭義の外食企業よりも一層高く，経営の根幹に触れるまでのものとなる。

## 4　外食産業の米の仕入動向

### ⑴　米の仕入先

食糧庁が03年５月に実施した「外食事業者に対するアンケート調査」によると，外食事業者が米を仕入れる際の仕入先は，「卸売業者」（51.9％）が過半を占め，次い

**第8図　外食事業者の米仕入先**

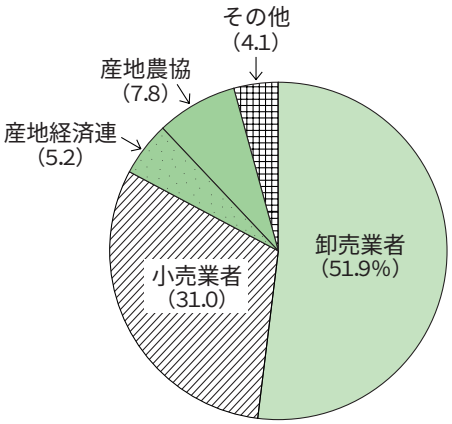


資料　食糧庁『外食事業者に対するアンケート調査結果概要』(2003年5月実施)

で「小売業者」(31.0%) と農協系統外の流通業者からの仕入が82.9%と大宗を占めており，「産地経済連」(5.2%)，「産地農協」(7.8%) と農協系統は合計で13.0%にとどまっている（第８図)。

この調査は，「弁当・仕出屋」等の中食事業者を含むもので，大型外食事業者（米の年間購入量が120精米トン以上の業者または米飯類の販売量がそれに相当する業者）を対象にしており，標本（業者）数は462となっている。

狭義の外食産業を対象にした前掲JF食材仕入実態調査でも，仕入先は「米穀卸」(69.9%) が１位で，３位の「小売店」(5.4%) とあわせて75.3%を占め，２位の「経済連・農協」(13.1%) を引き離して，米穀卸から仕入れる企業の割合が圧倒的に高くなっている。

もっとも，米専門小売業者は，仕入れる側からみると卸売業者との区別がつきにくいものとも考えられ，両調査結果をあわせて「農協系統外の専門流通業者からの仕入が大宗（75～83%）を占めている」と読み取るべきものと思われる。

中食産業について，前掲の惣菜協の『惣菜産業の経営動向』でみると，同様に仕入先は「米穀卸」(78.6%) が１位で，２位が「メーカー」(21.4%)，３位に「米小売」「生産地」「海外調達」（各7.1%）が並んでいる (複数回答)。

それでは，なぜ米穀卸等からの仕入が多いのだろうか。一般的には，その専門性によるということであろうし，JFの食材仕入実態調査によれば，後記 (2) の第７表の回答のとおり，価格面以外での米仕入先の選定理由は，①品質とその安定，②配送のきめ細かさ，③永年の取引歴等となっている。

しかしながら，実態上は配送・物流機能の提供力如何が重要性を持っているものとも考えられる。各地にある配送希望先店舗等に少量多頻度配送を行えるのは，米穀卸売業の主要機能だからである。筆者の大手外食企業へのヒアリングでも，この点を重視する声があった。なお，精米仕入の中食企業で最も厳しい条件は，納品は精米日のうちの，中食企業側が自社商品生産可能な時刻までに行う必要があり，中食企業の工場サイロの回転は基本的に１日１回転ということになる。また，中食企業のなかで，「炊飯米としての納品」を希望し，炊飯設備があることを条件とするところがあった。

なお，これらの仕入米が，現行米流通制度下で「計画流通米」なのか，いわゆる計画

**第9図　主要な米流通チャネルの概念図**

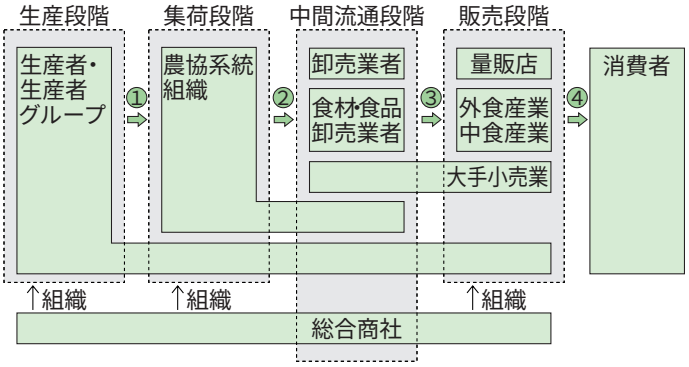


出典　冬木勝仁(2003)『グローバリゼーション下のコメ・ビジネス』日本経済評論社,60頁
(注)1　生産者から農協等への販売委託。
2　農協系統組織や生産者等から中間流通業者への販売,最も主要なものは農協系統組織と卸売業者の取引。
3　中間流通業者から最終販売業者への販売,最も主要なものは卸売業者と量販店,外食産業等との取引であるが,最近では農協系統組織や生産者等からの販売も増えている。また,食材卸売業者等は外食産業等との取引が主要である。
4　最終販売業者から消費者への販売,コメは量販店からの購入が主要だが,外食産業等からの米飯での購入も増えている。また,生産者等からの購入も多い。
5　実線で囲んだ部分はそれぞれの経済主体がどの流通段階まで進出しているかを示している。例えば,農協系統組織は集荷段階だけでなく,中間流通(卸売段階)まで担っていることを示している。

外流通米なのかは，区分把握できない。

ちなみに，現行食糧法下の米の流通チャネルを示しておこう（第９図)。

筆者の大手外食企業へのヒアリングでは，「数量確保のためにも全農・経済連は外せない」とする理由等で農協系統仕入を重視する企業が多い一方，「全量米穀卸売業者から仕入れている」とする企業もあった。

ただし，いずれの企業にも共通するのは「農協が集荷した自主流通米を仕入れる」との強い意識がないことである。品質に対する評価を前提にしつつも，全農・経済連の仕入チャネルとしての重要性が農協系統からの米仕入の大きな要素となっている。

### ⑵　米仕入の際の判断基準

前掲食糧庁調査で，「米を仕入れる際に重要視する点について質問」した回答は，第10図のとおりで，一番重要とする基準は「品質・食味が良いこと」（50.2%）がトップで，二番目に重要とする基準は「品質・食味が安定していること」(37.0%)，三番目に重要とする基準は「価格が安いこと」（31.6%）がそれぞれトップとなっており，極めて当然のことながら，外食事業者は，①品質・食味がよく，②それが安定していて，③価格が安いものを欲しているといえる。

JFの食材仕入実態調査においても，価格面以外での「米仕入先の選定理由」は「品質及び品質管理が安定」（82.1%）がトップ

**第10図　外食事業者「米仕入の際の判断基準」**

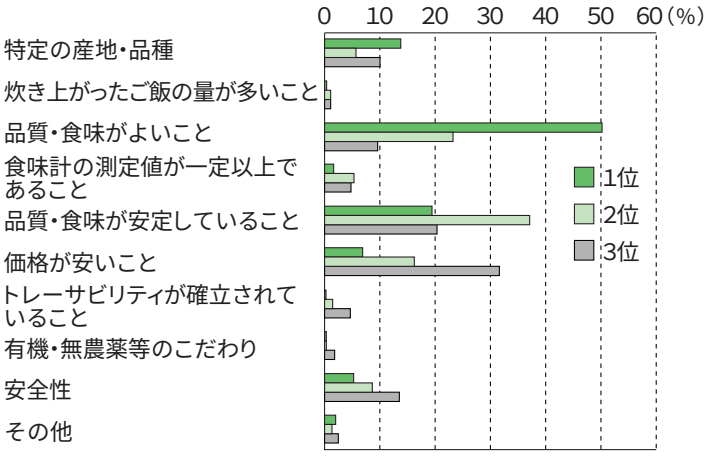


資料　第8図に同じ
（注）　%は各回答の構成比。

**第7表　外食企業「価格外の米仕入先の選定理由」（複数回答）**

（単位　%）

| | |
|---|---|
| 品質及び品質管理が安定 | 82.1 |
| 配送・納品がきめ細かい | 34.9 |
| 永年の取引で信頼できる | 32.1 |
| 技術力に優れ、高品質 | 27.4 |
| 大量注文に応じられる | 26.4 |
| 柔軟な供給 | 24.5 |
| 情報提供力が優れている | 9.4 |
| 提携先等のつながり | 6.6 |
| 無洗米だから | 5.7 |
| その他 | 4.7 |
| 不明 | 0.9 |

資料　日本フードサービス協会（2002）『外食産業食材仕入実態調査報告書』

（複数回答）となっており，両調査を総合しても，「品質とその安定」が最重要テーマであることが分かる（第７表）。

なお，筆者の大手外食企業へのヒアリングでは，仕入米を決める入口基準は産地・品種であり，その次に食味・食感とする企業が多かった。自社販売商品に産地・品種を謳う企業の場合には，その商品に関しては当然のことながら産地・品種がトップに来ることとなる。しかし一方で納入業者の技術力等を評価し，あわせてブレンド米を使用する企業も多いことが分かった。

また，今後の方向として，①検査米であること（必須条件）は当然として，②トレーサビリティの確保された米を希望する企業が多く，かつそれを低コストで実現したいとする声があった。ここには，生産者との紐帯が強い農協系統に潜在的優位性があるものと考えられる。

さらに，水資源の効率化等を理由とした無洗米に対するニーズが強かった。

### ⑶　米の仕入内容

食糧庁調査によれば，調査対象外食事業者のうち，「産地・品種の指定をしている」ものが56.5%，「していない」ものが残りの43.5%となっている。

また，「指定している」ものの指定内容（複数回答）は，「県単位」（73.2%）が大宗を占め，次いで「農協単位」（13.8%），「市町村単位」（11.9%），「その他」（4.2%）となっている。

具体的な仕入内容を回答した業者は404業者（調査回答事業者の87.4%）で，うち，「単品で仕入」れている業者は290業者（回答業者の71.8%），「ブレンドで仕入」れている業者は51.0%となっている（複数回答）。

単品で仕入れている事業者について，その品種と，その主な産地を聞いた回答は第８表のとおりで，「コシヒカリ」が約半数の157業者（47.6%），次いで「ひとめぼれ」（46業者，13.9%），「あきたこまち」（44業者，

**第8表　外食事業者「米単品の仕入内容」**

（単位　アイテム）

| | 主な産地 |
|---|---|
| コシヒカリ　（157） | 新潟県（24），富山県（18），栃木県（15），福井県（14） |
| ひとめぼれ　（46） | 岩手県（15），宮城県（15），福島県（5） |
| あきたこまち　（44） | 秋田県（33），岡山県（4） |
| ヒノヒカリ　（44） | 大分県（11），熊本県（8），佐賀県（5） |
| キヌヒカリ　（21） | 和歌山県（7），滋賀県（5），兵庫県（3） |
| はえぬき　（18） | 山形県（18） |
| 合計　（330） | |

資料　食糧庁『外食事業者に対するアンケート調査結果概要』（2003年5月実施）

13.3%），「ヒノヒカリ」（同）が，ほぼ同数・同率で続く。この順序は，水稲の全国品種別収穫量の順位とほぼ一致している。

このうち，「あきたこまち」は秋田県産のものを仕入れる業者が，44業者中33業者を占めた（その他の品種は，「はえぬき」を除いて各県産に分散している）。

２品種のブレンド米で仕入れていると回答したのは171業者で，回答の234アイテム（複数回答）のうち約半数（121アイテム）が「コシヒカリ」を使用した商品となっている。

３品種のブレンド米で仕入れていると回答したのは56業者で，回答の71アイテム中多くの（23アイテム）商品が「コシヒカリ」を使用している。

４品種のブレンド米を仕入れているとした業者の商品（アイテム）は３つのみであり，うち２つはコシヒカリを25～50%含むものとなっている。

これらを要約すると，調査対象外食事業者のうち「産地・品種」を指定して仕入れているのは約半数強で，また７割強の業者が「単品仕入」を行い，「２品種以上の複数ブレンド仕入」を含めて主力品種は「コシヒカリ」となっているといえる。

なお，「この１年間に米の仕入内容を変えたか」との質問に対しては，67.1%の事業者が変えていないと回答しており，前記(2)の品質・食味の安定志向が反映しているものと判断される。

一方で，19.9%の事業者が「ブレンド内容を変えた」とし，9.3%の事業者が「単品の産地・品種を変えた」としており，あわせて３割弱の事業者が１年間という短期間のなかで仕入内容を変えていることが注目される。

**第9表　外食企業「米へのこだわり」（複数回答）**

（単位　%）

| | |
|---|---|
| 食味が良ければ産地は問わない | 58.5 |
| 品種・銘柄別の研究 | 35.8 |
| メニューに最もあった米を追求 | 34.0 |
| メニュー・用途別での使い分け | 23.6 |
| 精米から炊飯までの時間短縮 | 22.6 |
| 精米歩留まりや白度 | 11.3 |
| その他 | 2.8 |
| 不明 | 0.9 |

資料　日本フードサービス協会（2002）『外食産業食材仕入実態調査報告書』

なお，JFの食材仕入実態調査においては，「米へのこだわり」としての回答率のトップは「食味が良ければ産地は問わない」（58.5%，複数回答）となっており，両調査は，同一の傾向を示しているといえる（第９表）。

筆者の大手外食企業へのヒアリングでは，ブレンド米を仕入れる企業が半数あった。また，仕入米の形態は，外食企業（ファミリーレストラン）では玄米，精米が１社ずつ，中食企業（中食ベンダー）では精米（２社），同（加工米飯メーカー）では玄米（２社）との回答だった。

### (4)　米のアピール状況

このことと表裏を成す関係になるが，食糧庁の調査において，外食事業者に「使用している米のアピール状況」を質問したところ，全体の３割強で「アピールしている」

との回答結果となった。

また，そのアピール内容は，「特定の産地品種」（61.1%，複数回答）で，調査対象事業者全体の約２割程度において「特定の産地品種」のご飯・ライスが「売り出され」ているものと考えられる。

次いで，「地元産米の使用を明示」（20.1%）があり，あわせて81.2%（調査対象事業者全体の25%程度）で「産地のアピール」が行われている。

逆にいえば，調査対象事業者全体の75%程度では，自社・店の顧客に対して「産地のアピール」を行っていないことに留意する必要がある。

なお，筆者の大手外食企業へのヒアリングでは，仕入米は慣行栽培の一般米が主体で，有機，減農薬米等は，その旨謳った商品分について仕入れるとのことだった。

### ⑸　米の価格

前掲の食糧庁調査によると，米の仕入単価（精米１kg当たり）は，仕入業態，産地品種別に266円から585円まで大変幅のあるものとなっている（第10表）。

**第10表　外食事業者が購入する産地品種銘柄・価格帯**

（単位　円/精米１kg）

| | | レストラン・食堂 | 弁当・仕出屋 | [参考値]小売価格① | 小売価格との差② | ②/①×100（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 岩手 | ひとめぼれ | 346程度 | 336～415 | 470 | △134～△55 | △29～△12 |
| 宮城 | ひとめぼれ | - | 304～392 | 451 | △147～△59 | △33～△13 |
| 秋田 | あきたこまち | 350～390 | 297～382 | 459 | △162～△69 | △35～△3 |
| 山形 | はえぬき | - | 299～337 | 466 | △167～△129 | △36～△28 |
| 福島 | コシヒカリ | 335～430 | - | 505 | △170～△75 | △34～△15 |
| 茨城 | コシヒカリ | - | 330～336 | 441 | △111～△105 | △25～△24 |
| 栃木 | コシヒカリ | - | 307～360 | 445 | △138～△85 | △31～△19 |
| 新潟 | コシヒカリ | - | 350～585 | 544 | △194～41 | △36～8 |
| 富山 | コシヒカリ | - | 334～378 | 486 | △152～△108 | △31～△22 |
| 福井 | コシヒカリ | 315～360 | 315～456 | 460 | △145～△4 | △32～△1 |
| 和歌山 | キヌヒカリ | 313～400 | 294～411 | 418 | △124～△7 | △30～△2 |
| 鳥取 | コシヒカリ | - | 320～375 | 455 | △135～△80 | △30～△18 |
| 島根 | コシヒカリ | - | 280～420 | 464 | △184～△44 | △40～△9 |
| 熊本 | ヒノヒカリ | 307～384 | - | 464 | △157～△80 | △34～△17 |
| 大分 | ヒノヒカリ | 266～400 | - | 425 | △159～△25 | △37～△6 |
| 鹿児島 | ヒノヒカリ | 350～400 | - | 412 | △62～△12 | △15～△3 |

出典　本文（注2）に同じ。
資料　食糧庁「外食事業者に対する仕入動向等アンケート調査」（2003年5月実施）
（注）１　外食事業者462業者を対象とするアンケート調査である。
２　外食事業者の仕入価格は,2003年4月精米1kg当たり聞き取り価格（消費税込み）である。
３　小売価格は,食糧庁「米麦等の取引動向調査」における2002年産精米の03年4月全国平均価格（包装・消費税込み）を1kg換算したものである。
４　小売価格の山形はえぬきについては,山形はえぬき（内陸）の価格である。
５　小売価格の福島コシヒカリについては,福島コシヒカリ（中通り）の価格である。
６　小売価格の新潟コシヒカリについては,新潟コシヒカリ（一般）の価格である。

次いで，この「米仕入単価を昨年同時期と比べ変えたか」との質問に対しては，全体の９割弱の事業者が据え置き（６割弱）または引下げ（３割強）と回答している。

据え置きのうち，全体の15.8%に当たる事業者は「品質・食味を良くし」たうえでのことであり，42.0%の事業者は「品質・食味を変えず」に据え置いている。さらに，

**第11表　外食事業者「米仕入単価動向」**

（単位　%）

| | |
|---|---|
| 品質・食味を良くし,仕入単価を上げた | 6.5 |
| 品質・食味を良くし,仕入単価を据え置いた | 15.8 |
| 品質・食味を変えず,仕入単価を下げた | 31.8 |
| 品質・食味を変えず,仕入単価も据え置いた | 42.0 |
| その他 | 3.9 |

資料　食糧庁『外食事業者に対するアンケート調査結果概要』(2003年5月実施)

31.8%の事業者は「品質・食味を変えず」に仕入単価を下げており，価格競争の厳しさ，価格低下圧力の強さが窺える（第11表）。

### ⑹　米の仕入量

同調査が，「昨年同時期と比べた，米の仕入数量の変化」を質問したところ，調査対象事業者全体の４割弱の事業者が「減少している」と回答し，その内訳は，「お客の減少」（50.2%），「販売量の減少」（39.9%），「店舗数の減少」（9.8%，複数回答）等となっている。

一方，全体の２割強の事業者が「増加している」と回答し，その内訳は，「お客の増加」「販売量の増加」「店舗数の増加」がそれぞれ約３分の１ずつとなっている。

残りの４割弱の事業者が「変わらない」と回答しているので，全体の８割弱が現状維持か減少にとどまっており，前述１の外食産業全体のマクロ的傾向と比し，同一経営体の中の経営環境は厳しいものと推察される。

筆者の大手外食企業へのヒアリングでも，製造・販売品目にもよるが，概して「微増」とする企業が多かった。

### ⑺　米仕入の契約頻度（期間）

食糧庁調査によると，調査対象外食事業者の米仕入にかかる契約の頻度（期間）は，「事前一括契約」（65.2%）が過半で，次いで「仕入の都度の契約」（19.5%），「１ヶ月ごとの契約」（5.2%），「３ヵ月ごとの契約」（2.2%），「６ヶ月ごとの契約」（2.8%）となっている。

これらの回答からは，安定的契約関係が志向されているものと読み取れる。

なお，筆者の大手外食企業へのヒアリングでは，「年間一括契約」とする１社を除いて，６ヶ月先程度まで商談（口約束）する企業がある一方，価格は毎月個別契約とする企業があった。そして，その契約は見積書等に化体すると考えられる企業が多く，購買に関する基本的な契約書のほかに，数量，価格に関する正式な個別契約書はないとのことだった。

いずれにせよ，「年間一括契約」とする１社を除いて「事前一括契約」のイメージは薄く，これは大手企業においては仕入数量の多さから買い手側が優位となり，数量や安定価格確保等について，仕入先に対して長期的に契約書で履行を求めるニーズが低いためとも考えられる。

### ⑻　外国産米の取扱い

今から既に６年前となってしまうが，農業総合研究所が97年10月に実施した「業務用米の需要と流通」調査によれば，①現在の外国産米仕入（最近１年間）については，ほとんどの者が「仕入れなかった」（91.2%）としている反面，「単品で仕入れた」（3.0%），「国産米とのブレンドで仕入れた」（1.7%）とする者もおり，ガット・ウルグアイラウンドで門戸を開いたミニマム・アクセス米（以下MA米と略記）制度等を通じて，外食産業での仕入れが実際に行われていることが分かる。

さらに，精米仕入月千トン以上の回答者７のうち２者が外国産米を「単品で仕入れた」，１者が「国産米とのブレンドで仕入れた」としており，比較的経営規模の大きな外食事業者７者においてはあわせて３者が何らかの形で外国産米を仕入れた実績を持っているということになる。

次いで，②今後の外国産米仕入（国産米とのブレンド仕入を含む）について複数店舗の本社・本部（＝外食チェーン本部）について質問したところ，回答者全体の４分の１弱が「価格と品質によっては仕入れたい」（22.8%）とし，「品質がニーズにあえば仕入れたい」（16.9%），「価格が安ければ仕入れたい」（1.5%）と，あわせて４割強で外国産米の仕入に関心を示している。

さらに，このうち，年間売上高200億円以上の外食チェーン13者では，７者が「品質がニーズに合えば仕入れたい」とし，１者が「価格と品質によっては仕入れたい」としており，あわせて８者が外国産米の仕入れに関心を示している。

なお，この調査は，弁当等製造会社の中食産業を含む2,461店舗・企業をサンプリング調査したもので，有効回答数は634店舗・企業（回収率25.8%）となっている。

外国産米は，95年度から02年度にMA米として525万トン（玄米，以下同じ）が輸入され，うちSBS輸入66万トンの中の50万トンが主食用に用いられた。また，99年４月から米の国境措置を関税措置に置き換えた後，MA米枠（76.7万トン）外のいわゆる枠外税率を払って輸入された米は594実トンあり，用途には外食産業が含まれているものと開示されている(注11)（農水省）。

新聞報道(注12)によれば，中国・黒龍江省には山手線の内側の３分の２に当たる6,700haの短粒種（ジャポニカ米）の水田があり，日本の大手商社と中国企業との合弁精米公司があって，精米量の半分に当たる１万トンを日本の外食産業や給食業者向けに輸出しているという。また，当該商社員は「輸入枠や関税がなければ，日本産と同じ品質の業務用米を半額以下で売れる」と言っているとのことである。

筆者の大手外食企業へのヒアリングでは，「現在は仕入れておらず，今のところ全く考えていない」との回答だった。理由は，①品質の信頼性が低い（玄米ではより一層），②残留農薬問題がある，③消費者の国産米志向が強い等が挙げられた。

今後，これらの問題点が解消され，他社，他業界で使用の広がりがあれば検討するとのスタンスが多かったが，「使うとしても加工用」との回答もあった。また，オーストラリア，ニュージーランド米について，日本との季節の逆転から，新米仕入機会の増加の点から関心を示す声もあった。

**（注11）** 出典は前掲（注２）に同じ。なお，「実トン」とは玄米や精米に換算せず，輸入されたままの重量。

**（注12）** 「円と元」取材班「円と元」，『日本経済新聞』2003年９月９日。

### ⑼　農協系統への評価と期待

最後に，筆者の大手外食企業へのヒアリングにおける農協系統への評価と今後の期待をまとめておこう。

前述のとおり，共通するのは「JA農協米（現行食糧法制下では農協が集荷した自主流通米）を仕入れている」とは強く意識されていないことである。農協系統は，品質に関する評価を前提にしつつも，安定数量を確保するための仕入チャネルとして重要視され，親密取引先（仕入先）として位置付けられる傾向が強いといえる。

今後の期待としては，一番に安定的集荷力の発揮があり，次いで適正表示を含めた安心･安全の確保，トレーサビリティの確保が挙げられた。

トレーサビリティについては，産地指定のあり方として今後個別農協名までが必要になろうとの声と，トレーサビリティを低コストで実現してほしいとの声があった。また，農協系統に限定した期待ではなかったが，「生産者，種子，農薬，肥料」までのトレースが必要との声もあった。

## おわりに

以上，業務用実需者の主食用米の需要動向を，既往の資料を中心にして，大手外食企業へのヒアリング結果も交えつつ検討･整理してみた。

主食用米需要全体が減少傾向にある中で，外食の米需要は増加傾向にある。しかし，その仕入動向は多様で，かつ納入側にとって種々の面で厳しいものとなっている。

しかし，検査米やトレーサビリティを望むニーズは強く，これらに着実に応えていくことで外食の米需要をとらえていくことは引き続き可能なものと考えられる。

また一方で，外国産米に対するニーズも品質と価格のバランス等を条件にしながらも，外食･中食企業のなかで検討課題にはなり得ることが確認された。

本稿の前提には，拡大する新たな米需要の内容把握ニーズがあった。また，米の制度改革により，より一層「売れる米作り」を迫られるJAグループの米事業に関して，そのマーケティングに資する調査たらんとの思いもあった。本稿が，その目的を果たしたとはとても思えないが，何らかの参考となれば幸いである。

なお，「売れる」には「販売力のある」チャネルが必須であり，来るべき米流通制度改革のなかでは，品質とその安定や価格競争力を前提にしつつ，集荷力とそれを支える金融力，さらに中長期的には先物によるヘッジ力等が求められよう。農協系統はその多くの面で優位性を持っているものと考えられ，引き続き米流通で中核的役割を発揮するべく取り組んでいく必要があろう。

おって，本稿の執筆にあたっては，外食･中食企業の方々に聞き取り調査のご協力を頂いた（03年９～10月，６社）。厚く御礼申し上げます。

**＜参考文献＞**

・冬木勝仁（2003）『グローバリゼーション下のコメ･ビジネス』日本経済評論社
・小池恒男（1997）『激変する米の市場構造と新戦略』家の光協会
・日本経済新聞[編]（1996）『「農」を変える企業』日本経済新聞社
・大内力･佐伯尚美編（1995）『新食糧法と激変する米流通』家の光協会

・日本農業研究所編（2000）『食糧法システムと農協』農林統計協会
・伊藤喜雄編著（1998）『米産業の競争構造』農山漁村文化協会
・滝澤ほか/編（2003）『食料・農産物の流通と市場』筑波書房
・（社）日本フードサービス協会（2002）『外食産業経営動向調査報告書』
・（社）日本フードサービス協会（2002）『外食産業食材仕入実態調査報告書』
・農業総合研究所（1998）『業務用米の需要と流通』
・（社）日本惣菜協会（2002）『惣菜産業の経営動向』
・（財）外食産業総合調査研究センター（2000）『中食産業需要動向調査報告書』
・日本フードスペシャリスト協会編（2000）『食品の消費と流通』建帛社
・連載記事「激動米流通」『日本農業新聞』2003年８月５日～９日，12日～14日

**（主席研究員　藤野信之・**ふじののぶゆき**）**

談話室

# 気がついてみたらオーガニック検査員

オーガニック検査に関わって約10年になるが，「どうやってオーガニック検査の仕事を選んだか」というような質問をよくされる。

オーガニック検査およびトレーサビリティ検査では，実地で聞き取りや現場確認を行い，家でレポート作成となるが，実地ではいかに相手を早くリラックスさせて検査モードにリードしていき，相手の検査に至った背景及び全体像を把握すると同時に，相手の基準の理解度をチェックし，的確な情報を入手するかが重要なポイントとなる。またこのような第三者認証は消費者の安心のためにあるので，検査員は「消費者の代表」として検査していることを忘れず客観的に報告せねばならない。客観的に報告することで頑張っている生産者等を陰ながらサポートすることもできることになる。検査を行うには基準を十分に理解し検査関連の勉強をし続けなければならないが，素晴らしい人々との出会いがあり，やりがいのある仕事だと思う。

こういう検査をもはや900件ほど実施し，日本では一番多くこういう検査をしたのではないかと思うが，当初は検査の仕事を本業にするなどとは夢にも思わなかった。子供の頃の夢はバスの車掌さんになることだったのだが，いつのまにかバスがワンマンバスになってしまい私の夢は早々と砕かれてしまった。次なる関心は語学に関する仕事だったが，商社に入って英文の貿易関係文書の作成や通訳をして，そうこうする内に自らの翻訳・通訳会社を友達と設立することにし，通訳を通じて出会った人々や交換留学の際に語学講師の助手として働いた経験から，大学で語学を教える資格を取得しようと米国の大学院に進んだ。米国の大学や大学院では宿題量が半端ではなく，山のようなリーディング資料とレポート作成に悩まされた。米国人の教授相手ゆえ，論理的で簡潔な文書作成を求められ鍛えられた。念願叶ってミネソタ州立大学で講師として日本語を教えることが出来たが，必ずしも教え方が上手ではなくても論文発表数が多い先生が出世し，生徒思いで生徒に時間を費やした心ある先生がそれらの若い先生方に地位を奪われてしまうという大学の現状に嫌気がさし，純粋に語学に興味のある人達に教えたいと思い専門学校で教えることを続けた。

また私はもともと食への執着がすごく，それゆえ自分の納得したものを食べたいとあちこち食べ歩いたり，料理も大好きでミネソタでは料理学校にスカウトされ料理講師として教えたりもしていたが，20年前の食養(注１)及びオーガニック食品との出会いが私にとってターニングポイントとなり，ただ単に食べたいものを食べるのではなく，体を作っている食べ物をバランスよく食べなければならないということを学んだ。そして「身土不二」の教えの土と体は同じゆえ，土地のもの，季節のものを食べるのが体に合っているという理論もとても納得いき，それまでやや病弱だった私は東洋医学の勉強をしたり，自然療法の勉強をしたり，体を作る大切な食品のせめて一部でもと自ら家庭菜園で野菜を作ると同時に生産者の手伝いをしたりした。

そうこうするうちに帰国することになり，入った自然食品店には「有機低農薬(注２)米」とか表示されているものがあり，何を信じて買っていいやらわからないという状況の時に米国で購入していた日本のオーガニック認証品の検査見習をさせてもらうチャンスを得，先輩検査員らの勧めで米国での検査講習会に行って検査の仕事をするに至った。

簡単にいうとこういう経緯で，決して検査員になろうと思ったわけではなく好奇心のままに行動していって結果として今がある。人生というのは本当にわからないものだとつくづく思う。バスがワンマンバスになっていなかったら私は今ごろ車掌の仕事を経てバス会社に勤務していたかもしれない。

しかし，商社での英文貿易文書の読解は輸入業者等の書類解読に役立ち，苦しい学生時代の経験がレポート作成において生かされ，食に費やした費用・エネルギーは重要な参考知識となり，教師をしていたことでいろいろな人との接触が苦ではなく，相手の背景を察し，全体像を把握することに役立ち･･･というように何気なく意味なく積み重ねてきた経験が全て役に立っている。また振り返ってみると，自分にとってその時，苦しい体験と思えたことが自分を鍛えてくれたことを思うと，人生って計画されているのだろうかと不思議な思いに浸っている今日この頃である。

**（注１）** 日本の自然にのっとった古い伝統のある食生活を見直し，食べ物によって病気を治すという理論。明治20年代に石塚左玄氏が提唱。

**（注２）** 有機＝原則的に無農薬無化学肥料栽培されたもの。

**（(有)リーファース代表取締役　水野葉子・**みずのようこ**）**

# マグロの流通と魚価形成


〔要　　旨〕

1　マグロは，わが国の水産物で最大の商材とされる。その流通における最大の特徴は，冷凍マグロと生鮮マグロの流通経路の違いである。すなわち，冷凍マグロが市場外流通主体となっているのに対し，生鮮マグロは主に市場経由で流通している。

2　冷凍マグロの流通においては介在するマグロ買付業者の役割が大きく，生鮮マグロの場合は消費地市場の役割が大きいということも特徴の一つである。とりわけ，流通量の８割近くを冷凍ものが占めるというマグロの流通においては，相対的にマグロ買付業者が重要な地位を占める。

　また，これら業者とマグロ船主との間で行われる「一船買い取引」も，冷凍マグロ流通における大きな特徴となっている。

3　産地価格においては，「生鮮まぐろ」を唯一の例外として水揚量とは無関係に価格形成が行われ，また，産地価格（国内生産価格）が輸入価格にさや寄せされる形でその価格優位性を失いつつある状況がある。

　消費地価格においては，魚種によって違いがあるもののおおむね需給を反映した価格形成が行われており，従来高価格域にあったマグロほど価格低下が著しい等の特徴もみられる。

4　産地市場と消費地市場におけるこうした価格形成の違いは，主として市場外仕入を行う量販店によってもたらされており，そのマグロ商材の定番商品化に起因するものとみられる。

　さらに，拡大の続く養殖マグロ生産も高級マグロの需給関係に変化を及ぼしつつあり，量販店の「トロ」定番商品化の動きともあいまって，マグロの魚価形成はあらたな段階を迎えつつある。

目　次

はじめに
1　マグロの需給動向
⑴　供給の動向
⑵　需要の動向
⑶　養殖マグロの動向
2　マグロの流通
⑴　マグロ流通の特徴
⑵　冷凍マグロの流通
⑶　生鮮（冷蔵）マグロの流通
3　マグロの価格動向
⑴　産地価格の動向
⑵　消費地価格の動向
⑶　在庫量と価格動向
4　マグロの魚価形成をめぐる動向
⑴　量販店等における価格設定
⑵　マグロ買付業者の動向
⑶　魚価形成をめぐる最近の動向

## はじめに

わが国の水産物で最大の商材とされるマグロ(注1)。世界のマグロの４割前後，刺身向けマグロに限定すればほぼ９割が日本で消費されているといわれている。まさに「日本人はマグロ好き」といえる。

総理府の家計調査（2002年）においても，数量ベースではわずかにイカに首位を譲るものの，金額ベースでは支出総額の14％を占め，第１位となっている。しかも，97年以降減少傾向にある食料支出に対応する形で１世帯当たりの生鮮魚介類年間支出金額が減少しているなかで，マグロへの支出は相対的には堅調であり，マグロ人気の高さがうかがえる。

さらに，マグロへの支出金額減少は主として価格の低下によるものであり，数量ベースでみたマグロ消費は堅調に推移している。95年から97年にかけて一時的な低下がみられるが，95年の阪神・淡路大地震，翌年のO-157発生等，大きな事件や生もの消費をめぐる環境情勢の悪化によるものであり，一人当たりのマグロ消費量はむしろ増加傾向にある。

本稿は，こうした状況下にあるマグロの需給動向を概観し，そのうえで流通実態と価格形成の動向等について，関係業者へのヒアリング結果も加味して整理を試みたものである。

**（注１）**本稿では，総称的に使用する場合は「マグロ」とカタカナで，個別種についてはひらがな（「くろまぐろ」「めばち」等）で表記した。

## 1　マグロの需給動向

### ⑴　供給の動向

わが国のマグロ類（くろまぐろ，みなみまぐろ，めばち，きはだ，びんなが，その他まぐろ類）生産は，近年数量ベースで30万トン前後（金額ベースでは２千億円前後）で推移している。代表的な漁業としては「マグロ延縄」があり，数量ベースで７割程度

を占める。なかでも，「遠洋マグロ延縄」が45%前後と重要な地位を占めている。

一方，カツオ・マグロ類の輸入はおおむね35万トン前後（金額ベースでは2,200億円前後）で推移しており，国別では台湾，韓国の占める割合が大きい。これら両国からの輸入マグロは「めばち」や「きはだ」の占める割合が大きいため，数量ベースでのシェア33%，16%に比較して金額ベースでのシェアは相対的に低くなるが，それでも24%，15%と相当の地位を占めている（01年）。

なお，需要の中心となる刺身向けマグロの供給量は，近年45～46万トンでほぼ安定的に推移しているが，そのなかで輸入の増大傾向が一つの特徴となっている。98年以降輸入が過半を占め，01年においては実に57%を占める状況となっている。

### ⑵　需要の動向

わが国におけるマグロの消費は，家庭消費と外食等業務消費の合計でみても，刺身としての消費が中心となっている。なかでもその主体は家庭消費であり，近年ではマグロ国内消費量の75%近くを占めている。

購入形態としては「刺身単体」での購入割合が高く，家庭消費量のおおむね75～80%を占めるという状況であり，「刺身盛り合わせ」等の形で購入される割合は意外なほど低い。しかし，スーパー等量販店では，「付加価値商品」として拡販に積極的に取り組み，売上も拡大しているとしている。事実，「刺身盛り合わせ」商品が売場の相当スペースを占めている。

また，外食・持ち帰り関係での消費量は，ここ２年，11万トン前後で推移しているが，95年および98年の16万トン台に比べれば大きく落ち込んでいる。ちなみに，（財）外食産業総合調査研究センターの調査でも，すし店や弁当給食等狭義の外食産業部門の売上は軒並み減少している。とはいえ，同調査においても，唯一増加している「料理小売業」の近年の動向には留意する必要があろう。さらに，統計上把握されない「惣菜」や「弁当」もあり[（注２）]，こうした形態でのマグロ消費も伸長していると考えられるからである。

**（注２）**（財）外食産業総合調査研究センターの調査では，総合スーパーや百貨店直営の「料理小売業」は含まれない。「デパ地下」に代表されるように，百貨店のみならずスーパーや鮮魚専門店での「弁当」や「惣菜」の売上が伸びており，現状把握されていないこうした業態でのマグロ販売も相当あるものとみられる。

### ⑶　養殖マグロの動向

こうしたなか，刺身向けの有力商材として養殖マグロが注目され，海外でのマグロ養殖事業への新規参入が相次いでいると伝えられている。

商業ベースでのマグロ養殖の起源は，80年代終わりの地中海とされ，産卵を終えて地中海から大西洋に戻るマグロを定置網で漁獲し，養殖するというものだった。その後90年代半ばに，「まき網で漁獲，曳航して養殖」という方法が開発され，これによってマグロ養殖が飛躍的に拡大したといわれている。

さらに，冷凍加工技術やマイナス60℃のスーパーフリーザーコンテナの開発が養殖

マグロの周年商材化をもたらし，これに伴って，98年以降は冷凍物での流通が主流となっている。

養殖マグロは，日本市場に供給されるマグロ全体の５％にも満たない状況であるが，トロ商材に限定すればその位置づけは相対的に高まる。すなわち，天然物の場合いわゆるトロ部分が30%程度とされるのに対し，養殖マグロの場合は「全身トロ」とまで極論される。しかも，天然物について脂身系の良い魚が減少しているといわれるなか，全身脂身でしかもほぼ均質な魚が安定的に周年供給されるメリットは大きい。ちなみに，高級マグロとされる「くろまぐろ」と「みなみまぐろ」に限定して養殖マグロのシェアを概算すれば40%という状況であり，いわゆるトロ部分に換算すれば70%強のシェアとなる。(注３)

現在行われているマグロ養殖は大きく二つの形態に分けられる。一つは日本国内で行われている方式であり，「ヨコワ」と呼ばれる「くろまぐろ」の幼魚（150～500ｇ）を３～４年程度飼養し，成魚（30～80kg）にして販売する養殖形態である。奄美を中心とした地域で行われており，国内生産量は千トン程度にまで増加している。

もう一つは，むしろ「蓄養」と呼ぶのがふさわしい海外における養殖形態であり，漁獲した成魚を数か月間飼養し，脂の乗りと市場動向をみながら販売するというものである。海外養殖については生産体制の拡充が続いており，その生産量も伸長している。97年の５千トンが01年には２万トン，そして02年は２万５千トン近くに達したものとみられている。

こうしたマグロ養殖の生産量を規定するのは原魚と飼料の供給量とされるが，これらは，その資源状況から今後制約要因として働くものとみられている。大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）において，拡大の続く地中海「くろまぐろ」養殖事業について懸念が表明され，養殖場の正規許可制度と養殖場からのデータ報告制度を内容とする勧告が採択（03年11月）されたことはその一端を示すものである。また，わが国に対して，養殖事業を非加盟国に拡大しないよう要請する書簡が出されることになったとも報じられている。

なお，関係者の話では，餌の残滓による海洋汚染も今後問題化する懸念もあるとのことであり，その動向も注目される。

**（注３）** 01年における「くろまぐろ」と「みなみまぐろ」の輸入量（加工品を含む）は３万３千トンであり，このうち養殖マグロが２万トン前後とみられている。国内生産１万６千トンを含めた天然マグロは２万９千トン，養殖マグロは同２万１千トンとなる。養殖マグロのシェアは42%に達し，仮に全身トロとして試算すれば，トロ商材換算シェアでは実に70%を占めることとなる。

## ２　マグロの流通

### ⑴　マグロ流通の特徴

産地卸売市場における水揚量を上場・非上場区分別に整理したものが第１表（生鮮マグロ）および第２表（冷凍マグロ）であり，生鮮マグロと冷凍マグロの流通形態の明確な違いがみてとれる。すなわち，冷凍

マグロが魚種によって若干の差があるものの，基本的には非上場主体の流通となっているのに対し，生鮮マグロはほとんどが上場されて流通している。そして，上場後はその８割以上が消費地卸売市場に仕向けられている。「まぐろ」(注４)「めばち」については京浜地区の中央卸売市場向けが５割以上を占めている。なお，「きはだ」については，魚種に関しての地域的な選好もあって名古屋市場（28.6%）が大きなシェアをもち，京浜地区市場の26.8%を上回っている。(注５)

マグロ流通の特徴として，このような生鮮マグロと冷凍マグロの流通経路の違いを挙げることができる。その契機となったのは，アンモニアガスからフレオンガスへの転換（70年前後）等冷凍技術の革新を背景とした超低温冷凍漁船，あるいは受け皿としての陸上における超低温冷蔵庫の出現である。冷凍マグロは，マイナス60℃の冷蔵庫で保管すれば２年程度は品質に大きな変化がないとされており，このことがマグロ買付業者による「一船買い取引」ともあいまって冷凍マグロの流通を規定するようになったのである。

**（注４）**「くろまぐろ」と「みなみまぐろ」の総称。以下同じ。

**第１表　生鮮マグロ水揚量の上場・非上場区分**

（単位　トン，%）

| | まぐろ | | | | めばち | | | | きはだ | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総水揚量 | 上場 | 非上場 | 非上場比率 | 総水揚量 | 上場 | 非上場 | 非上場比率 | 総水揚量 | 上場 | 非上場 | 非上場比率 |
| 1991年 | 2,700 | 2,690 | 10 | 0.4 | 10,219 | 9,978 | 241 | 2.4 | 11,587 | 11,529 | 58 | 0.5 |
| 92 | 3,064 | 3,045 | 19 | 0.6 | 10,700 | 10,514 | 186 | 1.7 | 14,440 | 14,393 | 47 | 0.3 |
| 93 | 3,732 | 3,698 | 34 | 0.9 | 10,154 | 9,978 | 176 | 1.7 | 12,434 | 12,400 | 34 | 0.3 |
| 94 | 7,613 | 7,554 | 59 | 0.8 | 8,284 | 8,166 | 118 | 1.4 | 8,802 | 8,788 | 14 | 0.2 |
| 95 | 4,368 | 4,362 | 6 | 0.1 | 7,914 | 7,807 | 107 | 1.4 | 11,678 | 11,665 | 13 | 0.1 |
| 96 | 4,959 | 4,954 | 5 | 0.1 | 6,954 | 6,878 | 76 | 1.1 | 8,174 | 8,160 | 14 | 0.2 |
| 97 | 3,619 | … | … | … | 8,218 | … | … | … | 7,981 | … | … | … |
| 98 | 2,295 | 2,221 | 74 | 3.2 | 7,061 | 7,016 | 45 | 0.6 | 7,896 | 7,884 | 12 | 0.2 |
| 99 | 8,941 | 8,848 | 93 | 1.0 | 8,622 | 8,599 | 23 | 0.3 | 9,021 | 8,987 | 34 | 0.4 |
| 00 | 7,519 | 7,516 | 3 | 0.0 | 6,468 | 6,466 | 2 | 0.0 | 8,157 | 8,156 | 1 | 0.0 |

資料　農林水産省『水産物流通統計年報』
（注）1　1991,92年は51漁港,1993年以降42漁港。
　　2　「まぐろ」は「くろまぐろ」と「みなみまぐろ」の合計。
　　3　1997年は上場・非上場区分未掲載。

**第２表　冷凍マグロ水揚量の上場・非上場区分**

（単位　トン，%）

| | まぐろ | | | | めばち | | | | きはだ | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総水揚量 | 上場 | 非上場 | 非上場比率 | 総水揚量 | 上場 | 非上場 | 非上場比率 | 総水揚量 | 上場 | 非上場 | 非上場比率 |
| 1991年 | 11,332 | 3,719 | 7,613 | 67.2 | 74,342 | 27,499 | 46,843 | 63.0 | 25,893 | 10,224 | 15,669 | 60.5 |
| 92 | 11,532 | 2,944 | 8,588 | 74.5 | 69,113 | 24,357 | 44,756 | 64.8 | 22,585 | 8,877 | 13,708 | 60.7 |
| 93 | 11,937 | 2,851 | 9,086 | 76.1 | 69,161 | 21,359 | 47,802 | 69.1 | 24,852 | 9,124 | 15,728 | 63.3 |
| 94 | 13,849 | 5,334 | 8,515 | 61.5 | 57,786 | 19,242 | 38,544 | 66.7 | 23,229 | 9,594 | 13,635 | 58.7 |
| 95 | 15,314 | 4,925 | 10,389 | 67.8 | 47,490 | 15,297 | 32,193 | 67.8 | 25,038 | 9,385 | 15,653 | 62.5 |
| 96 | 11,812 | 3,148 | 8,664 | 73.3 | 33,156 | 12,504 | 20,652 | 62.3 | 17,606 | 9,032 | 8,574 | 48.7 |
| 97 | 10,240 | 3,122 | 7,118 | 69.5 | 33,357 | 15,695 | 17,662 | 52.9 | 19,941 | 12,188 | 7,753 | 38.9 |
| 98 | 11,022 | 3,465 | 7,557 | 68.6 | 33,358 | 13,675 | 19,683 | 59.0 | 15,576 | 7,794 | 7,782 | 50.0 |
| 99 | 8,850 | 2,366 | 6,484 | 73.3 | 29,903 | 11,998 | 17,905 | 59.9 | 14,675 | 6,290 | 8,385 | 57.1 |
| 00 | 6,108 | 2,136 | 3,972 | 65.0 | 29,009 | 10,910 | 18,099 | 62.4 | 19,279 | 9,137 | 10,142 | 52.6 |

資料，（注）1,2は第1表に同じ

（注５）農林水産省『水産物流通統計年報』2000年版203,204頁，主要品目別仕向先別出荷量参照。

### ⑵　冷凍マグロの流通

#### ａ　一船買い取引の状況

市場外流通以上に冷凍マグロの流通を特徴づけるのが，「一船買い取引」とそれを担うマグロ買付業者（「一船買い業者」と呼称されることもある）の存在である。「一船買い」という取引形態は1965年ごろから始まり，71年ごろから本格化した。総合商社（系列商社を含む），大手水産会社（同），大手マグロ専門仲買業者等の参入が相次ぎ，「短期間の大量水揚げ・販売（＝資金化）」あるいは「船主と買い手，お互い納得づくでの取引」が可能として急拡大したのである。当時は国内船の９割以上とすべての外国船がこの方式で取引されたといわれ，「一船買い取引」という冷凍マグロに関する売買方式が定着した時期ということができる。

「一船買い取引」は，漁獲したマグロの種類，サイズ，漁獲時期，漁場を一覧表にした「明細書」をもとに商談を行うものである。そのほか，当該船の漁獲物取扱技術や冷凍機の能力等，マグロの品質面での信頼性も加味される。このため，「一船買い取引」においては，漁船ごとにマグロ買付業者がおおむね固定するという状況がみられる。また，船主と買付業者の間に荷受等取引仲介業者が入るのが一般的であり，その役割は主に商品の評価機能（品質，価格）とそれに付随する金融機能（前渡金等）とされている。

＜国内マグロ＞

02年度（実績，予定）の国内船について，業界資料によって「一船買い取引」状況をまとめたものが第３表である。件数にして85%程度という把握状況ではあるが，「一船買い取引」主体の取引形態に大きな変化はみられない。マグロ魚価低迷対策の一環として，相場づくりを目的に「産地入札」の復活に取り組む動きもみられるが，仲買人

**第3表　国内船の「一船買い取引」状況**

（単位　件，%）

| | | 買付業者 | | | | | | | | | | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | 入札 | | シェア |
| 仲介業者 | I | 50 | 34 | 18 | 1 | | 1 | 3 | 7 | 1 | 3 | 2 | 120 | 26.7 |
| | II | 1 | 22 | 1 | | 19 | | | | | 1 | | 44 | 9.8 |
| | III | 25 | 4 | | 4 | | 5 | 3 | | | 4 | | 45 | 10.0 |
| | IV | 31 | | | 1 | | | 2 | | | | | 34 | 7.6 |
| | V | 13 | 6 | 5 | 4 | | | 3 | | 5 | | | 36 | 8.0 |
| | VI | 25 | | | | | | | | | | 2 | 27 | 6.0 |
| | VII | | 8 | 6 | 6 | | | | 1 | | 3 | 14 | 38 | 8.5 |
| | VIII | 2 | | 1 | | | | | | | | 5 | 8 | 1.8 |
| | IX | 12 | | | | | | | | | 3 | 3 | 18 | 4.0 |
| | X | 32 | | | | | | | | 1 | | | 33 | 7.3 |
| | 直接売り | 19 | 10 | 1 | 4 | | 5 | | | | 6 | 1 | 46 | 10.2 |
| 計（シェア） | | 210<br>(46.8) | 84<br>(18.7) | 32<br>(7.1) | 20<br>(4.5) | 19<br>(4.2) | 11<br>(2.4) | 11<br>(2.4) | 8<br>(1.8) | 7<br>(1.6) | 20<br>(4.5) | 27<br>(6.0) | 449<br>(100.0) | 100.0<br>- |
| （系列） | | 商社系 | 独立系 | | 独立系 | 独立系 | 商社系 | 商社系 | 商社系 | 独立系 | | | | |

資料　業界資料より作成

の規模の問題もあり，現状は１割にも満たない状況にとどまっている。こうした状況から，取引条件等に影響を及ぼすには至っていないものと考えられる。

＜輸入マグロ＞

輸入状況を運送形態別にみた場合，「海上コンテナ」と「その他」に二分されるが，魚種や品目別にそれぞれ特徴がある。すなわち，「くろまぐろ」や「みなみまぐろ」については「海上コンテナ」と「その他」が拮抗する状況にあり，フィレ（三枚おろし）では「海上コンテナ」が優勢となっている。一方，「めばち」や「きはだ」については「その他」が圧倒的に多い。

「その他」は海上コンテナおよび航空貨物以外の形態での輸入であり，マグロに関しては，一部漁船もあるが大半が運搬船に積載する形での輸入と推測される。「海上コンテナ」形態での輸入が増加傾向にあるのに対し，こちらは近年おおむね20万トン前後で推移している。

**第4表　税関別輸入マグロの動向**

（単位　億円，千トン，円/kg）

| | | | 金額 | | | | | | 数量 | | | | | | 単価 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 冷蔵 | | 冷凍 | | 合計 | | 冷蔵 | | 冷凍 | | 合計 | | 冷蔵 | 冷凍 | 合計 |
| 1993年 | | 全国計 | 616 | 100.0 | 1,183 | 100.0 | 1,799 | 100.0 | 62 | 100.0 | 221 | 100.0 | 283 | 100.0 | 994 | 536 | 636 |
| | 主要税関別 | 清水 | - | - | 954 | 80.7 | 954 | 53.0 | - | - | 182 | 82.3 | 182 | 64.3 | - | 525 | 525 |
| | | 成田 | 441 | 71.5 | 1 | 0.1 | 442 | 24.6 | 43 | 68.9 | 0 | 0.0 | 43 | 15.1 | 1,031 | 1,749 | 1,032 |
| | | 関西空港 | 131 | 21.3 | 0 | 0.0 | 131 | 7.3 | 14 | 23.0 | 0 | 0.0 | 14 | 5.0 | 919 | 1,864 | 919 |
| | | 横須賀 | - | - | 102 | 8.6 | 102 | 5.6 | - | - | 15 | 6.9 | 15 | 5.4 | - | 663 | 663 |
| | | 横浜 | - | - | 61 | 5.1 | 61 | 3.4 | - | - | 7 | 3.2 | 7 | 2.5 | - | 865 | 865 |
| | | 名古屋空港 | 36 | 5.9 | 0 | 0.0 | 36 | 2.0 | 4 | 6.5 | 0 | 0.0 | 4 | 1.4 | 895 | 833 | 894 |
| | | 東京 | - | - | 36 | 3.1 | 36 | 2.0 | - | - | 5 | 2.1 | 5 | 1.6 | - | 851 | 851 |
| | | 気仙沼 | - | - | 14 | 1.2 | 14 | 0.8 | - | - | 6 | 2.8 | 6 | 2.1 | - | 231 | 231 |
| | | 千葉 | - | - | 6 | 0.5 | 6 | 0.3 | - | - | 1 | 0.7 | 1 | 0.5 | - | 390 | 390 |
| | | 福岡空港 | 4 | 0.6 | 0 | 0.0 | 4 | 0.2 | 0 | 0.7 | 0 | 0.0 | 0 | 0.2 | 848 | 474 | 846 |
| 97 | | 全国計 | 721 | 100.0 | 1,205 | 100.0 | 1,926 | 100.0 | 68 | 100.0 | 191 | 100.0 | 258 | 100.0 | 1,062 | 632 | 745 |
| | 主要税関別 | 清水 | - | - | 877 | 72.8 | 877 | 45.5 | - | - | 147 | 77.2 | 147 | 56.9 | - | 596 | 596 |
| | | 成田 | 485 | 67.2 | 3 | 0.3 | 488 | 25.3 | 41 | 59.9 | 0 | 0.1 | 41 | 15.8 | 1,191 | 2,564 | 1,195 |
| | | 関西空港 | 199 | 27.6 | 0 | 0.0 | 199 | 10.4 | 22 | 32.6 | 0 | 0.0 | 22 | 8.6 | 900 | 1,085 | 901 |
| | | 横浜 | - | - | 151 | 12.5 | 151 | 7.8 | - | - | 16 | 8.4 | 16 | 6.2 | - | 945 | 945 |
| | | 横須賀 | - | - | 142 | 11.8 | 142 | 7.4 | - | - | 19 | 9.7 | 19 | 7.2 | - | 764 | 764 |
| | | 名古屋空港 | 20 | 2.8 | 0 | 0.0 | 21 | 1.1 | 3 | 3.9 | 0 | 0.0 | 3 | 1.0 | 775 | 1,300 | 775 |
| | | 福岡空港 | 11 | 1.5 | 0 | 0.0 | 11 | 0.6 | 1 | 1.7 | 0 | 0.0 | 1 | 0.4 | 956 | 567 | 956 |
| | | 東京 | - | - | 9 | 0.7 | 9 | 0.5 | - | - | 1 | 0.5 | 1 | 0.4 | - | 966 | 966 |
| | | 気仙沼 | - | - | 5 | 0.4 | 5 | 0.3 | - | - | 3 | 1.5 | 3 | 1.1 | - | 183 | 183 |
| | | 神戸 | - | - | 4 | 0.3 | 4 | 0.2 | - | - | 0 | 0.2 | 0 | 0.1 | - | 1,143 | 1,143 |
| 01 | | 全国計 | 741 | 100.0 | 1,422 | 100.0 | 2,164 | 100.0 | 69 | 100.0 | 231 | 100.0 | 300 | 100.0 | 1,077 | 615 | 721 |
| | 主要税関別 | 清水 | - | - | 953 | 67.0 | 953 | 44.0 | - | - | 167 | 72.3 | 167 | 55.7 | - | 570 | 570 |
| | | 成田 | 511 | 68.9 | 0 | 0.0 | 511 | 23.6 | 39 | 56.0 | 0 | 0.0 | 39 | 12.9 | 1,323 | 517 | 1,323 |
| | | 横浜 | - | - | 241 | 17.0 | 241 | 11.2 | - | - | 19 | 8.3 | 19 | 6.4 | - | 1,257 | 1,257 |
| | | 関西空港 | 191 | 25.8 | - | - | 191 | 8.8 | 24 | 34.8 | - | - | 24 | 8.0 | 797 | - | 797 |
| | | 横須賀 | - | - | 138 | 9.7 | 138 | 6.4 | - | - | 21 | 9.1 | 21 | 7.0 | - | 655 | 655 |
| | | 名古屋空港 | 29 | 3.9 | - | - | 29 | 1.3 | 4 | 6.4 | - | - | 4 | 1.5 | 654 | 1,113 | 654 |
| | | 福岡空港 | 7 | 1.0 | - | - | 7 | 0.3 | 1 | 1.1 | - | - | 1 | 0.3 | 921 | - | 921 |
| | | 東京 | - | - | 4 | 0.3 | 4 | 0.2 | - | - | 1 | 0.3 | 1 | 0.3 | - | 551 | 551 |
| | | 石巻 | - | - | 4 | 0.3 | 4 | 0.2 | - | - | 3 | 1.3 | 3 | 1.0 | - | 125 | 125 |
| | | 気仙沼 | - | - | 1 | 0.1 | 1 | 0.1 | - | - | 1 | 0.4 | 1 | 0.3 | - | 132 | 132 |

資料　財務省『日本貿易統計』（税関別品別国別表）
（注）　各項目右欄は全国計を100とした割合（%）。

これを担うのはマグロ買付業者であり，「税関別輸入マグロの動向」（第４表）にみられるように，こうした業者の集中する地域を背後地にもつ清水税関支署での取り扱いの多さが際立っている。しかし，近年は徐々にそのシェアを落としており，01年のシェア（67.0%）は93年（80.7%）比13.7ポイント減（金額ベース）となっている。一方，増加が顕著なのは横浜であり，11.9ポイントシェアを高めている。とりわけ，他税関経由の輸入マグロに比較した単価の高さが特徴的である。「海上コンテナ」形態での「くろまぐろ」等高級マグロの輸入が，主として首都圏の横浜経由で増加していることを示すものとして注目される。

この要因の一つとしてコンテナの普及が指摘される。すなわち，通関手続きのため２～３日港に留置する必要があるが，超低温のコンテナ倉庫を利用すればそれだけ費用がかかる。このため，コンテナ用の電源設備を有する横浜が優先されるというものである。また，コンテナの場合は同一魚種が扱いやすいとされ(注6)，養殖マグロはほとんどがコンテナ形態での輸入とのことである。

なお，「くろまぐろ」や「みなみまぐろ」等の高級マグロについては，フィレでの輸入が着実に増加していることも注目される。

### b　マグロ買付業者の業務内容

現在では，マグロ買付業者の淘汰も進み，商社系，マグロ専門仲買業者（独立系）主体におおむね９社程度の状況となっている（前掲第３表参照）。なお，海外漁船も含めた各社の取扱状況は不明である。

こうしたマグロ買付業者の多くは自社で超低温冷蔵庫を保有しており，相場を見ながら消費地市場や同業者に出荷し，あるいはユーザーのニーズに応じて自らブロック等に加工して販売している（第１図参照）。

消費地市場への出荷やマグロ業者への販売（業者間取引）がどの程度か，あるいは量販店等への加工品販売がどの程度なのか等については，業者の営業方針その他（商

**第1図　マグロの流通過程における加工工程別品目名**

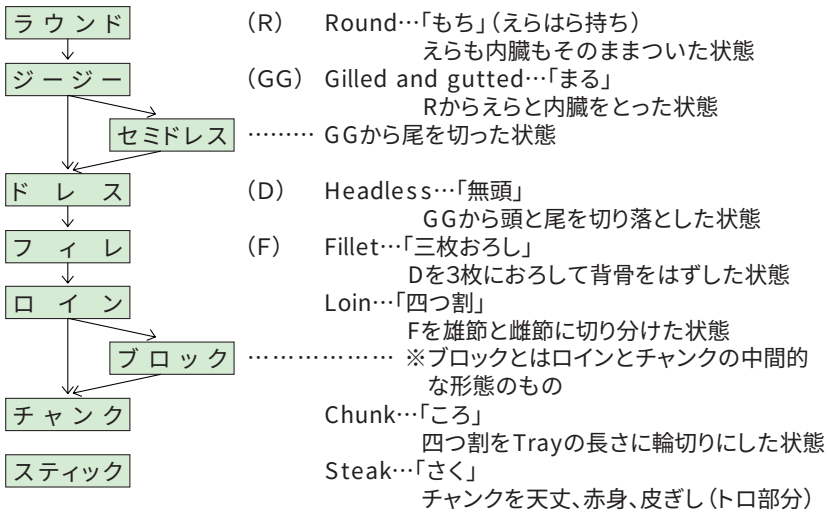


出典　東京水産大学第7回公開講座編集委員会編『マグロ―その生産から消費まで―』

品や市況等）に左右される側面もあり，業者間での差異が大きい。(注7) こうした数値については，当該業者が明らかにしない場合や市場出荷に際して他の名義を使用することも多く，正確な実態把握は困難な状況にある。

いずれにせよ，加工品については，スーパー等量販店や外食産業等が主な販売先となっている現状から，「大バチ，インド等はほとんど浜売り」（業界関係者談）(注8) が実態に近いものと考えられる。近年のトロ人気も，主として養殖マグロがその商材であり，大きな変化はないものとみられる。

**第2図　冷凍マグロの流通経路**

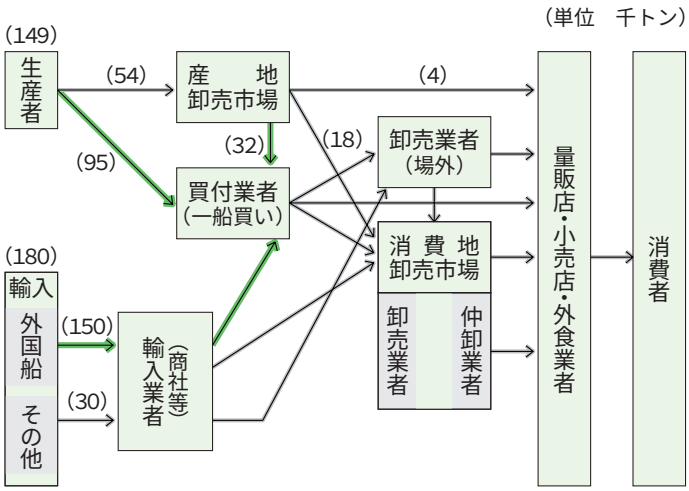


資料　筆者作成

### c　冷凍マグロの流通実態

冷凍マグロ流通の特徴は，前述したように「一船買い取引」とそれを担うマグロ買付業者の存在にあるが，市場外流通の多さもその特徴に挙げることができる。そのことは，産地卸売市場における上場・非上場区分の動向に加え，輸入マグロについての（社）食品需給研究センターの調査からも明らかである。同調査では，生鮮（冷蔵）マグロの80～90%が市場流通となっているのに対し，冷凍マグロについては魚種によってやや違いがあるもののおおむね市場外流通が過半を占めるとしている。(注9) この点については，昨年実施したマグロ買付業者からのヒアリングでも確認できたところである。

冷凍マグロについてその流通経路の概要を図示すれば次のとおりである（第2図）。なお，経路別の流通量は，00年の統計数値をベースに一部ヒアリング等を踏まえて推測した概数であり，参考までに掲載したものである。太色線による矢印は主たる流通経路であることを示している。国内・輸入いずれの場合においても，冷凍マグロの流通においてはマグロ買付業者が重要な地位を占めている。

**（注6）**魚種別の分荷は超低温冷蔵庫内で行う必要があるが，このスペース確保が困難という事情があるとのことである。
**（注7）**一般におおむね30%（多いところで40%）程度とされているが，ヒアリングではL社2～3割，M社6割強という結果であった。
**（注8）**「良いものは浜売り」の意。スーパー等量販店の定番商品は大バチや中バチの赤身である。
**（注9）**（社）食品需給研究センター（1999）『水産物実態調査報告書』37,40頁。

## (3)　生鮮（冷蔵）マグロの流通

### a　国内マグロ

第2章の「マグロ流通の特徴」でみたように，水揚量のほとんどが産地卸売市場に上

**第５表　年間品目別卸売数量（10都市中央卸売市場）**

（単位　千トン）

| | | 1989年 | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 00 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| まぐろ | 生鮮 | 6 | 4 | 5 | 6 | 8 | 11 | 9 | 9 | 10 | 9 | 11 | 11 |
| | 冷凍 | 12 | 13 | 15 | 15 | 14 | 16 | 20 | 20 | 19 | 23 | 22 | 21 |
| | 計 | 18 | 18 | 20 | 21 | 21 | 27 | 30 | 29 | 29 | 32 | 33 | 32 |
| めばち | 生鮮 | 10 | 12 | 10 | 12 | 13 | 14 | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 | 13 |
| | 冷凍 | 62 | 60 | 63 | 59 | 54 | 52 | 53 | 45 | 47 | 52 | 45 | 49 |
| | 計 | 73 | 72 | 73 | 71 | 67 | 66 | 67 | 60 | 62 | 67 | 60 | 62 |
| きはだ | 生鮮 | 21 | 23 | 26 | 29 | 29 | 27 | 29 | 25 | 24 | 24 | 25 | 25 |
| | 冷凍 | 25 | 27 | 27 | 22 | 22 | 22 | 20 | 18 | 19 | 18 | 15 | 15 |
| | 計 | 46 | 51 | 53 | 51 | 51 | 50 | 50 | 43 | 42 | 42 | 40 | 41 |

資料　第1表に同じ

場され，その８割以上が消費地の卸売市場に仕向けられている。生鮮マグロについては，その商品特性上，市場における仲卸を通じた速やかな分荷機能が必要であり，市場に依存した流通をその宿命としているといえる。

その消費地市場（10都市中央卸売市場）における品目別卸売数量の推移状況からは，「まぐろ」の増加と「めばち」「きはだ」の減少傾向が読みとれる。すなわち，「くろまぐろ」や「みなみまぐろ」等高級マグロの増加と「めばち」「きはだ」等中級品の低迷ないし減少が近年の特徴的な動向となっている。さらに，「きはだ」の生鮮流通量の増加も特徴的な動向といえよう（第５表）。

### b　輸入マグロ

輸入形態はほとんどが航空貨物であり，ほぼ全量が空路で輸入されている。税関別では成田空港が過半を占める。数量ベースでは徐々に関西空港がそのシェアを高めている（前掲第４表）が，成田空港経由での輸入マグロ単価に比較して相対的に低位にあり，「高級品は関東」をうかがわせる状況となっている。もっとも，通関コスト節減のため，荷の行き先は別にして１回で通関を終えるケースもあるとのことであり(注10)，必ずしも全量が関東向けというわけではないが，少なくとも関東中心の消費に仕向けられるということはいえよう。

魚種別にみれば，「めばち」や「きはだ」の動向に傾向的なものはみられないが，「くろまぐろ」や「みなみまぐろ」といった高級マグロには傾向的な特徴がみられる。すなわち，近年における「くろまぐろ」の増加と「みなみまぐろ」の減少である。とくに，「くろまぐろ」は，97年以降スペインからの輸入が急増している。今回は，98年をピークに減少している天然物に代わって養殖物主体での増加であり，高い国別シェアを占めるようになっている。また，「みなみまぐろ」については，９割近いシェアを維持しながらも冷凍物へのシフトを背景に急減しているオーストラリアの動向が特徴的である。

なお，生鮮マグロが市場流通主体となることは輸入マグロにおいても同様であり，「80～90％が市場流通」（前掲『水産物実態調査報告書』）とされる。

### c　生鮮マグロの流通実態

生鮮マグロの流通実態は，すでにみたよ

うに市場流通の割合が高いことから冷凍マグロの流通に比べて相対的に単純である。その特徴を一言で表現すれば，冷凍マグロにおけるマグロ買付業者同様，生鮮マグロにおいては消費地卸売市場が重要な地位を占めている（流通経路の概要図は省略）。

**（注10）**石井元「空輸マグロと最近のマグロ消費」『水産振興』第367号23頁，（財）東京水産振興会

## 3 マグロの価格動向

### (1) 産地価格の動向

#### a 水揚量と産地価格

「まぐろ」「めばち」「きはだ」の３魚種について，冷凍，生鮮別に産地価格の動向を水揚量との関係でみたものが第３図（冷凍マグロ）と第４図（生鮮マグロ）である。冷凍マグロについては３魚種いずれも，そして生鮮マグロについては「めばち」「きはだ」の両魚種に関して，水揚量と価格の間に何らかの相関を見いだすことはできない。唯一，生鮮「まぐろ」に相応の相関がみられる。また，「めばち」「きはだ」については，冷凍，生鮮いずれの場合においても，数量変化に対応する価格変動域はきわめて狭い範囲となっており，供給（数量）以外の要因で価格が決定しているものと推察される。

なお，相関がみられる生鮮「まぐろ」についても，95年を唯一の例外として，90年代前半（92～94年），同後半（96～99年），00年以降のグループ別に価格が下方にシフトしている。このことは，価格決定における供給（数量）要因以外の存在をうかがわせるものといえよう。

**第3図　水揚量と産地価格の関係（冷凍マグロ）**

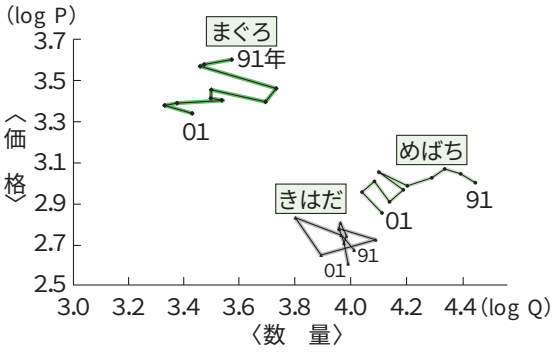


資料　農林水産省『水産物流通統計年報』（203漁港）

**第4図　水揚量と産地価格の関係（生鮮マグロ）**

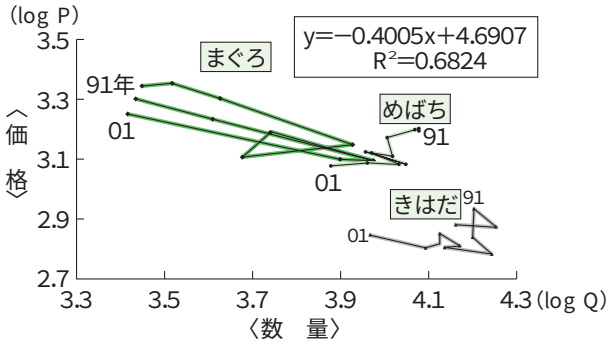


資料　第3図に同じ

#### b 輸入価格と産地価格

国内向けのマグロ供給は国内生産（水揚

**第5図　冷凍めばちの産地・輸入価格差**

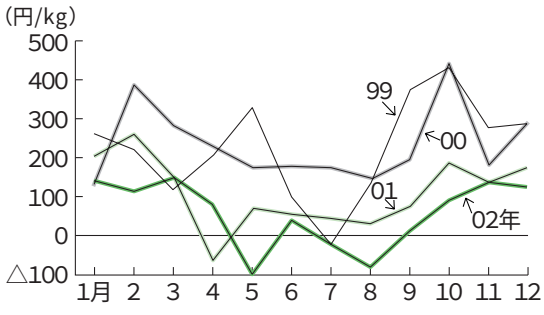


資料　農林水産省「水産物流通統計」,財務省「生活関連商品の輸入価格の動向」

量）と輸入によって行われており，競合と補完，両面において相互に関係している。その意味では，輸入価格も当然国内生産価格に影響を及ぼす。国内生産価格の代表としての産地価格と輸入価格の価格差でその動向をみたものが第５図である。(注11) 99年および00年においておおむね200円を超える価格優位性を持っていた産地価格は，01年以降輸入価格にさや寄せされる形でその優位性を失いつつある。02年においては月ごとの変動はありながらも，プラスマイナス100円前後の価格差で推移しており，ほぼ同水準に近い価格となっている。この点については，ヒアリング時に，操業漁場や設備面も含めた冷凍技術に差がなくなっていると指摘する業者がいたこととも符合する。(注12)

なお，輸入価格，産地価格，消費地価格，小売価格といった一連の価格について，その動向を統計的に把握できる「冷凍めばち」についてその動向をみれば，①年ごとに少しずつ水準を切り下げながらも，小売価格や消費地価格は安定的に推移，②輸入価格も00年以降同様の傾向，③唯一，産地価格のみが大きく変動，という特徴がある。

**（注11）** 厳密には為替相場も考慮すべきであるが，本稿では省略した。マグロの場合，ほぼ全量が日本向けという事情から，その影響はそれほど大きくないものと考えられる。

**（注12）** 外国船取り扱いの多い業者の話であり，日本船取り扱いの多い業者は，依然として品質の差があるとしている。その根拠として，①日本船の大バチ比率が高い（50～60%。外国船の場合40～50%），②日本船の鮮度が良い（延縄につける針の本数が少ないことに起因）等が指摘される。

### (2) 消費地価格の動向

マグロ類の消費地市場価格（第６図）からは，従来高価格域にあったマグロほど価格低下が著しいことがみてとれる。しかも，価格低下は95年までの間に集中的にみられ，それ以降は一定の価格帯での変動となっている。「生鮮まぐろ」あるいは「冷凍まぐろ」がその典型であり，従来1,000円前後の価格帯にあった「冷凍めばち」「冷凍きはだ」「生鮮きはだ」に関しては横ばいともいえる状況である。

さらに，産地価格の動向においてみたように，「まぐろ」「めばち」「きはだ」の３魚種について，冷凍・生鮮別に消費地市場価格の動向を卸売数量との関係でみたものが第７図（冷凍マグロ）と第８図（生鮮マグロ）である。産地価格の場合とは違い，マグロが冷凍・生鮮ともきわめて強い逆相関を示し，「生鮮めばち」も相当強い逆相関を示している。また，「冷凍きはだ」にも一定の相関がみられ，その意味では需要と供給による価格形成が一定程度行われているということができる。

しかしながら，「冷凍めばち」と「生鮮き

**第6図　マグロ類の消費地市場価格**

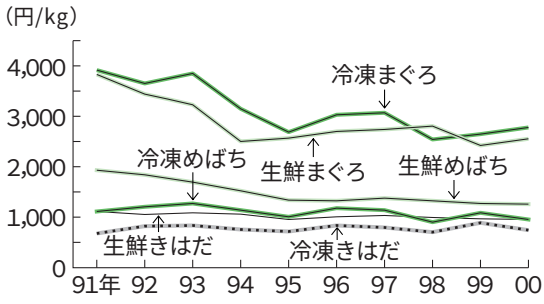


資料　第1表に同じ

**第7図　卸売数量と価格の関係（冷凍マグロ）**

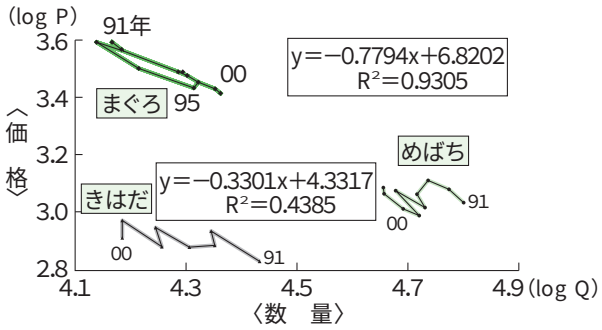


資料　農林水産省「水産物流通統計年報」（10都市中央卸売市場）

**第8図　卸売数量と価格の関係（生鮮マグロ）**

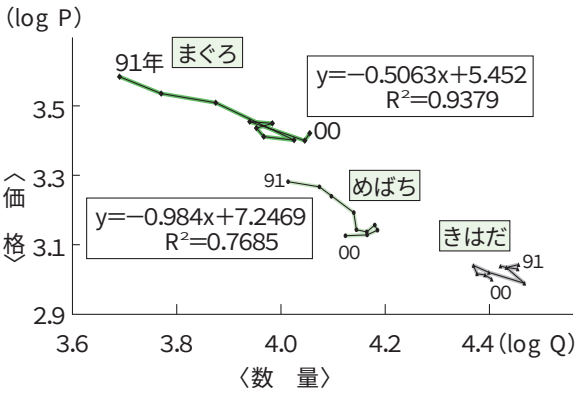


資料　第7図に同じ

はだ」についてはその限りではなく，卸売数量，価格ともにきわめて狭い範囲での変動を示しており，あたかも一定の価格帯を前提とした流通になっているかのようである。「生鮮きはだ」については，「まき網船による漁獲分が需給調整における調整弁となっている」（関係者談）という事情もあるものと思われる。

### ⑶　在庫量と価格動向

冷凍マグロについては，前述のとおり2年程度は商品価値が落ちないとされていることから，在庫量も産地市場や消費地市場

**第6表　在庫量と価格の動向（冷凍めばち）**

（単位　千トン，円/kg）

| | 平均在庫量 | 産地価格 | 消費地価格 |
|---|---|---|---|
| 1991年 | 21 | 1,032 | 1,102 |
| 92 | 16 | 1,136 | 1,225 |
| 93 | 14 | 1,190 | 1,306 |
| 94 | 15 | 1,089 | 1,177 |
| 95 | 16 | 953 | 1,058 |
| 96 | 15 | 1,150 | 1,229 |
| 97 | 17 | 989 | 1,199 |
| 98 | 18 | 827 | 994 |
| 99 | 16 | 1,035 | 1,177 |
| 00 | 20 | 923 | 1,045 |
| 産地価格と消費地価格の相関係数 | | | 0.924 |
| 平均在庫量と産地価格の相関係数 | | | △0.566 |
| 平均在庫量と消費地価格の相関係数 | | | △0.658 |

資料　第1表に同じ

における価格形成に影響を及ぼすものとみられる。冷凍マグロ類の在庫統計を「めばち」「きはだ」「その他」に区分している農林水産省『水産物流通統計年報』から，代表的な「冷凍めばち」を対象に在庫量との関係で産地価格や消費地価格の動向をみることとしたい（第6表）。

確かに，産地価格，消費地価格とも在庫量とはそれなりの相関関係をもって推移しているが，①それほど強いものではない，②産地価格よりも消費地価格のほうが強い相関関係にある，等の特徴が読みとれる。また，産地価格と消費地価格の相関の高さも注目される。ある意味では当然のことではあるが，注目すべきは，いずれも数量とは無関係に価格が形成されている（前掲第3，7図参照）産地価格と消費地価格が高い相関関係を持つという点である。量販店における赤身マグロの定番商品化が消費地価格に反映し，さらに産地価格，すなわち「一船買い取引」価格に反映するものと考えられる。

## 4　マグロの魚価形成をめぐる動向

### (1)　量販店等における価格設定

既にみたように，マグロ消費の中心となるのは家庭消費であるが，その場合の購入先は他の食材同様，量販店が主体であろう。

こうした量販店を代表する大手・中堅スーパーについては，①総合スーパーにおける食品シェアが50%を超えた，②食品が集客の目玉となっている，③客単価や一品単価が下がるなかで利益確保のため粗利率に注目している，あるいは，中堅スーパーが食品の比重を一段と高めた店づくりに動き出した，等の経営動向が報道されている(注13)。

こうしたなか，小売店のマージン率（＝小売価格－仲卸価格）が46%を占めるマグロ(注14)は他の商材に比べて有利なだけでなく，消費者に最も好まれる魚種ということもあり，スーパー等での取扱動向が注目されるところである。今回，こうした視点から，スーパー，鮮魚専門店，生協等を中心にマグロの仕入・販売動向についてヒアリング調査を実施した。

調査件数はそう多くはないが，おおむね次のように総括できる。すなわち，水産部門においてマグロが占める比重は各業態，各社それぞれであるが，いずれも10%を超える状況であり，水産部門最大の商材となっている。粗収益率は，他の商材並みに30%強を確保しているところから，集客のための特売商材との位置づけから低収益商材となっているところまで，さまざまである。その一方で，各社の販売価格は「消費者に受け入れられる価格」として同水準に設定(注15)されている。「仕入価格を基準」と回答したところも，最終的には「消費者に受け入れられる価格」かどうかを判断して調整するとしており，結果として同一価格帯での価格設定となっている。このため，仕入価格の差によって各社の収益力に差が生ずることとなる。言い換えれば，各社における収益性の差は，主に販売力を背景とする仕入力に起因するところが大きいものとみられる。なお，主要な仕入先がマグロ買付業者であることはほぼ共通しており，しかも多くの場合ブロック形態で仕入れている。

**（注13）**「スーパー決算，食品が健闘」（2002.10.30日本農業新聞）および「中堅スーパー，直営売り場食品にシフト」（2002.12.17日経流通新聞）

**（注14）**農林水産省「水産物の流通段階別価格追跡調査」（2001）によれば，冷凍マグロ（４段階流通）46%，冷凍サケ（２段階流通）９%，冷凍エビ（２段階流通）35%となっている。

**（注15）**100g当たりの中心価格帯は，「くろまぐろ」（養殖・生）の中トロが980円，「めばち」の赤身がおおむね200～300円，400～500円の２本立てという状況（調査時点は02年12月～03年２月）。

### (2)　マグロ買付業者の動向

量販店を通じた家庭消費が主流となっていることから，これら業者の販売も量販店向けに多くを依存している。そのほか，回転ずし等の外食系企業もそれなりの比重を持っている。したがって，「一船買い取引」によって仕入れたマグロのうち，こうした量販店や外食系企業向けの商材は自社加工素材として確保し，自社で販路を持たない比較的上質なマグロの多くは築地市場等消

費地市場経由で販売することとなる。

以前は変動する産地価格，いわゆる「浜値」を基準に量販店等とも価格交渉を行っていた。こうした状況においては，先行きの相場をどう読むかが重要なポイントであり，結果としてマグロ買付業者の経営は水揚げや相場動向に大きく左右されていた。いわば，川上と川下の間に立つこれら業者が価格変動リスクを負っていたのである。

しかし，「めばち」や「きはだ」等の赤身商材で始まった量販店におけるマグロ商材の定番化とともに変化し，ほぼ固定化した納入価格を前提に仕入れるようになってきた。こうした状況を「商社のダム的機能がなくなっている」と表現した業界関係者もいる。マグロ買付業者のこうした動向は産地価格にも影響を及ぼし，水揚量に関係なく，ほぼ一定の価格帯に収まるようになってきている（前掲第３図参照）。

一方，市場へ出荷された比較的高級なマグロは，割烹や料亭，あるいは高級寿司店等特定の需要者に仕向けられる。こうした需要層での必要量は限定されており，したがって供給量と価格に負の相関関係が成立するものと考えられる（前掲第７，８図参照）。

### ⑶　魚価形成をめぐる最近の動向

減船等によりわが国マグロ漁船は減少しているが，それによる生産減をカバーする形で輸入が増えている。養殖マグロの供給面でも，現状不安材料はみられない。大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の養殖場許可・登録制度によって統計証明書のない養殖「くろまぐろ」の輸入が禁止されることとなったものの，その影響は当面ないものとみられる。

こうした一方で，02年末のマグロ販売の不振，それに続く冷凍養殖マグロの高い在庫水準等，注目すべき動向もある。消費者に価格面で受け入れられ，供給が需要をまかない切れない状況の中で伸びてきた養殖マグロであるが，需要面では一つの転機を迎えているのではないだろうか。

また，量販店において，トロ商材の「定番商品化」に向けた動きがみられる。こうした動きは，現状養殖マグロが中心となっているが，天然の「くろまぐろ」や「みなみまぐろ」の価格形成にも当然影響を及ぼすものとみられる。そして，その場合には養殖マグロの価格が基準となろう。

さらに，デフレの長期化，雇用の不安定化等消費者サイドの事情に加え，スーパー業界の再編をめぐる競争激化もある。こうした動向を背景に水産物全体の安値傾向が続いている。マグロも例外とはいかず，多かれ少なかれ影響を受けよう。マグロの魚価形成は，あらたな段階を迎えつつある状況といえるのではないだろうか。

**＜参考文献＞**


・東京水産大学第７回公開講座編集委員会編（1981）『マグロ──その生産から消費まで──』成山堂書店
・（社）食品需給研究センター（1999）『水産物実態調査報告書』
・静岡新聞社（2000）『ルポ　マグロを追う』
・上田武司（2003）『魚河岸マグロ経済学』集英社新書
・石井元（1998）「空輸マグロと最近のマグロ消費」『水産振興』（財）東京水産振興会



**（主席研究員　出村雅晴・**でむらまさはる**）**

情勢

# 稲作農業の実態と今後の見通し

## 1　はじめに

稲作は日本農業の根幹であり，今も農家の８割近くは稲作を行っており，米は日本の穀物生産量の91％を占め，自給カロリーの６割は米から供給されている。しかし，日本の稲作はその零細性のためにコストが高く，現在は高関税率とミニマムアクセスの国家管理によって海外の米との競争から守られているが，その関税率も，現在のWTO交渉で引き下げられる可能性があり，また今後のFTA交渉においても米の国境措置が問題になる可能性がある。

こうした国際的な環境変化のなかで日本の稲作の体質強化が求められており，来年度より日本の稲作の零細性の克服をめざした米政策改革が実施されることになった。しかし，日本の稲作の担い手は高齢化が進行しており，今後，農家の世代交代に伴って稲作の構造改革が進むという見方はできるものの，稲作の生産現場では新しい米政策に対する戸惑いがみられ，現場から乖離した政策であるとの批判も多くある。

本稿は，今回の米政策改革の可能性と課題を探るため，2000年センサス，生産費調査等の統計データと，栃木県の集落で実施したアンケート調査の結果から，稲作農業の実態と今後の展望を検討する。

## 2　稲作農業の実態

まず，2000年農業センサス等の統計データから，稲作農業の実態を概観する。

### (1)　稲作農家

稲作農家戸数は，農家戸数全体の減少，作付面積減少とともに減少を続けており，60年には稲作農家は527万戸あったが，80年に383万戸，00年には238万戸まで減少している。(注１)農家戸数全体に占める稲作農家の割合は，60年には87％であり，00年では76％に低下しているものの，農家の大部分が稲作を行っていることには変わりがない。

最近の動向をみると，95年から00年までの５年間で稲作農家は16.8％減少した。この減少率は90年から95年までの減少率（10.0％）よりかなり大きいが，これは，この間の米価の大幅な低下，生産調整の強化や，農家の高齢化・後継者不足が原因である。この間の増減を規模別にみると，すべての階層で減少しているが，特に中位層の減少が大きく，また95年までは増加していた5.0ha以上も減少していることが注目される（第１表）。

**（注１）**ただし，「土地持ち非農家」（農地を所有し

**第1表　稲作付面積規模別農家数**

（単位　千戸，ha/戸，%）

| | | 90年 | 95 | 00 | 95/90 | 00/95 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 都府県 | 0.5ha未満 | 1,910 | 1,603 | 1,451 | △16.1 | △9.5 |
| | 0.5～1.0 | 744 | 686 | 511 | △7.8 | △25.4 |
| | 1.0～2.0 | 368 | 381 | 274 | 3.7 | △28.0 |
| | 2.0～3.0 | 79 | 96 | 68 | 21.1 | △28.9 |
| | 3.0～5.0 | 29 | 45 | 33 | 56.4 | △27.6 |
| | 5.0以上 | 6 | 14 | 13 | 153.6 | △6.8 |
| | 小　計 | 3,135 | 2,825 | 2,351 | △9.9 | △16.8 |
| | 稲作付面積 | 1,928 | 1,955 | 1,635 | 1.4 | △16.4 |
| | 平均面積 | 0.61 | 0.69 | 0.70 | 12.5 | 0.5 |
| 北海道 | 1.0ha未満 | 8 | 5 | 3 | △36.0 | △30.8 |
| | 1.0～3.0 | 12 | 7 | 6 | △38.4 | △20.9 |
| | 3.0～5.0 | 11 | 7 | 6 | △35.5 | △19.9 |
| | 5.0～10.0 | 10 | 11 | 9 | 17.7 | △23.4 |
| | 10.0以上 | 1 | 3 | 3 | 422.5 | △15.0 |
| | 小　計 | 41 | 34 | 27 | △16.8 | △22.3 |
| | 稲作付面積 | 146 | 163 | 135 | 11.6 | △17.3 |
| | 平均面積 | 3.54 | 4.74 | 5.05 | 34.0 | 6.4 |
| 全国計 | 稲作農家 | 3,176 | 2,859 | 2,378 | △10.0 | △16.8 |
| | 稲作付面積 | 2,074 | 2,118 | 1,770 | 2.1 | △16.4 |
| | 平均面積 | 0.65 | 0.74 | 0.74 | 13.4 | 0.5 |

資料　農業センサス,「耕地及び作付面積統計」
(注)1　「自給的農家」の稲作は0.5ha未満に算入。
2　2000年農業センサスでは自給的農家を含めた稲作農家戸数の統計がないため「米麦の出荷等に関する基本調査」のデータから推計。

ているが貸しているなどして自らは農業は営んでいない世帯，あるいは農業を営んでいるが農地面積が10ａ未満であるため「農家」の定義から外れる世帯）が00年において109万７千戸あり，土地持ち非農家のなかにも稲作を行っている世帯がかなりあると考えられる。

### (2)　経営規模（稲作付面積）

１戸当たりの稲作付面積(注2)は0.74ha（00年）であり，日本の稲作経営は依然として零細で，そのほとんどが兼業農家によって担われている。

規模別にみると，稲作付面積0.5ha未満が59.1%を占めており，1.0ha未満が全体の82.3%を占めている。一方，3.0～5.0haは３万８千戸，5.0ha以上は２万５千戸に過ぎない。ただし，3.0ha以上の戸数は2.6%に過ぎないが，作付面積では22.3%，販売数量では28.5%を占めており，一方で，戸数で59.1%を占める0.5ha未満は，作付面積で21.8%，販売数量では11.0%を占めるに過ぎない（第２表）。

地域別にみると，北海道は別格であるが，東北（1.1ha）と北陸（1.1ha）も比較的規模が大きい。その一方で，東海，中国，四国，九州は東北，北陸の半分程度であり，地域差が大きい。5.0ha以上の稲作農家は24,586戸あるが，そのうち北海道が11,567戸，東北地方が6,126戸である。また，10.0ha以上の稲作農家は5,184戸あるが，北海道が2,961戸，秋田県が604戸（ほとんどが大潟村）であり，この２道県で７割を占めている。このように，稲作の大規模経営は地域的に限られており数も少ない。

**（注２）**稲作付面積には「法人経営」「土地持ち非農家」によるものも含まれており，厳密に言えばそれらを差し引いて農家の平均作付面積を計算する必要があるが，ここではすべて農家の作付けであるとして平均を算出した。

**第2表　稲作付面積規模別割合（2000年）**

（単位　千戸，千ha，千トン，%）

| | 米生産農家 | | 米販売農家 | | 稲作付面積 | | 米販売数量 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 戸数 | 割合 | 戸数 | 割合 | 面積 | 割合 | 数量 | 割合 |
| 0.5ha未満 | 1,360 | 59.1 | 663 | 44.2 | 351 | 21.8 | 578 | 11.0 |
| 0.5～1.0 | 534 | 23.2 | 458 | 30.5 | 367 | 22.8 | 1,113 | 21.2 |
| 1.0～1.5 | 189 | 8.2 | 173 | 11.5 | 225 | 14.0 | 819 | 15.6 |
| 1.5～2.0 | 85 | 3.7 | 80 | 5.3 | 145 | 9.0 | 567 | 10.8 |
| 2.0～3.0 | 69 | 3.0 | 66 | 4.4 | 164 | 10.2 | 677 | 12.9 |
| 3.0～5.0 | 38 | 1.6 | 36 | 2.4 | 142 | 8.8 | 599 | 11.4 |
| 5.0以上 | 25 | 1.0 | 24 | 1.6 | 217 | 13.5 | 898 | 17.1 |
| 計 | 2,299 | 100.0 | 1,501 | 100.0 | 1,608 | 100.0 | 5,251 | 100.0 |

資料　食糧庁「米麦の出荷等に関する基本調査」「米穀生産者の階層別売渡状況調査」
（注）　本表の「米生産農家」は第1表の「稲作農家」とは多少定義が異なる。

### ⑶　農業就業人口・農業従事者

日本農業の担い手は急速に高齢化が進行している。00年において農業就業人口（農業だけに従事したか，他産業に従事しても農業が主の農家世帯員［販売農家］）389万人のうち65歳以上が53%を占めており，大きな山を形成してきた「昭和一けた世代」(注３)のリタイアが本格化する時期が到来している（第１図）。

一方，農業従事者（農業に年間１日でも従事した15歳以上の農家世帯員［総農家］）は858万人おり，農業従事者も「昭和一けた世代」が山になっているが，50歳未満の農業従事者も312万人いる（第２図）。農家世帯員のうち農業従事している人の割合は64%であり，20代こそ比率は低いものの，30代からは農業従事者の比率は急速に上昇しており，50代，60代では９割以上の農家世帯員が農業に従事している（第３図）。このように，農家の世帯員は，農業専業ではないにしても何らかのかたちで農業に従事している人がほとんどである。ただし，問題は現在の20代，30代の農家世帯員が今後50代になって農業に従事するようになるかであるが，今後一定部分は農業から離脱していくことが予想される。

（注３）「昭和一けた世代」は昭和元年（1926年）

**第１図　年齢別農業就業人口**

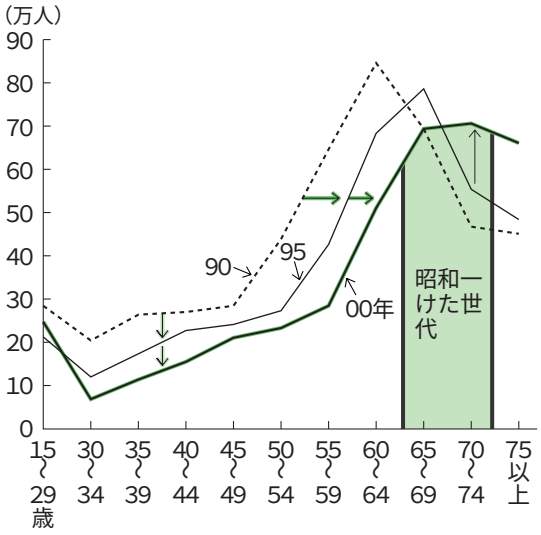


資料　農業センサス

**第２図　農業従事者の年齢構成**

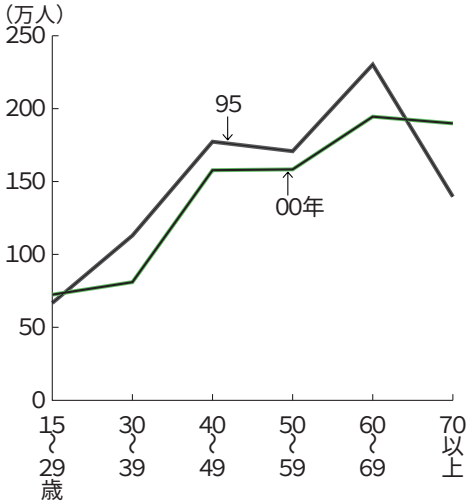


資料　第1図に同じ

**第３図　農家世帯員に対する農業従事者の割合（2000年）**

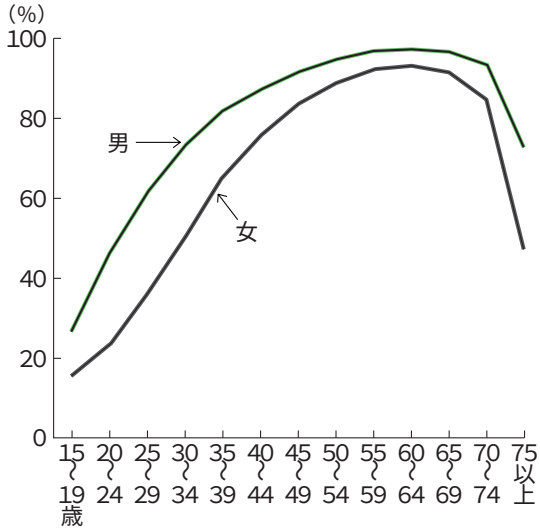


資料　農業センサス（2000年）
（注）　各年齢区分ごとに農業従事者数を農家世帯員で割ったもの。

から昭和9年（1934年）に生まれた人であり，終戦時（1945年）には10代であった。高度経済成長が始まる1955年には20代になっており，この世代の人は，高度経済成長を迎える前に農業を職業として選択しており，その後，恒常的勤務先として他産業に就職することなく戦後の日本農業を中核的に支えてきた。高度経済成長が始まった後に人生の進路を決め職業を選択した「昭和二けた世代」とは，出発点がかなり異なっている。その「昭和一けた世代」は，2000年には65～74歳になっており，現在（2004年）は69～78歳である。

### (4) 作業受委託・農地賃貸借

このように日本の稲作経営は零細であり，規模拡大も徐々にしか進んでいないが，小規模農家にとっては米価低下のなかで農業機械の購入（買い替え）が困難になってきており，作業受委託や農地の賃貸借が増大している。

北海道を除いた都府県のデータでみると，稲作農家197万１千戸（販売農家）のうち，耕起・代かき作業を委託している農家は27万１千戸，田植を委託している農家は33万９千戸，収穫作業（稲刈・脱穀）を委託している農家は56万２千戸あり，稲作農家（販売農家）の３割は収穫作業を自らは行っていない（第３表）。作業を委託している割合は経営規模が小さい農家ほど高くなっており，逆に，経営規模が大きいほど作業を請け負っている割合が高い。農家（都府県，販売農家）が作業を請け負った面積は，全作業３万１千ha，耕起・代かき６万８千ha，田植８万ha，稲刈・脱穀17万２千haであり，稲刈・脱穀の受託面積は稲作付面積の１割を超えている。

作業の部分的な委託は次第に作業の全面委託に発展し，その次の段階として農地の賃貸借に移行すると考えられる。農業センサスによると，田の借入面積は00年で36万７千haあり，95年に比べて23%増え，90年に比べると53%増えており，借入面積は田の総面積の14%に達している（注４）（第４図）。

**第４図　農地流動化の動向**

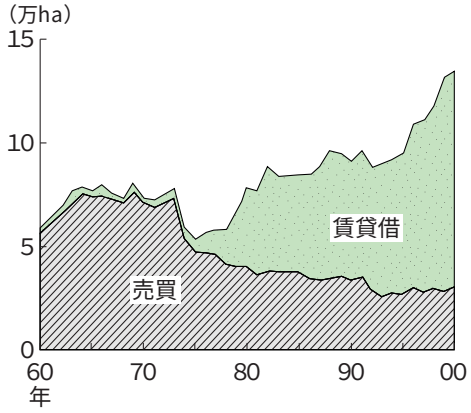


資料　農林水産省「食料・農業・農村白書」付属統計表
（注）１　「賃貸借」には利用権設定も含む。
２　耕作目的の権利移動で転用目的は含まない。

**第３表　稲作農家の作業委託割合**
**（都府県,販売農家,2000年）**

（単位　千戸，%）

| | | 稲作農家 | 育苗 | | 耕起・代かき | | 田植 | | 稲刈・脱穀 | | 乾燥・調整 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 戸数 | 戸数 | 割合 | 戸数 | 割合 | 戸数 | 割合 | 戸数 | 割合 | 戸数 | 割合 |
| 経営耕地面積 | 0.5ha未満 | 437 | 148 | 33.9 | 96 | 22.1 | 110 | 25.3 | 161 | 36.8 | 214 | 49.0 |
| | 0.5～1.0 | 714 | 183 | 25.6 | 111 | 15.5 | 138 | 19.3 | 226 | 31.6 | 335 | 46.9 |
| | 1.0～2.0 | 532 | 85 | 15.9 | 50 | 9.4 | 69 | 13.0 | 132 | 24.7 | 208 | 39.1 |
| | 2.0～3.0 | 163 | 16 | 9.6 | 9 | 5.8 | 14 | 8.6 | 29 | 17.7 | 48 | 29.7 |
| | 3.0～5.0 | 89 | 7 | 7.4 | 3 | 3.8 | 5 | 6.2 | 11 | 12.8 | 21 | 24.2 |
| | 5.0以上 | 37 | 2 | 6.7 | 1 | 3.4 | 2 | 5.2 | 4 | 9.6 | 7 | 19.8 |
| 計 | | 1,971 | 440 | 22.3 | 271 | 13.8 | 339 | 17.2 | 562 | 28.5 | 834 | 42.3 |

資料　農業センサス
（注）「割合」は作業委託農家戸数を稲作農家戸数で割ったもの。

**（注４）**第４図における賃貸借は，農地法，農業経営基盤強化促進法に基づくもののみであり，農業センサスの借入面積とは乖離している。

### ⑸　農業機械

作業受委託，農地賃貸借の増大の背後には農業機械の所有状況の変化がある。日本では，60年代に耕耘機，70年代に乗用型トラクター，田植機，収穫機（バインダー，コンバイン）が普及し，70年代には稲作の機械化体系が完成した。その結果，稲作の労働生産性は飛躍的に上昇した（60年から00年の40年間で10ａ当たりの労働時間は５分の１に減少）が，この間，米価は生産費所得補償方式により零細農家も農業機械が買える水準に設定されたため，農家は生産性の上昇による労働の余剰を兼業労働に振り向け，農業機械化は必ずしも稲作経営の規模拡大につながらなかった。しかし，米の生産調整の拡大，米価の低下，後継者不足等により，近年では農業機械の更新を行わない農家が増加している。

農業機械の所有状況（都府県，販売農家）をみると，稲作農家197万１千戸に対して，農業機械を所有している農家戸数（共有を含む）は，田植機139万７千戸，コンバイン101万３千戸，バインダー57万４千戸であり，稲作農家の３割は田植機を持っておらず，収穫機（バインダー，コンバイン）を所有していない農家も多くある（第４表）。特に，経営規模が小さい農家ほど農業機械の所有割合は低くなっている。現在の農業機械の販売台数をみると，農業機械を所有しない稲作農家は今後さらに増加する見込みである。

### ⑹　農家以外の農業事業体

00年において「農家以外の農業事業体」の数は10,554（うち有限会社2,601，任意組合2,190，農事組合法人1,341）あり，95年に比べて有限会社，任意組合の数が増加した。これらの事業体による水稲の作付面積は18,165ha（00年）で95年に比べて51.1％増加しており，また，作業を請け負った面積は，全作業2,844ha（95年に比べて23.6％増），耕起・代かき5,931ha（54.2％増），田植6,001ha（61.3％増），稲刈・脱穀9,486ha（44.2％増）で，それぞれ大きく増加している（第５表）。

00年において稲作が販売額１位の事業体は1,312（うち1,032は稲作単一経営）あり，これが稲作の法人経営体に当たるが，95年に比べて67.1％も増えているものの，まだ

**第４表　稲作農家の農業機械所有率**
**（都府県,販売農家,2000年）**

（単位　千戸，千台，％）

| | | 稲作農家 | 田植機 | | コンバイン | | バインダー | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 戸数 | 戸数 | 割合 | 戸数 | 割合 | 戸数 | 割合 |
| 経営耕地面積 | 0.5ha未満 | 437 | 251 | 57.5 | 142 | 32.6 | 152 | 34.7 |
| | 0.5～1.0 | 714 | 488 | 68.3 | 334 | 46.7 | 229 | 32.1 |
| | 1.0～2.0 | 532 | 412 | 77.4 | 321 | 60.3 | 138 | 26.0 |
| | 2.0～3.0 | 163 | 136 | 83.5 | 116 | 71.1 | 33 | 20.6 |
| | 3.0～5.0 | 89 | 77 | 87.3 | 69 | 78.0 | 16 | 17.7 |
| | 5.0以上 | 37 | 33 | 90.0 | 31 | 83.9 | 6 | 15.5 |
| 計 | | 1,971 | 1,397 | 70.9 | 1,013 | 51.4 | 574 | 29.1 |

資料　第3表に同じ
（注）「割合」は農業機械所有農家戸数を稲作農家戸数で割ったもの。

**第５表　農家以外の事業体による稲作面積**

（単位　ha，％）

| | | 90年 | 95 | 00 | 増加率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 95/90 | 00/95 |
| 稲作付面積 | | 6,507 | 12,021 | 18,165 | 84.7 | 51.1 |
| 請負面積 | 全作業 | 1,843 | 2,301 | 2,844 | 24.9 | 23.6 |
| | 耕起･代かき | 3,495 | 3,846 | 5,931 | 10.0 | 54.2 |
| | 田植 | 2,494 | 3,721 | 6,001 | 49.2 | 61.3 |
| | 稲刈･脱穀 | 5,048 | 6,579 | 9,486 | 30.3 | 44.2 |
| 田借入面積 | | 9,638 | 12,871 | 26,976 | 33.5 | 109.6 |

資料　第3表に同じ

数は少ない。規模別にみると，稲作付面積2.0ha未満が321あり，2.0～5.0haが182，5.0～10.0haが219で，10.0ha以上は590である。稲作法人経営体には地域的な偏りがあり，10.0ha以上の経営体の多い県は，富山(148)，新潟（74），福井（38），宮城（32），滋賀(31）で，この５県で55%を占めている。

このように，農家以外の農業事業体による稲作経営は，数も作付面積も大きく伸びているものの，作付面積は稲作全体の1.1%を占めるに過ぎず，作業受託を入れても２%程度に過ぎない。

### (7)　農業サービス事業体

農業サービス事業体とは，自らは農業経営の主体ではないが，農家等から委託を受けて農作業の一部を行う事業体のことであり，00年に19,706ある。そのほとんどは任意組合（受託組合等11,556）と農業団体（農協等6,777）である。稲作部門の農業サービス事業体は12,377あり，95年に比べて8.8%増加し，受託面積も135万１千haに達しているが，その大部分は防除（59万８千ha）と乾燥・調整（46万７千ha）である。その他の稲作作業の受託面積は，全作業5,530ha（95年に比べて50.9%増），耕起・代かき５万565ha（20.5%増），田植４万2,777ha（49.2%増），稲刈・脱穀10万4,201ha（30.8%増）であり，これらも大きく伸びており，農家の高齢化，作業委託の受け皿になっている（第６表）。

**第6表　農業サービス事業体請負面積**

（単位　ha，%）

| | 90年 | 95 | 00 | 増加率 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 95/90 | 00/95 |
| 全作業 | 3,215 | 3,664 | 5,530 | 14.0 | 50.9 |
| 耕起・代かき | 48,841 | 41,964 | 50,565 | △14.1 | 20.5 |
| 田植 | 23,284 | 28,678 | 42,777 | 23.2 | 49.2 |
| 稲刈・脱穀 | 64,449 | 79,675 | 104,201 | 23.6 | 30.8 |

資料　第3表に同じ

## 3　稲作の生産費と所得

次に，稲作の生産費と所得の構造を生産費調査によって概観する。

### (1)　生産費の構成

00年産の水稲の60kg当たりの生産費（自己資本利子・自作地地代を除く(注5)，以下同じ）は14,859円であり，その構成をみると，物財費が8,791円で生産費の59%を占め，労働費は5,900円（40%）である。物財費の内訳は，農機具費3,059円，賃借料及び料金（作業委託料等）1,433円，肥料費896円，農薬費835円，土地改良負担金803円，建物費485円，種苗費395円，光熱費338円，その他547円である。労働費はほとんど家族労働費であるため，農家にとってはこの部分が所得となる。

10ａ当たりの稲作労働時間は34.2時間であり，例えば，0.5haの稲作経営では労働時間は171時間（１日８時間として21日），1.0haでは342時間（同43日）となり，この程度の作業量は兼業労働（土日，朝晩）や高齢者の労働で十分やっていける。なお，労働時間の内訳は，管理7.0時間，刈取脱穀5.6時間，田植4.7時間，耕起整地4.2時間，育苗4.1時間，その他（施肥，乾燥等）8.6時

間である。

（注５）自己資本利子・自作地地代を含めた「全算入生産費」という概念もあるが，自己資本利子・自作地地代は実際の支払いが発生しないため農家には費用であるという認識はなく，本稿では，特に断りがない限り自己資本利子・自作地地代を除いた生産費（支払地代・利子は含む）で議論する。

### ⑵　規模別生産費

稲作の生産費は規模によって大きな格差がある。60kg当たりの生産費は，0.5ha未満が21,065円であるのに対して，0.5～1.0haは17,345円，2.0～3.0haは12,886円，3.0～5.0haは11,932円と，規模が大きくなるほど生産費は下がっている（第５図）。

これは，規模が大きくなれば農業機械の利用度が上がって物財費が低下し，また労働の効率（特に管理労働）が上がるためであり，例えば，物財費のうち最大の費用項目である農機具費をみると，0.5ha未満が4,050円であるのに対し，2.0～3.0haは2,837円，5.0ha以上は2,163円である。また，委託費等についても，小規模層は作業委託の比率が高いため，0.5ha未満では2,717円であるのに対し，5.0ha以上は647円である。労働費についても，0.5ha未満が9,134円であるのに対して，2.0～3.0haは4,931円，5.0ha以上は3,652円であり，規模が大きいほど小さくなっている。ただし，支払利子・地代だけは，大規模層のほうが土地を借り入れている割合が高く，また借入金も多いため，0.5ha未満が140円であるのに対して，3.0～5.0haは949円，5.0ha以上は1,004円となっている。

**第５図　作付規模別米生産費**
**（60kg当たり,2000年産）**

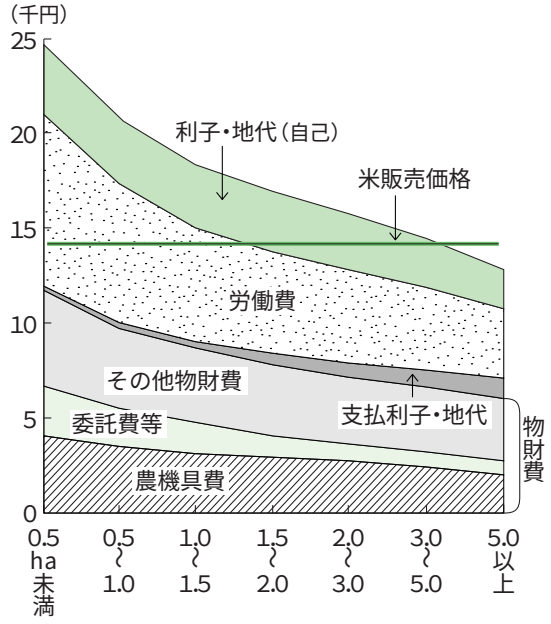


資料　農林水産省「米生産費統計」
（注）「利子・地代（自己）」は自己資本利子・自作地地代。

### ⑶　稲作所得

10ａから得られる平均稲作所得（稲作経営安定対策〔稲経〕による補填金を加えたもの，00年）は54,352円であり，１日当たり（８時間労働）の平均所得は13,959円である。これに平均的な稲作付面積0.7haをかけると，１戸当たりの稲作所得は38万円に過ぎない（第７表）。農家はこれだけではとても生活できず，ほとんどの農家は兼業所得に多くを依存しながら，稲作による所得をそれに加えて生計を維持しているのが現状である。

稲作所得（10ａ当たり）を規模別にみると，0.5ha未満は25,053円であるのに対して，0.5～1.0haは43,354円，2.0～3.0haは64,850円，5.0ha以上は63,244円である。１日当たりの所得でみると，0.5ha未満が4,244円で

**第７表　作付規模別稲作所得（2000年産）**

| | （単位） | 0.5ha未満 | 0.5～1.0 | 1.0～1.5 | 1.5～2.0 | 2.0～3.0 | 3.0～5.0 | 5.0以上 | 平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10a当たり所得 | （円） | 25,053 | 43,354 | 55,116 | 59,482 | 64,850 | 64,664 | 63,244 | 54,352 |
| 1日当たり所得 | （円） | 4,244 | 8,695 | 13,505 | 15,460 | 18,736 | 21,782 | 25,867 | 13,959 |
| 10a当たり労働時間 | （時間） | 51.4 | 42.0 | 34.2 | 31.6 | 29.3 | 25.3 | 21.0 | 34.2 |
| 労働日数 | （日） | 19 | 26 | 43 | 59 | 73 | 95 | 131 | 30 |
| 稲作所得 | （千円） | 75 | 217 | 551 | 892 | 1,297 | 1,940 | 3,162 | 380 |
| （基準面積） | （ha） | (0.3) | (0.5) | (1.0) | (1.5) | (2.0) | (3.0) | (5.0) | (0.7) |

資料　農林水産省「米生産費統計」
（注）1　10a当たり所得,1日当たり所得は,稲作経営安定資金給付金を含む。
2　労働日数＝10a当たり労働時間×（基準面積）÷8（1日8時間労働として計算）
3　稲作所得＝1日当たり所得×労働日数
4　（基準面積）は稲作所得,労働日数を計算するためのもので各区分の下限をとる（0.5ha未満は0.3ha）。

あるのに対して，1.0～1.5haは8,695円，5.0ha以上は25,867円であり，規模間の格差は非常に大きい。これをもとに規模別の稲作所得を試算してみると，0.3haの稲作では７万５千円，0.5haで21万７千円，1.0haでは55万１千円であり，5.0haの稲を作付しても得られる所得は316万２千円に過ぎない。10.0haでようやく632万４千円になるが，10.0ha以上の稲作農家は全国に5,184戸，10.0ha以上の稲作法人経営は356に過ぎない。

１日当たりの稲作所得を他産業と比較すると，従業員数５～29人の製造業の１日当たり賃金は13,653円であり，稲経による補填金を加えた稲作所得（13,959円）とほぼ同一水準である（2000年）。90年代前半までは，稲作所得は製造業（５～29人）の水準を上回っていたが，その後の米価低下に伴って稲作所得は低下した（第６図）。ただし，低下したといっても，１日当たりの稲作所得（稲経を含む）は農村臨時雇賃金（男性7,276円，女性6,140円）に比べれば２倍近い水準である。稲作農家の６割を占める0.5ha未満の１日当たりの所得は農村臨時雇賃金を大きく下回っているが，こうした低い所得しか得られなくとも稲作を継続しているのは，農村の老人や主婦には雇用機会が乏しく，また高齢者はわずかな年金で生活しているためであり（注６），農家はわずかでも所得がある限り稲作を継続している。また，稲作をやめれば米を購入しなければならず，その購入費用との関係も計算して稲作を継続していると考えられる。

**（注６）**国民年金（老齢基礎年金，65歳以上が対象）

**第６図　稲作所得と他産業賃金（1日当たり）**

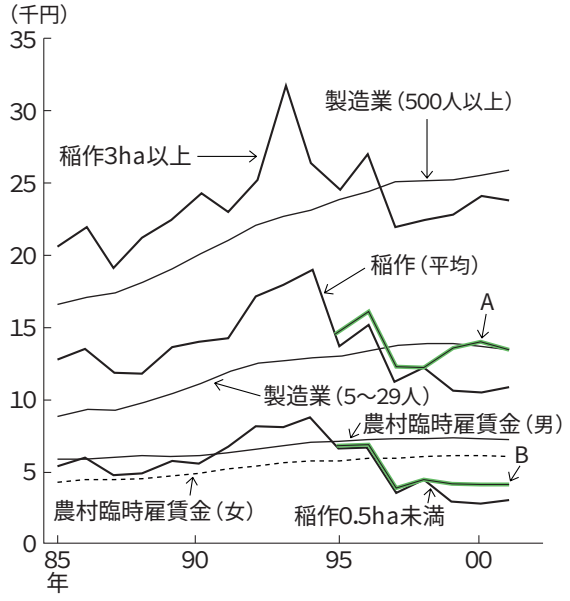


資料　農林水産省「米生産費調査」,厚生労働省「毎月勤労統計要覧」,全国農業会議所「農作業料金・農業労賃に関する調査結果」
（注）1　1日8時間労働として算出したもの。
2　A，Bは稲経等の補填金を加えた稲作所得。

の平均受給額は年51万円であり，農業者年金の平均受給額は年25万円である。

## 4　アンケート調査の結果

### (1)　アンケートの概要

#### a　アンケートの目的

以上，農業センサスと生産費調査から日本の稲作の実態を概観したが，稲作の現場では実際どのようなことが起きているのであろうか。そのことを調べるために，栃木県のＴ町の１つの集落（Ｓ集落）を選び，その全農家（一部既に離農した農家を含む）を対象にアンケート調査を行った。このアンケートでは，稲作の担い手の現状，後継者の実態，農業機械の保有状況，将来への展望，集落営農の可能性を中心に調査した。

#### b　アンケートの対象と回収率

Ｓ集落の世帯数は30戸であるが，そのうち，今回のアンケートの対象としたのは農家（元農家６戸を含む）26戸であり，調査は03年10月に実施した。集落の取りまとめ役的な方にお願いして戸別訪問で配布・回収した。その結果，26戸すべてから回答いただき，回収率は100％であった。また，その一部に対して追加的なヒアリングを行った。

#### c　調査対象地域の概況

調査対象としたＳ集落は栃木県の稲作地帯にあり，集落内の農地面積は43haである（うち水田32ha）。農家戸数は21戸(注7)で，１戸当たりの経営耕地面積は2.0haと比較的大きい（全国の平均は1.2ha，栃木県の平均は1.5ha，2000年センサス）。稲作が中心であり，転作作物として麦（大麦，大豆）があるほかは，一部の農家が，野菜（キュウリ，トマト），イチゴ，タバコを栽培している。また，この集落に畜産農家はない。

00年の農家21戸のうち，専業農家は１戸のみであり，他はすべて兼業農家である。主業農家(注8)は２戸であるが，65歳未満の農業専従者がいる主業農家は１戸のみであり，兼業農家主体の典型的な稲作地域である。

当集落は宇都宮市まで車で40～50分の距離にあり，かろうじて宇都宮市の通勤圏内にある。中山間地域ではないが里山的な自然を残しており，現在，基盤整備が検討されている。農家人口109人のうち，65歳以上は22人（20.2％）であるが，30～59歳も36人（33.0％），29歳未満も14人（12.8％）おり，高齢化が過度に進んだ集落ではない。

**（注７）**2000年農業センサスにおいてＳ集落の農家戸数は21戸であったが，その後１戸が離農したため，アンケート調査時の農家戸数は20戸であった。

**（注８）**「主業農家」の定義は，「農業所得が主（農家所得の50％以上が農業所得）で，65歳未満の農業従事60日以上の者のいる農家」である。従来の「専業農家」「第１種兼業農家」から高齢者だけが農業に従事している農家を除いた概念である。

### (2)　アンケート調査の結果

#### a　調査対象世帯の分類

26戸の回答世帯は，次の４つに大きく分類でき，以下では，主にこの分類に従って分析を行う（第８表）。

Ａ･･･経営規模が大きく（２ha以上），将

来の担い手になりうる可能性がある（７戸)。

Ｂ･･･現在は自己所有の農業機械で自ら稲作の作業を行っているが，後継者の動向等から将来的には稲作を委託に依存する可能性がある（７戸)。

Ｃ･･･経営規模がそれほど大きくはなく，既に稲作はほとんど委託している（６戸)。

Ｄ･･･既に農業をやめており，農地は賃貸または休耕している（６戸)。

いずれの世帯も農地を所有しているが，このうちＤの６戸は既に農業をやめているため，農業センサスでは「土地持ち非農家」に分類されている。

**ｂ　農業経営**

当集落の農業経営は稲作が中心であるが，転作作物として大麦を7haほど作付けしており，そのほか大豆，そばなども一部の農家で作られている。また，No.4，No.6の農家はトマト，キュウリのハウス栽培をしており，No.5の農家はイチゴを栽培している。また，３戸の農家がナシを栽培し，No.10の農家は葉タバコ，No.19の農家はアスパラガスを栽培している。

Ａ，Ｂ，Ｃの稲作農家19戸（20戸のうち１戸は稲作なし）の平均稲作付面積は0.95haである。Ａは全戸が田植機，コンバインを所有し自己労働で稲作を行ってお

**第8表　アンケート調査結果（1）**

| No | 分類 | 農地面積 | 稲作付面積 | 委託面積 | | 農業機械（使用年数） | | | | | 稲作採算性 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | a | 田植 | 収穫 | 乗用 | 歩行 | 田植 | コンバイン | バインダー | 勤労者並 | ある程度 | 奨励金 | 赤字 | その他 |
| 1 | A | 650 | 150 | | | 5 | 16 | 4 | 4 | | | 1 | | | |
| 2 | A | 495 | 250 | | | 10 | | 10 | 7 | | | | 1 | | |
| 3 | A | 400 | 170 | | | 18 | | 8 | 10 | | | | 1 | | |
| 4 | A | 380 | 270 | | | 18 | | 4 | 18 | | | | | 1 | |
| 5 | A | 300 | 150 | | | 28 | | 10 | 中古 | | | 1 | | | |
| 6 | A | 300 | 90 | | | 7 | | 5 | 0 | | | | 1 | | |
| 7 | A | 210 | 80 | | | 22 | | 7 | 2 | | | | | 1 | |
| 8 | B | 330 | 140 | | | 6 | 15 | 10 | 2 | | | | 1 | | |
| 9 | B | 200 | 100 | | | 8 | | 中古 | 中古 | | | 1 | | | |
| 10 | B | 120 | 50 | 30 | | 14 | 3 | 25 | 4 | 22 | | | 1 | | |
| 11 | B | 100 | 60 | | 60 | 7 | | 14 | | | | | 1 | | |
| 12 | B | 95 | 64 | | | 10 | | 6 | 10 | | | | 1 | | |
| 13 | B | 85 | 45 | | 45 | 10 | | 10 | | | | | | | 1 |
| 14 | B | 74 | 34 | | 34 | 7 | 26 | 中古 | | | | | | 1 | |
| 15 | C | 128 | 45 | 45 | 45 | | | | | | | 1 | | | |
| 16 | C | 60 | 30 | | | 3 | | 0 | 中古 | 中古 | | | | 1 | |
| 17 | C | 50 | 28 | 28 | 28 | | | | | | | | 1 | | |
| 18 | C | 40 | 30 | 30 | 30 | | | | | | | | | 1 | |
| 19 | C | 35 | 0 | | | 2 | 5 | | | | | | | | |
| 20 | C | 17 | 12 | 12 | 12 | | | | | | | | | | 1 |
| 21 | D | 155 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 22 | D | 80 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 23 | D | 46 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 24 | D | 33 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 25 | D | 23 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 26 | D | 17 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 4,423 | 1,798 | 145 | 254 | | | | | | 0 | 4 | 8 | 5 | 2 |

（注）　稲作採算性の「ある程度」とは「稲作によってある程度の所得が得られる」という意味であり，「奨励金」とは「転作奨励金を含めると赤字ではない」という意味である。

り，農地を借入している農家が４戸（No.1 100a, No.2 223a, No.4 180a, No.5 200a）ある。Ｂのうち３戸は収穫作業を委託しており，他の農家も規模が零細で新しい農業機械を買う余力がないため，農業機械を長く使用したり，また中古機を購入するなどのコスト削減の努力をしている。Ｃのうち４戸は，田植，稲刈とも委託しており，自らは農業機械を所有していない。

稲作による所得についての認識は，「勤労者並みの所得がある」と答えているものはなく，「ある程度の所得が得られる」が４戸，「転作奨励金があるため赤字ではない」というものが８戸，「赤字である」とするものが５戸，「その他」が２戸であった。

### c　世帯員と農業労働力

26戸の平均の世帯員数は4.4人であるが，農家ごとに大きな差がある。Ａ，Ｂでは，１戸を除いてすべて三世代世帯であるが，一方，Ｃ，Ｄでは三世代がいる家は10戸中２戸のみであり，特に，Ｄでは40歳未満がいるのはNo.24のみである（No.16，No.17，No.21，No.23，No.25，No.26の６戸は高齢一世代）。このことから，ある程度の経営規模を有し農業を継続している農家は三世代世帯が多いが，農業をやめたり委託に依存せざるをえなくなった世帯では，子弟が都市に移り住んで高齢一世代になっている傾向があることがわかる。

農業労働力は当集落でも60歳以上が中心であり，農業専従者（25名）を年齢別にみると，70代７人，60代11人，50代５人，40代０名，30代２名，20代０名で，60歳以上が72％を占める。30代の２名はともに女性であり，イチゴ，施設園芸を行っている。

### d　家の後継ぎ

26戸のうち後継ぎ(注9)がいる家は20戸であり，後継ぎがいない家が５戸，その他が１戸（子弟がまだ若くどうなるか不明）である（第９表）。Ａ，Ｂ，Ｃでは，20戸のうち２戸（No.13は娘がいるが先行き不明，No.16は息子がおらず高齢一世代）を除いて後継ぎがいるが，Ｄでは６戸中４戸が後継ぎがいない。このように，農業を継続している家には後継ぎがいるが，農業を継続していない，あるいは継続できなくなった家には後継ぎがいないという傾向があり，後継ぎのいない家は，今後，家として維持できなくなる可能性がある。

Ａ，Ｂの14戸中11戸では，後継ぎは農業にある程度従事しており，今後も農業の担い手になる可能性がある。一方，Ｃでは５人の後継ぎのうち農業を手伝っているのは１人のみで，４人は全く農業にかかわっていない。

しかし，「10年後に後継ぎが農業に従事しているか」という問いに対しては，「農業を中心的に担っている」というものは３戸，「手伝う程度」とするものが２戸のみであり，「全く従事しない」とするものが４戸で，９戸は「不明，未定」である。特に，Ａ，Ｂにおいても，「全く従事しない」が３戸，「不明，未定」が６戸あった。このことから，現在は家の農業の手伝いをし

**第9表　アンケート調査結果（2）**

| No | 分類 | 農地面積(a) | 世帯員数 | 後継ぎ | | | 後継ぎと農業（現状） | | | 後継ぎと農業（10年後） | | | | 稲作10年後 | | | | | 集落営農 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | いる | いない | 不明 | 農業中心 | 手伝う | なし | 農業中心 | 手伝う | なし | 不明 | 規模拡大 | 現状程度 | 作業委託 | 中止 | 不明印 | 可能 | 条件次第 | 困難 | 不明 |
| 1 | A | 650 | 6 | 1 | | | | 1 | | | 1 | | | | 1 | | | | | 1 | | |
| 2 | A | 495 | 3 | 1 | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | 1 | | | | 1 |
| 3 | A | 400 | 5 | 1 | | | | 1 | | | | | 1 | | | 1 | | | | | 1 | |
| 4 | A | 380 | 8 | 1 | | | | 1 | | 1 | | | | | 1 | | | | | | 1 | |
| 5 | A | 300 | 6 | 1 | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | 1 | | | 1 | |
| 6 | A | 300 | 5 | 1 | | | | 1 | | 1 | | | | | 1 | | | | | 1 | | |
| 7 | A | 210 | 5 | 1 | | | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | | | | 1 | |
| 8 | B | 330 | 7 | 1 | | | | | 1 | | | 1 | | | | 1 | | | 1 | | | |
| 9 | B | 200 | 6 | 1 | | | | | 1 | | | | 1 | | 1 | | | | | | 1 | |
| 10 | B | 120 | 6 | 1 | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | 1 | | | 1 | |
| 11 | B | 100 | 6 | 1 | | | | 1 | | | | 1 | | | | 1 | | | | 1 | | |
| 12 | B | 95 | 5 | 1 | | | | 1 | | | | | 1 | | | 1 | | | | 1 | | |
| 13 | B | 85 | 4 | | | 1 | | 1 | | | | | 1 | | 1 | | | | | | 1 | |
| 14 | B | 74 | 6 | 1 | | | | 1 | | | 1 | | | | 1 | | | | | | 1 | |
| 15 | C | 128 | 3 | 1 | | | | 1 | | | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | |
| 16 | C | 60 | 3 | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | | |
| 17 | C | 50 | 1 | 1 | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | 1 | | | | 1 |
| 18 | C | 40 | 7 | 1 | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | 1 | | | | 1 |
| 19 | C | 35 | 3 | 1 | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 20 | C | 17 | 6 | 1 | | | | | 1 | | | 1 | | | | | 1 | | | | 1 | |
| 21 | D | 155 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| 22 | D | 80 | 3 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | D | 46 | 2 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | D | 33 | 3 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | D | 23 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | D | 17 | 2 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| 計 | | 4,423 | 114 | 20 | 5 | 1 | 0 | 12 | 7 | 3 | 2 | 5 | 9 | 0 | 7 | 5 | 1 | 6 | 2 | 7 | 9 | 4 |

（注）1　「世帯数」の色網かけした家は三世代が同居している世帯。
　　2　「後継ぎと農業」の「なし」は「農業に全く従事していない」という意味。

ている後継ぎも，将来はどうなるかはわからないという家が多いと言える。

### e　稲作の将来展望

稲作の将来（10年後）については，「現状維持」が７戸あり，また「委託により継続する」というのが５戸あるが，「拡大する」という経営体は１戸もなかった。一方，「やめる」が１戸，「不明」が６戸あり，そのなかには農政の将来に対する不透明感を指摘する回答が多くみられた。特に，Ｃでは「不明」が５戸中３戸であった。

この回答状況と後継ぎの状況を勘案すると，当集落で10年後も稲作を自家労働で継続しているのは19戸中６戸程度であると推定できる（現在は15戸）。また，委託して継続しているのが８戸程度，稲作をやめるのが５戸程度で，10年後に稲作農家戸数は14戸程度（現在は19戸）になると予想される。

集落営農については，「可能である」とするものは２戸のみであるが，「条件次第では可能である」とするものが９戸あり，合わせて11戸は可能性があるという回答であった。一方，困難であるとするものも９戸あり，不明・無回答が８戸であった。特に，Ａ，Ｂでは14戸中７戸が「困難」と回

答しているのが注目される。既に現在ある程度の経営規模がある農家は，個人で稲作を継続する意向が強く，集落営農は望んでいないし，できないと考えている。

**（注９）**ここでいう「後継ぎ」は「家の後継ぎ」であり，「農業後継者」ではない。

## 5　稲作農業の展望と課題

最後に，以上の統計データによる分析とアンケート調査の結果から，今後の稲作農業の見通しと課題を検討してみたい。

### (1)　稲作農家の見通し

稲作の担い手は高齢化しており，今後の10年ほどで「昭和一けた世代」のリタイアがほぼ完了することが見込まれるため，農業構造の変化が進むことは確実である。また，従来のような1ha程度の農家がすべて農業機械を一式所有して稲作を行うことは困難になってきており，小規模稲作農家は農作業の委託を進めるか離農していくであろう。

そのことは，最近の農業機械の販売状況をみるとより明確になる。例えば，02年の農業機械の生産台数（ほぼ販売台数と等しい）は，田植機４万８千台，コンバイン３万６千台，バインダー７千台である（第７図）。ここ数年，田植機の販売台数は５～６万台，コンバインの販売台数は４～５万台で推移しており，バインダーの販売台数は近年急減している。例えば，田植機が今後も年間５万台売れ，田植機の使用年数は10年とすると，10年後に田植機を所有している経営体は50万戸になる。同様に，コンバインは年販売台数４万台で使用年数を10年とすると，10年後にコンバインを所有している経営体は40万戸になる。バインダーで収穫作業を行う農家は今後ますます少なくなるであろう。今後，農業機械の販売台数が反転することは考えにくく，このことから，もし上記の条件が正しければ，農業機械を所有して稲作を営むような経営体（集落営農を含む）は，10年後に50万戸（経営体）程度になるであろう[(注10)]。

もちろん，収益性は低いが小規模ながら主な作業は委託しながら稲作を継続していく農家も多く残ると考えられるが，稲作農家戸数はこうした委託農家も含めても今後100万戸に向けて減少していくと考えられる。

**（注10）**農業機械業界では，田植機，コンバインの使用年数は10年程度とされているが，アンケート調査によると，農業機械を20年近く使用している農家もあり，また中古農業機械がかなり流

**第７図　農業機械生産台数**

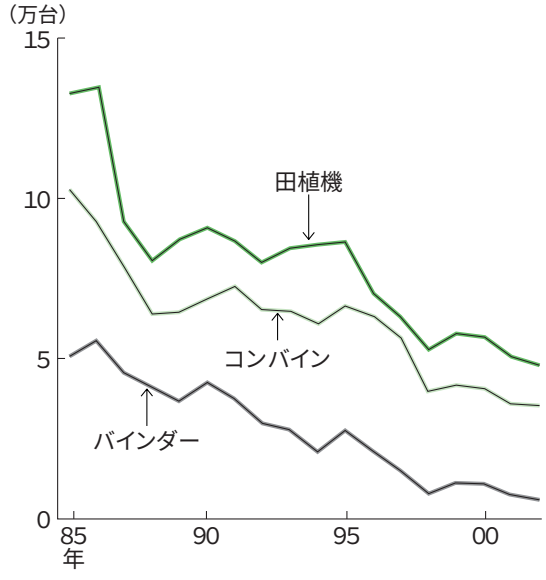


資料　経済産業省『機械統計年鑑』

通していることがわかる。このことを考慮して田植機の平均使用年数を15年とすると，今後年間５万台売れ続けると仮定すると，10年に田植機を所有している農家は80万戸程度になる。なお，農業機械業界の人の話によると，所有しているというだけで納屋の中にあってもはや稼動していない農業機械も２割程度はあるのではないかとのことであり，センサス統計での農業機械所有は実際に稼動している農業機械とは多少乖離していると考えられる。

### ⑵　稲作の構造改革の可能性

このように，稲作農家戸数が減少することは確実であるが，それにより農林水産省の考えているような稲作の構造改革が本当に進むであろうか。

農林水産省は，米政策改革の論議の過程で2010年を目標とした「米づくりの本来あるべき姿」を示している。「本来」とはおかしな表現であるが，「効率的かつ安定的な農業経営が稲作（米づくり）の相当部分を占める」という意味であり，「効率的かつ安定的な農業経営」として，33～37万戸の農家（単一経営18万戸，複合経営15～19万戸）と法人経営体３～４万を想定し，これらの経営体に農地の６割を集中させるとしており，水田農業については，平均経営面積14haの８万戸程度の稲作農家が水田経営面積の６割のシェアを有するという目標を示している。しかし，現在（00年）は水田農業の主業農家9.7万戸の平均経営面積は4.6haで目標とは大きく乖離しており，2010年までに上記の構造改革を成し遂げるのは非常に難しいと考えられる。

例えば，アンケート調査を行ったＳ集落では，農地面積が43haあり，平均14haということは，この集落では３戸の経営体でよいということになる。現在の20戸の農家が10年後に減少するとはいえ，14戸程度は残る見込みであり，自家労働で農業を営む農家も６戸は残ると考えられる。たとえ当集落で６戸だけが残るとしてもその平均経営面積は7haである。

ただし，後継者の将来について不明・未定と答えている家が多く，また農家の稲作所得に対する認識では「転作奨励金を含めると赤字ではない」という回答が８戸あり，これらの農家は米政策改革で転作奨励金の体系が変わるため，今後稲作をやめる可能性がある。現在赤字であると認識している５戸は農業機械の更新はせずに，委託するか稲作をやめるであろう。そういう意味では，新しい米政策によって今後農家戸数の減少が加速し，一部の農家に農地が集積する過程がこれまで以上に進む可能性がある。しかし，本集落では個別経営体が育つような状況になく，集落営農を進めるという方向が考えられるが，それもアンケート調査からみると農林水産省が期待しているようなスピードでスムーズに進むことは難しいと思われる。こうした状況は全国どこでも全く同じではないであろうが，多くの集落が直面している状況であると推測される。(注11)

**（注11）**今回のアンケート調査は栃木県の１集落だけの調査であり，この集落だけで全国を推定するのはやや乱暴であろう。東北地方，西日本地方，中山間地域など，立地条件の異なる数集落での同様の調査が必要であると考えられる。

### ⑶　経営政策の課題

今後，稲作の担い手の世代交代が進み農業就業人口の減少が進むことは確実であ

り，また稲作のコスト削減が求められており生産構造の改革を進めなければならないという米政策改革の方向性は基本的には正しいと思う。現在のように作付面積0.5ha未満の経営体が６割も占める状況は長続きせず，小規模農家の委託・離農が進むであろうし，その受け皿づくりが大きな課題になっている。

しかし，その構造改革を政策によって加速し，目標とするような規模に進めることができるかというと，農村の実態をみると極めて疑わしいと考えられる。これまでのトレンド（90年から00年の10年間で稲作農家は80万戸減少）と農業機械の販売動向から10年後に稲作農家は150万戸程度（うち自家労働によるもの60万戸程度，委託によるもの90万戸程度）になる見込みであるが，60万戸を中核的担い手としてもその平均稲作付面積は3haであり，目標とはほど遠い。

また，稲作の構造改革論議が稲作の経営規模だけを論じているのも問題であろう。農家の労働の年間稼動を考える必要があるし，所得の安定的確保が必要である。近年，国境措置を軽減・撤廃して直接所得補償に置き換えるという議論が盛んになりつつあるが，財政負担の増大，農家の選別の困難性など，導入にあたり解決しなければならない問題が多く，国境措置をすべて財政支出に置き換えることはできないと思う。国境措置を今後も維持することは必要であり，また，価格・所得政策の充実がなければ，農家が稲作経営に意欲を持つことはできないだろう。

### (4)　農協経営への影響

農林水産省の考えるようには構造改革が進まないにしても，稲作農家が減少していくことは避けられず，稲作農家の減少は二つの面で農協経営に大きな影響を与えることになろう。

一つは，農協の組織基盤である組合員の問題である。米政策改革がなくとも，農業者の高齢化，世代交代により農協は組合員問題への対応を迫られていたが，今後，農家戸数がさらに減少することは確実であり，農協の組織や経営方針の見直し，正組合員・准組合員との関係の再構築が求められるであろう。

もう一つは，農協の経済事業，営農指導事業への影響である。これについては，現在，経済事業改革が進められており，また米政策改革に対応した「米改革戦略」が進められている。農協系統はこのなかで「水田営農実践組合」を地域水田農業ビジョンを実践する組合と位置づけ，農協組織として地域農業の構造改革に取り組むことにしている。農協系統は，これまでも地域営農集団，農業機械銀行，ミニライスセンターなど，地域が一体となった農業組織化，効率化に努力してきたが，今後もこれまでの経験・実績を生かし，集落営農を進めるなど組合員や地域との関係を強化・再構築し，農協の他事業（販売事業，金融事業等）と有機的に結びついていくような取組みを進めていく必要があろう。

**（主任研究員　清水徹朗・**しみずてつろう）

# 近年のJAの貯金財源の動向

## 1　はじめに

JA貯金の主な財源をあげると，組合員の定期的な収入としては農産物販売代金からなる農業収入，俸給や年金，地代，家賃等の農外収入，不定期な収入としては土地売却代金等がある。また，公金や他金融機関からの預け替え資金も近年では重要な貯金財源となっている。

これらの収入や資金が貯金財源となるためには，貯金に入金された後，農業資材代金，手数料等の諸経費の引き落とし，生活費，ローンの支払い等の日常的な支出を済ませたうえで，定期貯金等の安定的な貯金として残っていくことが必要である。そのため，貯金財源を種類別に正確に把握することはかなり難しいものの，おおよその内容やその動きについて，多くのJAで把握していると思われる。

当総研は，従来から農協信用事業動向調査で毎年の貯金増加額の財源別内訳をJAにアンケートしており，これらのデータをもとに近年の貯金財源の動向を見ていきたい。

## 2　農業収入，農外収入

第１図は販売農家の農業所得（農業収入から農業経費を引いたもの），農外所得（年金，被贈収入を除いた農外収入）の増減率とJA貯金の増減率の推移をみたものである。

農業所得は農産物の作柄や価格変動の影響で変化が大きくなっているものの，貯金の増減率にはあまり影響を与えていないとみられる。これは農家総所得に占める農業所得の割合が低いためで，その比率は80年ごろの２割から近年の１割強へと徐々に低下している。一方，農家総所得の６割前後を占める農外所得は貯金の増減率とほぼ並行して推移しており，貯金の中心的な財源となっている。

第１表は，過去10年の農協信用事業動向調査による，年度ごとの貯金増加額の財源別内訳である。

農業収入の貯金財源としての比率は低い水準となっており，特に米代金収入の比率が低下している。

農外収入では勤労収入が景気低迷の影響を受けて比率が年々低下している。一方，年金は高齢化を反映して上昇傾向にあり，今後さらに貯金財源としての年金の重みが増すものと思われる。

**第1図　JA貯金と農家の所得の前年比増減率**

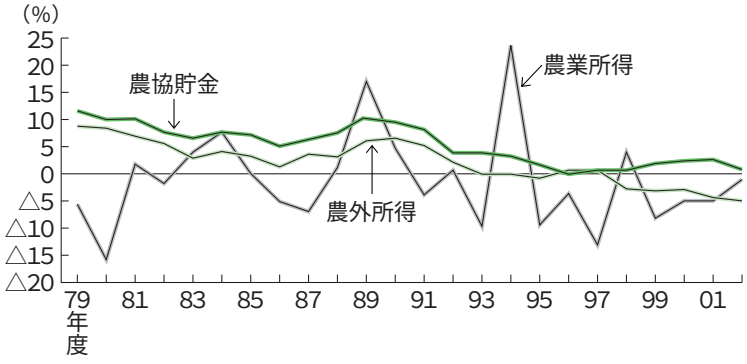


資料　農林水産省「農家経済調査報告」「農業経営動向統計」

**第1表　JA貯金財源の長期推移**

（単位　%）

| | 貯金増減額 | 農業収入 | | | 農外収入 | | | | 土地代金 | 他金融機関との預け替え | 元加利息 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 米代金収入 | 他農業収入 | 小計 | 勤労収入 | 年金 | その他 | 小計 | | | |
| 92年度 | 100.0 | 5.7 | 7.2 | 12.9 | 15.4 | 14.9 | 9.1 | 39.4 | 26.0 | 6.6 | 15.1 |
| 93 | 100.0 | △1.0 | 8.6 | 7.6 | 14.9 | 18.0 | 11.2 | 44.1 | 24.0 | 8.5 | 15.9 |
| 94 | 100.0 | 7.2 | 13.5 | 20.7 | 12.8 | 15.8 | 7.7 | 36.3 | 20.3 | 10.8 | 11.8 |
| 96 | 100.0 | △7.8 | 14.3 | 6.5 | 32.6 | 52.5 | 8.7 | 93.8 | 60.7 | △60.6 | △0.4 |
| 97 | 100.0 | △8.5 | 1.7 | △6.8 | 19.5 | 36.2 | 14.9 | 70.6 | 27.2 | 1.5 | 7.6 |
| 98 | 100.0 | △14.4 | 5.5 | △8.9 | 10.8 | 31.8 | 12.2 | 54.8 | 28.4 | 14.6 | 7.6 |
| 99 | 100.0 | △3.1 | △1.3 | △4.4 | 12.6 | 15.4 | 17.5 | 45.5 | 18.7 | 14.0 | 2.7 |
| 00 | 100.0 | 0.5 | 5.5 | 6.0 | 11.3 | 15.7 | 15.7 | 42.7 | 16.1 | 32.2 | 3.1 |
| 01 | 100.0 | △2.2 | △2.3 | △4.5 | 11.1 | 27.6 | 14.9 | 53.6 | 16.3 | 32.7 | 1.9 |
| 02 | 100.0 | △0.6 | 3.7 | 3.1 | 5.1 | 25.0 | 13.4 | 43.5 | 10.3 | 42.1 | 1.0 |

資料　農協信用事業動向調査
（注）1　95年度は数字のブレが大きいため省略している。
　　2　調査回答農協数は年度によって異なる。

土地代金はバブル景気の時期には貯金の伸びに大きく貢献した。その後はかなり減少したものの，道路用地の買収等が続いている影響もあり，引き続き主要な財源の一つである。

### 3　他金融機関との預け替え

預け替えとは，貯金者が他金融機関に預けてある預貯金をJAに移すことや，反対にJAの貯金を他金融機関に移す場合もある。(注)

預け替え資金は，貯金者の新たな収入ではないため，従来は貯金財源として注目されることはほとんどなかったが，99年度以降金融機関の破綻が相次ぎ，破綻ないしは信用不安のある金融機関からJAにも預け替え資金の流入が目立つようになってきた。また，高金利時に預けられた郵便局の定額貯金が，99年ごろより順次満期を迎え，JAを含めた一般金融機関に流入したことも預け替え資金を拡大させた。

**（注）**96年は住専問題の影響もありJA貯金の前年比増減率がマイナスとなった年で，JAから郵貯等への預け替えがみられた。

### 4　今後の貯金財源の見通し

預け替え資金は，05年４月のペイオフ凍結全面解除に向け信用不安の残る地方金融機関の整理・統合に向けた動きがでることで，地域によってかなりの流入があるとみられるが，整理・統合が進めば急速に終息するものと思われ，中長期的な財源としては期待できないといえよう。

一方，年金はJAが強い分野であり，年金受給者の増加にともない，今後中心的な貯金財源となろう。しかし，農業収入，勤労収入の低迷や今後予想される社会保険料，租税等の負担増加の影響で，組合員の家計もさらに厳しくなり，生活費を年金に頼る家庭も増えてくるものと思われ，財源としての年金にも限界があるとみられる。

このように中長期的にみた場合，JAの貯金財源も先細りが予想される。新たな貯金財源をみつけることは難しいと思われるものの，組合員の次世代対策や広く地域住民へ取引基盤の拡大をはかることで，既往の財源の裾野を広げることは十分可能ではないだろうか。

**（主席研究員　本田敏裕・**ほんだとしひろ）

# 統　計　資　料

## 目　　次


1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(73)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(73)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(73)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(74)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(74)
6．農業協同組合　主要勘定……(74)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(76)
8．漁業協同組合　主要勘定……(76)
9．金融機関別預貯金残高……(77)
10．金融機関別貸出金残高……(78)

〈特別掲載（2003年９月末数値）〉

11．信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(79)
12．農業協同組合都道府県別主要勘定残高……(80)
13．信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(81)
14．漁業協同組合都道府県別主要勘定残高……(82)



統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3243）7351
ＦＡＸ 03（3246）1984


**利用上の注意**（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少

# 1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

| 年月日 | 預金 | 発行債券 | その他 | 現金預け金 | 有価証券 | 貸出金 | その他 | 貸借共通合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **1998. 11** | **26,371,260** | **7,437,001** | **14,603,827** | **4,126,906** | **11,099,131** | **14,614,121** | **18,571,930** | **48,412,088** |
| **1999. 11** | **31,430,834** | **7,182,019** | **12,812,415** | **4,240,974** | **14,846,924** | **20,756,709** | **11,580,661** | **51,425,268** |
| **2000. 11** | **32,303,947** | **6,614,189** | **12,014,896** | **1,411,189** | **19,709,813** | **22,961,796** | **6,850,234** | **50,933,032** |
| **2001. 11** | **38,347,607** | **6,197,303** | **9,395,062** | **1,531,781** | **22,619,923** | **24,941,557** | **4,846,711** | **53,939,972** |
| **2002. 11** | **38,900,834** | **5,807,651** | **11,549,545** | **1,101,487** | **26,695,113** | **21,437,740** | **7,023,690** | **56,258,030** |
| 2003. 6 | 39,033,305 | 5,580,866 | 12,844,681 | 1,267,198 | 30,517,128 | 18,705,252 | 6,969,274 | 57,458,852 |
| 7 | 38,863,714 | 5,499,771 | 14,246,199 | 1,326,827 | 32,657,612 | 18,285,419 | 6,339,826 | 58,609,684 |
| 8 | 38,608,577 | 5,425,134 | 14,716,497 | 1,314,547 | 33,943,733 | 17,255,415 | 6,236,513 | 58,750,208 |
| 9 | 38,530,713 | 5,344,532 | 15,362,426 | 1,782,600 | 34,434,098 | 15,244,461 | 7,776,512 | 59,237,671 |
| 10 | 38,449,220 | 5,332,182 | 13,617,094 | 1,569,033 | 33,885,853 | 15,773,316 | 6,170,294 | 57,398,496 |
| 11 | 38,279,645 | 5,323,244 | 14,133,337 | 1,709,703 | 33,249,093 | 15,456,426 | 7,321,004 | 57,736,226 |

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2003年11月末現在　　（単位 百万円）

| 団体別 | 定期預金 | 通知預金 | 普通預金 | 当座預金 | 別段預金 | 公金預金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農業団体 | 31,272,832 | 3,132 | 1,133,914 | 18 | 143,521 | − | 32,553,417 |
| 水産団体 | 1,167,936 | − | 85,108 | 45 | 12,182 | − | 1,265,270 |
| 森林団体 | 2,625 | 6 | 4,763 | 12 | 126 | − | 7,532 |
| その他会員 | 2,917 | − | 10,911 | − | 0 | − | 13,828 |
| 会員計 | 32,446,310 | 3,138 | 1,234,696 | 75 | 155,829 | − | 33,840,049 |
| 会員以外の者計 | 709,955 | 116,863 | 493,277 | 140,819 | 2,959,217 | 19,467 | 4,439,597 |
| **合計** | **33,156,265** | **120,001** | **1,727,973** | **140,893** | **3,115,046** | **19,467** | **38,279,646** |

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分は，別段預金（会員以外の者）　1,013,839百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2003年11月末現在　　（単位 百万円）

| 団体別 | | 証書貸付 | 手形貸付 | 当座貸越 | 割引手形 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 系統団体等 | 農業団体 | 82,222 | 21,211 | 261,958 | 4 | 365,395 |
| | 開拓団体 | 630 | 205 | − | − | 835 |
| | 水産団体 | 73,435 | 33,118 | 36,863 | 1 | 143,417 |
| | 森林団体 | 11,156 | 13,251 | 2,157 | 53 | 26,616 |
| | その他会員 | 14 | 348 | 160 | − | 521 |
| | 会員小計 | 167,457 | 68,133 | 301,137 | 58 | 536,784 |
| | その他系統団体等小計 | 298,576 | 34,078 | 210,990 | 791 | 544,435 |
| | 計 | 466,033 | 102,211 | 512,127 | 849 | 1,081,219 |
| 関連産業 | | 2,545,154 | 169,194 | 2,381,230 | 41,178 | 5,136,756 |
| その他 | | 9,081,513 | 32,964 | 123,430 | 544 | 9,238,451 |
| **合計** | | **12,092,700** | **304,369** | **3,016,787** | **42,571** | **15,456,426** |

## 4. 農林中央金

（貸方）

| 年月末 | 預金 | | | 譲渡性預金 | 発行債券 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 当座性 | 定期性 | 計 | | |
| 2003. 6 | 4,953,060 | 34,080,245 | 39,033,305 | 178,700 | 5,580,866 |
| 7 | 5,106,956 | 33,756,758 | 38,863,714 | 130,060 | 5,499,771 |
| 8 | 5,046,447 | 33,562,130 | 38,608,577 | 327,010 | 5,425,134 |
| 9 | 5,260,932 | 33,269,781 | 38,530,713 | 17,810 | 5,344,532 |
| 10 | 5,284,028 | 33,165,192 | 38,449,220 | 104,310 | 5,332,182 |
| 11 | 5,118,250 | 33,161,395 | 38,279,645 | 225,640 | 5,323,244 |
| 2002. 11 | 4,118,470 | 34,782,364 | 38,900,834 | 239,130 | 5,807,651 |

（借方）

| 年月末 | 現金 | 預け金 | 有価証券 | | 商品有価証券 | 買入手形 | 手形貸付 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 計 | うち国債 | | | |
| 2003. 6 | 138,847 | 1,128,350 | 30,517,128 | 10,550,178 | 221,259 | − | 534,768 |
| 7 | 128,300 | 1,198,526 | 32,657,612 | 12,259,025 | 158,133 | − | 453,604 |
| 8 | 164,891 | 1,149,655 | 33,943,733 | 14,005,134 | 146,148 | − | 405,205 |
| 9 | 148,771 | 1,633,829 | 34,434,098 | 14,810,640 | 166,805 | 263,800 | 334,213 |
| 10 | 140,527 | 1,428,505 | 33,885,853 | 15,316,252 | 119,948 | 145,500 | 308,484 |
| 11 | 170,973 | 1,538,730 | 33,249,093 | 15,073,482 | 98,531 | 658,000 | 304,368 |
| 2002. 11 | 164,250 | 937,237 | 26,695,113 | 9,518,025 | 67,834 | 150,800 | 2,815,688 |

（注） 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信用農業協同組

| 年月末 | 貸方 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貯金 | | 譲渡性貯金 | 借入金 | 出資金 |
| | 計 | うち定期性 | | | |
| 2003. 6 | 50,753,239 | 48,918,471 | 140,180 | 44,083 | 1,038,344 |
| 7 | 50,560,433 | 48,886,114 | 153,820 | 44,076 | 1,050,781 |
| 8 | 50,402,448 | 48,795,749 | 151,850 | 44,074 | 1,053,124 |
| 9 | 49,917,101 | 48,482,223 | 149,920 | 44,073 | 1,053,208 |
| 10 | 49,399,934 | 47,865,156 | 154,060 | 44,063 | 1,028,757 |
| 11 | 48,887,342 | 47,440,745 | 154,379 | 44,063 | 1,018,199 |
| 2002. 11 | 51,077,822 | 49,367,990 | 197,770 | 43,746 | 1,044,258 |

（注） 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年４月からコールローンは，金融機関貸付から分離。

## 6. 農業協同組

| 年月末 | 貸方 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貯金 | | | 借入金 | |
| | 当座性 | 定期性 | 計 | 計 | うち信用借入金 |
| 2003. 5 | 20,924,472 | 53,932,676 | 74,857,148 | 662,282 | 497,810 |
| 6 | 21,380,422 | 54,361,325 | 75,741,747 | 638,613 | 475,068 |
| 7 | 20,864,943 | 54,606,233 | 75,471,176 | 656,090 | 491,933 |
| 8 | 21,124,535 | 54,577,806 | 75,702,341 | 662,987 | 498,564 |
| 9 | 20,882,509 | 54,335,380 | 75,217,889 | 676,300 | 510,503 |
| 10 | 21,483,147 | 54,161,037 | 75,644,184 | 644,372 | 477,413 |
| 2002. 10 | 20,424,729 | 53,782,370 | 74,207,099 | 741,373 | 566,394 |

（注） 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

| コールマネー | 食糧代金受託金・受託金 | 資本金 | その他 | 貸方合計 |
|---|---|---|---|---|
| 226,682 | 2,623,397 | 1,224,999 | 8,590,903 | 57,458,852 |
| 790,736 | 2,311,276 | 1,224,999 | 9,789,128 | 58,609,684 |
| 514,195 | 1,985,556 | 1,224,999 | 10,664,737 | 58,750,208 |
| 826,688 | 1,533,356 | 1,224,999 | 11,759,573 | 59,237,671 |
| 229,214 | 1,754,168 | 1,224,999 | 10,304,403 | 57,398,496 |
| 199,625 | 1,778,107 | 1,224,999 | 10,704,966 | 57,736,226 |
| 377,878 | 1,955,773 | 1,224,999 | 7,751,765 | 56,258,030 |

| 貸出金 | | | | コールローン | 食糧代金概算払金 | その他 | 借方合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 証書貸付 | 当座貸越 | 割引手形 | 計 | | | | |
| 15,278,907 | 2,843,009 | 48,566 | 18,705,252 | 659,158 | − | 6,088,858 | 57,458,852 |
| 14,905,000 | 2,880,500 | 46,313 | 18,285,419 | 455,006 | − | 5,726,687 | 58,609,684 |
| 13,898,037 | 2,904,410 | 47,761 | 17,255,415 | 443,732 | − | 5,646,634 | 58,750,208 |
| 12,127,818 | 2,739,568 | 42,861 | 15,244,461 | 598,824 | − | 6,747,083 | 59,237,671 |
| 12,409,339 | 3,014,965 | 40,526 | 15,773,316 | 527,115 | − | 5,377,732 | 57,398,496 |
| 12,092,699 | 3,016,786 | 42,570 | 15,456,426 | 865,173 | − | 5,699,300 | 57,736,226 |
| 15,432,870 | 3,124,366 | 64,814 | 21,437,740 | 621,556 | − | 6,183,500 | 56,258,030 |

## 合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

| 借方 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 預け金 | | コールローン | 金銭の信託 | 有価証券 | 貸出金 | |
| | 計 | うち系統 | | | | 計 | うち金融機関貸付金 |
| 52,446 | 32,264,914 | 32,149,786 | 0 | 353,359 | 14,347,981 | 5,363,630 | 706,743 |
| 48,075 | 31,594,249 | 31,481,152 | 0 | 335,792 | 14,653,943 | 5,454,824 | 707,592 |
| 48,821 | 30,932,394 | 30,823,735 | 0 | 344,342 | 15,273,195 | 5,458,780 | 708,156 |
| 55,466 | 30,278,630 | 30,173,245 | 0 | 337,752 | 15,233,522 | 5,639,992 | 709,075 |
| 43,697 | 29,803,993 | 29,699,937 | 0 | 334,039 | 15,165,276 | 5,707,305 | 701,138 |
| 47,708 | 29,354,644 | 29,253,039 | 0 | 336,579 | 15,154,370 | 5,660,815 | 701,607 |
| 49,997 | 33,998,290 | 33,922,960 | 0 | 364,741 | 12,683,574 | 5,521,213 | 695,980 |

## 合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

| 借方 | | | | | | | 報告組合数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 預け金 | | 有価証券・金銭の信託 | | 貸出金 | | |
| | 計 | うち系統 | 計 | うち国債 | 計 | うち農林公庫貸付金 | |
| 361,306 | 51,157,226 | 50,915,385 | 3,572,245 | 1,134,620 | 21,379,100 | 372,516 | 947 |
| 379,749 | 52,041,318 | 51,811,161 | 3,641,784 | 1,218,228 | 21,343,028 | 371,532 | 947 |
| 372,873 | 51,746,232 | 51,527,269 | 3,731,856 | 1,298,374 | 21,391,449 | 372,092 | 940 |
| 359,273 | 51,698,980 | 51,482,438 | 3,922,205 | 1,460,053 | 21,436,890 | 370,460 | 939 |
| 369,942 | 51,138,549 | 50,917,345 | 3,990,741 | 1,524,049 | 21,460,124 | 367,927 | 939 |
| 356,334 | 51,501,558 | 51,290,231 | 4,053,478 | 1,550,795 | 21,469,653 | 363,611 | 938 |
| 339,523 | 50,423,042 | 50,185,948 | 3,735,227 | 1,104,395 | 21,497,159 | 401,386 | 1,039 |

# 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

| 年月末 | 貸方 | | | | 借方 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貯金 | | 借用金 | 出資金 | 現金 | 預け金 | | 有価証券 | 貸出金 |
| | 計 | うち定期性 | | | | 計 | うち系統 | | |
| 2003. 8 | 2,247,509 | 1,727,214 | 55,966 | 62,610 | 13,965 | 1,357,093 | 1,320,495 | 171,706 | 778,459 |
| 9 | 2,234,084 | 1,700,937 | 55,407 | 62,650 | 13,150 | 1,348,101 | 1,309,279 | 171,121 | 775,256 |
| 10 | 2,280,049 | 1,740,952 | 55,491 | 62,679 | 14,469 | 1,384,063 | 1,341,508 | 169,696 | 785,174 |
| 11 | 2,242,239 | 1,702,396 | 55,491 | 62,734 | 13,312 | 1,353,766 | 1,313,269 | 166,895 | 780,827 |
| 2002. 11 | 2,288,080 | 1,764,668 | 59,811 | 59,967 | 12,182 | 1,372,016 | 1,336,745 | 189,618 | 794,545 |

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

# 8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

| 年月末 | 貸方 | | | | | 借方 | | | | | | 報告組合数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貯金 | | 借入金 | | 払込済出資金 | 現金 | 預け金 | | 有価証券 | 貸出金 | | |
| | 計 | うち定期性 | 計 | うち信用借入金 | | | 計 | うち系統 | | 計 | うち農林公庫資金 | |
| 2003. 6 | 1,134,439 | 711,697 | 315,449 | 241,104 | 139,810 | 8,417 | 1,017,102 | 984,653 | 13,881 | 399,267 | 16,632 | 443 |
| 7 | 1,126,842 | 707,311 | 317,107 | 242,297 | 139,510 | 8,824 | 1,004,508 | 962,436 | 16,542 | 400,190 | 16,374 | 441 |
| 8 | 1,118,968 | 702,463 | 316,652 | 242,688 | 139,064 | 8,498 | 996,679 | 964,904 | 17,032 | 401,114 | 15,913 | 439 |
| 9 | 1,116,153 | 698,613 | 316,402 | 242,360 | 138,763 | 8,711 | 994,220 | 966,509 | 17,835 | 400,303 | 15,906 | 435 |
| 2002. 9 | 1,205,048 | 758,078 | 347,238 | 266,669 | 146,132 | 8,458 | 1,068,292 | 1,028,034 | 19,198 | 441,241 | 19,859 | 542 |

（注） 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

# 9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

| | | 農協 | 信農連 | 都市銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | 郵便局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 残高 | 2000. 3 | 702,556 | 480,740 | 2,090,975 | 1,742,961 | 598,696 | 1,020,359 | 191,966 | 2,599,702 |
| | 2001. 3 | 720,945 | 491,580 | 2,102,820 | 1,785,742 | 567,976 | 1,037,919 | 180,588 | 2,499,336 |
| | 2002. 3 | 735,374 | 503,220 | 2,308,919 | 1,813,848 | 559,895 | 1,028,196 | 153,541 | 2,393,418 |
| | 2002. 11 | 742,201 | 510,778 | 2,330,478 | 1,787,612 | 561,381 | 1,030,661 | 148,305 | 2,350,833 |
| | 12 | 751,812 | 518,543 | 2,292,954 | 1,806,287 | 571,577 | 1,047,503 | 149,872 | 2,358,176 |
| | 2003. 1 | 745,046 | 513,739 | 2,309,916 | 1,770,013 | 559,209 | 1,030,489 | 148,184 | 2,352,340 |
| | 2 | 747,534 | 514,860 | 2,348,525 | 1,777,264 | 560,410 | 1,035,075 | 148,437 | 2,350,370 |
| | 3 | 744,203 | 501,817 | 2,377,699 | 1,813,487 | 561,426 | 1,035,534 | 148,362 | 2,331,924 |
| | 4 | 748,586 | 505,809 | 2,401,926 | 1,831,373 | 550,856 | 1,044,807 | 149,574 | 2,331,069 |
| | 5 | 748,571 | 497,702 | 2,401,142 | 1,833,404 | 549,713 | 1,044,409 | 149,717 | 2,317,870 |
| | 6 | 757,417 | 507,532 | 2,365,201 | 1,850,150 | 554,851 | 1,054,743 | 150,940 | 2,322,076 |
| | 7 | 754,712 | 505,604 | 2,371,542 | 1,823,556 | 550,798 | 1,050,573 | 150,749 | 2,313,523 |
| | 8 | 757,023 | 504,024 | 2,383,157 | 1,831,946 | 552,409 | 1,056,651 | 151,677 | 2,314,695 |
| | 9 | 752,179 | 499,171 | 2,385,332 | 1,816,601 | 553,353 | 1,053,806 | 151,772 | 2,299,381 |
| | 10 | 756,442 | 493,999 | 2,353,812 | 1,792,664 | 545,783 | 1,050,778 | 151,407 | 2,300,260 |
| | 11 | P 757,148 | 488,873 | 2,385,727 | 1,816,427 | 549,422 | 1,055,157 | P 151,564 | 2,289,603 |
| 前年同月比増減率 | 2000. 3 | 1.8 | 2.4 | 0.4 | 1.6 | △5.2 | 1.5 | △5.0 | 2.9 |
| | 2001. 3 | 2.6 | 2.3 | 0.6 | 2.5 | △5.1 | 1.7 | △5.9 | △3.9 |
| | 2002. 3 | 2.0 | 2.4 | 9.8 | 1.6 | △1.4 | △0.9 | △15.0 | △4.2 |
| | 2002. 11 | 1.1 | 1.3 | 7.5 | 0.8 | △0.4 | △1.4 | △12.7 | △1.8 |
| | 12 | 0.8 | 1.1 | 5.9 | 0.6 | △0.3 | △1.2 | △10.9 | △1.9 |
| | 2003. 1 | 0.8 | 1.5 | 5.4 | 0.4 | 0.2 | △1.1 | △9.0 | △1.9 |
| | 2 | 0.9 | 1.5 | 5.3 | 0.6 | 0.5 | △0.5 | △7.2 | △2.2 |
| | 3 | 1.2 | △0.3 | 3.0 | △0.0 | 0.3 | 0.7 | △3.4 | △2.6 |
| | 4 | 1.5 | △0.6 | △5.3 | 1.3 | △1.1 | 1.4 | △2.3 | △2.7 |
| | 5 | 1.6 | △2.0 | 0.7 | 1.8 | △0.7 | 1.9 | △1.5 | △3.1 |
| | 6 | 1.6 | △1.9 | 1.4 | 1.2 | △1.2 | 1.9 | △0.7 | △3.0 |
| | 7 | 1.7 | △1.9 | 2.0 | 1.7 | △0.7 | 2.2 | 0.8 | △2.8 |
| | 8 | 1.9 | △2.2 | 3.7 | 2.1 | △1.0 | 2.4 | 1.4 | △2.7 |
| | 9 | 1.8 | △2.6 | 3.5 | 1.4 | △1.9 | 2.2 | 2.0 | △2.8 |
| | 10 | 1.9 | △3.3 | 2.9 | 1.5 | △1.8 | 2.3 | 2.2 | △2.7 |
| | 11 | P 2.0 | △4.3 | 2.4 | 1.6 | △2.1 | 2.4 | P 2.2 | △2.6 |

（注） 1 農協，信農連は農林中央金庫，郵便局は郵政公社，その他は日銀資料（ホームページ等）による。なお，信用組合の速報値（P）は全信組中央協会調べ。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。

# 10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

| | | 農協 | 信農連 | 都市銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | 郵便局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 残高 | 2000. 3 | 215,586 | 54,850 | 2,128,088 | 1,340,546 | 505,678 | 687,292 | 142,433 | 9,781 |
| | 2001. 3 | 214,983 | 48,879 | 2,114,602 | 1,357,090 | 465,931 | 662,124 | 133,612 | 8,192 |
| | 2002. 3 | 212,565 | 48,514 | 2,011,581 | 1,359,479 | 444,432 | 639,808 | 119,082 | 7,006 |
| | 2002. 11 | 209,859 | 48,252 | 2,102,641 | 1,336,181 | 435,632 | 630,283 | 96,319 P | 6,975 |
| | 12 | 208,594 | 48,674 | 2,106,930 | 1,354,569 | 441,892 | 638,084 | 93,079 P | 6,188 |
| | 2003. 1 | 207,756 | 48,378 | 2,086,131 | 1,340,511 | 435,883 | 629,111 | 92,238 P | 6,244 |
| | 2 | 208,639 | 47,726 | 2,062,294 | 1,341,707 | 435,032 | 627,657 | 92,194 P | 6,196 |
| | 3 | 210,091 | 47,118 | 2,042,331 | 1,352,121 | 429,093 | 626,349 | 91,512 P | 6,387 |
| | 4 | 209,052 | 46,241 | 2,004,300 | 1,337,422 | 413,625 | 620,949 | 90,911 P | 6,260 |
| | 5 | 208,736 | 46,622 | 1,987,356 | 1,333,965 | 413,421 | 621,689 | 90,803 P | 6,318 |
| | 6 | 208,431 | 46,569 | 1,975,631 | 1,330,223 | 413,370 | 619,689 | 90,545 P | 6,037 |
| | 7 | 208,908 | 47,472 | 1,944,861 | 1,334,631 | 414,431 | 621,144 | 90,841 P | 5,913 |
| | 8 | 209,393 | 47,506 | 1,955,890 | 1,339,159 | 415,740 | 624,060 | 91,103 P | 5,843 |
| | 9 | 209,642 | 49,309 | 1,961,442 | 1,344,846 | 416,293 | 625,429 | 91,511 P | 6,088 |
| | 10 | 209,690 | 50,062 | 1,929,937 | 1,335,110 | 414,745 | 623,437 | 91,409 P | 6,036 |
| | 11 | P 209,859 | 49,592 | 1,952,699 | 1,339,627 | 417,515 | 626,850 | P 91,769 P | 6,200 |
| 前年同月比増減率 | 2000. 3 | 0.5 | △9.2 | 1.7 | △3.0 | △4.1 | △3.5 | △7.6 | 0.1 |
| | 2001. 3 | △0.3 | △10.9 | △0.6 | 1.2 | △7.9 | △3.7 | △6.2 | △16.2 |
| | 2002. 3 | △1.1 | △0.7 | △4.9 | 0.2 | △4.6 | △3.4 | △10.9 | △14.5 |
| | 2002. 11 | △1.8 | △1.7 | 3.4 | △0.1 | △1.8 | △2.5 | △22.1 P | △8.9 |
| | 12 | △1.8 | △0.8 | 2.7 | △0.5 | △2.1 | △2.6 | △24.8 P | △9.2 |
| | 2003. 1 | △1.6 | △1.4 | 2.7 | △0.4 | △1.9 | △2.4 | △24.5 P | △8.4 |
| | 2 | △1.3 | △2.8 | 1.8 | △0.6 | △2.0 | △2.1 | △24.1 P | △9.7 |
| | 3 | △1.2 | △2.9 | 1.5 | △0.5 | △3.5 | △2.1 | △23.2 P | △8.8 |
| | 4 | △0.8 | △3.3 | △6.8 | 0.2 | △5.5 | △1.3 | △21.5 P | △9.6 |
| | 5 | △1.0 | △2.8 | △6.8 | 0.4 | △4.9 | △0.7 | △20.1 P | △10.4 |
| | 6 | △0.9 | △4.0 | △7.5 | △0.2 | △5.2 | △1.2 | △13.6 P | △10.2 |
| | 7 | △0.8 | △3.2 | △8.6 | 0.5 | △4.7 | △0.7 | △11.6 P | △10.7 |
| | 8 | △0.7 | △2.2 | △8.4 | 0.5 | △4.7 | △0.7 | △7.4 P | △11.1 |
| | 9 | △0.4 | △0.8 | △5.5 | 0.6 | △4.3 | △0.7 | △5.2 P | △11.3 |
| | 10 | △0.2 | 3.0 | △7.5 | 0.4 | △4.4 | △0.5 | △4.9 P | △11.5 |
| | 11 | P 0.0 | 2.8 | △7.1 | 0.3 | △4.2 | △0.5 | P △4.7 P | △11.1 |

（注） 1 表9（注）に同じ。ただし郵便局の確定値は，ホームページによる。
2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。

# 11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2003年9月末現在

（単位 百万円）

| 都道府県別 | 貯金 | 出資金 | 預け金 | うち系統預け金 | 有価証券 | 貸出金 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 1,865,430 | 35,716 | 809,826 | 802,549 | 603,489 | 521,329 |
| 青森 | 241,664 | 5,190 | 173,954 | 173,602 | 36,869 | 31,198 |
| 岩手 | 523,065 | 15,470 | 298,621 | 298,352 | 127,984 | 112,463 |
| 秋田 | 329,586 | 15,256 | 321,163 | 320,281 | 0 | 18,187 |
| 山形 | 452,963 | 10,558 | 405,428 | 405,232 | 17,755 | 34,334 |
| 福島 | 724,116 | 17,192 | 635,492 | 634,716 | 25,410 | 62,360 |
| 茨城 | 981,303 | 15,375 | 577,810 | 568,085 | 230,776 | 188,804 |
| 群馬 | 959,748 | 16,716 | 683,710 | 683,426 | 222,679 | 55,850 |
| 埼玉 | 2,357,350 | 56,612 | 1,666,864 | 1,665,282 | 565,451 | 126,300 |
| 千葉 | 1,335,647 | 28,871 | 801,148 | 800,972 | 320,995 | 206,164 |
| 東京 | 1,706,102 | 26,638 | 1,129,621 | 1,129,498 | 592,992 | 53,045 |
| 神奈川 | 2,766,251 | 25,962 | 1,973,814 | 1,973,237 | 621,542 | 241,012 |
| 山梨 | 410,376 | 8,673 | 258,535 | 257,837 | 101,145 | 55,118 |
| 長野 | 2,037,125 | 13,746 | 926,550 | 925,629 | 816,953 | 345,103 |
| 新潟 | 1,377,413 | 30,210 | 817,740 | 817,269 | 416,338 | 176,337 |
| 富山 | 943,286 | 11,719 | 728,269 | 725,200 | 180,323 | 66,179 |
| 石川 | 748,694 | 17,478 | 439,376 | 439,354 | 230,235 | 103,870 |
| 福井 | 547,599 | 15,535 | 282,109 | 268,278 | 230,321 | 50,221 |
| 岐阜 | 1,906,583 | 37,664 | 1,232,564 | 1,232,495 | 527,812 | 184,525 |
| 静岡 | 2,635,130 | 61,303 | 1,237,259 | 1,234,684 | 1,231,084 | 301,000 |
| 愛知 | 4,007,573 | 28,911 | 2,260,955 | 2,260,948 | 1,454,976 | 273,241 |
| 三重 | 1,320,262 | 36,647 | 781,793 | 779,943 | 405,570 | 163,051 |
| 滋賀 | 825,716 | 14,145 | 578,507 | 554,950 | 205,071 | 69,580 |
| 京都 | 729,622 | 13,271 | 442,244 | 433,882 | 219,647 | 63,722 |
| 大阪 | 2,443,826 | 46,352 | 1,355,330 | 1,355,318 | 993,828 | 319,387 |
| 兵庫 | 3,132,534 | 65,669 | 1,426,896 | 1,425,190 | 1,232,552 | 644,794 |
| 和歌山 | 1,070,054 | 26,752 | 599,387 | 599,358 | 388,044 | 111,058 |
| 鳥取 | 284,935 | 6,436 | 189,007 | 187,617 | 68,004 | 28,870 |
| 島根 | 528,779 | 14,175 | 373,632 | 372,326 | 124,653 | 50,301 |
| 広島 | 1,576,242 | 10,755 | 1,239,584 | 1,237,661 | 310,847 | 37,336 |
| 山口 | 765,295 | 24,647 | 439,081 | 438,974 | 259,516 | 104,412 |
| 徳島 | 615,260 | 15,130 | 423,932 | 423,605 | 179,902 | 22,096 |
| 香川 | 1,371,537 | 11,611 | 648,419 | 648,219 | 745,615 | 54,983 |
| 愛媛 | 1,157,975 | 22,567 | 799,788 | 799,541 | 307,937 | 85,258 |
| 高知 | 659,951 | 7,019 | 370,489 | 370,462 | 206,188 | 56,969 |
| 福岡 | 1,229,000 | 21,520 | 733,628 | 728,312 | 371,335 | 149,901 |
| 佐賀 | 580,360 | 11,257 | 388,911 | 387,705 | 117,698 | 81,613 |
| 長崎 | 324,245 | 9,197 | 314,405 | 312,544 | 0 | 6,531 |
| 熊本 | 495,728 | 12,731 | 286,439 | 286,391 | 142,621 | 62,243 |
| 大分 | 392,808 | 8,674 | 256,493 | 252,211 | 96,229 | 48,289 |
| 宮崎 | 466,765 | 7,824 | 290,973 | 290,898 | 101,910 | 83,100 |
| 鹿児島 | 681,754 | 9,750 | 444,732 | 437,318 | 130,941 | 104,196 |
| 沖縄 | 407,449 | 7,326 | 234,152 | 233,894 | 70,285 | 85,662 |
| **合計** | **49,917,101** | **898,250** | **30,278,630** | **30,173,245** | **15,233,522** | **5,639,992** |
| 一連合会当たり平均 | 1,160,863 | 20,890 | 704,154 | 701,703 | 354,268 | 131,163 |

（注） 奈良は1999年10月に奈良県農協に統合。宮城は2002年10月，岡山は2003年3月に，栃木は2003年5月に農林中金に統合。

# 12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2003年9月末現在

（単位 百万円）

| 都道府県別 | 貯金 | 借入金 | 預け金 | うち系統預け金 | 有価証券金銭の信託 | 貸出金 | 報告組合数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （北海道） | (2,575,693) | (170,334) | (1,651,995) | (1,642,161) | (31,418) | (998,722) | (133) |
| 青森 | 444,135 | 9,815 | 227,812 | 224,082 | 9,611 | 155,230 | 35 |
| 岩手 | 855,564 | 20,097 | 462,195 | 451,774 | 30,599 | 324,438 | 20 |
| 宮城 | 895,487 | 12,543 | 454,206 | 443,664 | 34,608 | 386,098 | 15 |
| 秋田 | 653,761 | 9,711 | 327,864 | 323,051 | 12,020 | 262,368 | 16 |
| 山形 | 830,406 | 10,725 | 435,354 | 430,431 | 22,409 | 343,132 | 22 |
| 福島 | 1,125,366 | 12,561 | 689,228 | 685,715 | 53,580 | 385,887 | 25 |
| （東北計） | (4,804,719) | (75,452) | (2,596,659) | (2,558,717) | (162,827) | (1,857,153) | (133) |
| 茨城 | 1,255,152 | 9,809 | 916,068 | 910,267 | 51,945 | 290,671 | 32 |
| 栃木 | 1,436,898 | 2,999 | 900,309 | 892,338 | 201,908 | 333,956 | 10 |
| 群馬 | 1,247,723 | 6,585 | 913,681 | 911,722 | 56,657 | 290,021 | 24 |
| （北関東計） | (3,939,773) | (19,393) | (2,730,058) | (2,714,327) | (310,510) | (914,648) | (66) |
| 埼玉 | 3,232,681 | 11,597 | 2,290,074 | 2,288,065 | 238,829 | 834,035 | 26 |
| 千葉 | 2,232,187 | 8,247 | 1,305,498 | 1,298,828 | 225,531 | 727,335 | 30 |
| 東京 | 2,870,664 | 2,346 | 1,674,807 | 1,670,713 | 69,702 | 1,281,455 | 17 |
| 神奈川 | 4,333,738 | 512 | 2,641,825 | 2,641,602 | 235,709 | 1,715,824 | 16 |
| （南関東計） | (12,669,270) | (22,702) | (7,912,204) | (7,899,208) | (769,771) | (4,558,649) | (89) |
| 山梨 | 587,360 | 6,743 | 383,440 | 378,855 | 51,753 | 164,640 | 14 |
| 長野 | 2,648,633 | 28,797 | 1,827,749 | 1,826,937 | 46,925 | 826,180 | 23 |
| （東山計） | (3,235,993) | (35,540) | (2,211,189) | (2,205,792) | (98,678) | (990,820) | (37) |
| 新潟 | 1,970,802 | 20,087 | 1,334,720 | 1,332,032 | 134,833 | 527,622 | 36 |
| 富山 | 1,196,085 | 6,166 | 929,945 | 927,122 | 66,891 | 216,727 | 23 |
| 石川 | 975,704 | 4,148 | 699,555 | 697,255 | 45,248 | 267,139 | 22 |
| 福井 | 761,650 | 6,017 | 512,351 | 512,041 | 30,000 | 229,207 | 15 |
| （北陸計） | (4,904,241) | (36,418) | (3,476,571) | (3,468,450) | (276,972) | (1,240,695) | (96) |
| 岐阜 | 2,572,526 | 8,993 | 1,866,131 | 1,865,018 | 158,129 | 625,333 | 12 |
| 静岡 | 3,979,766 | 22,099 | 2,571,490 | 2,567,860 | 241,025 | 1,328,736 | 20 |
| 愛知 | 5,396,333 | 16,176 | 3,942,173 | 3,940,550 | 407,242 | 1,361,282 | 21 |
| 三重 | 1,758,418 | 6,029 | 1,280,298 | 1,279,023 | 161,656 | 313,735 | 16 |
| （東海計） | (13,707,043) | (53,297) | (9,660,092) | (9,652,451) | (968,052) | (3,629,086) | (69) |
| 滋賀 | 1,211,979 | 5,020 | 817,145 | 805,547 | 151,294 | 282,222 | 16 |
| 京都 | 1,055,644 | 3,719 | 739,196 | 738,255 | 72,523 | 256,373 | 9 |
| 大阪 | 3,247,998 | 26,390 | 2,397,936 | 2,371,882 | 159,667 | 777,461 | 16 |
| 兵庫 | 3,821,244 | 14,316 | 2,965,128 | 2,963,578 | 162,423 | 773,173 | 15 |
| 奈良 | 1,056,011 | 3,143 | 740,980 | 735,711 | 117,650 | 191,652 | 1 |
| 和歌山 | 1,338,419 | 4,618 | 1,008,016 | 1,007,069 | 25,420 | 287,179 | 11 |
| （近畿計） | (11,731,295) | (57,206) | (8,668,401) | (8,622,042) | (688,977) | (2,568,060) | (68) |
| 鳥取 | 497,674 | 15,253 | 291,812 | 290,648 | 48,865 | 116,138 | 4 |
| 島根 | 784,775 | 28,910 | 479,569 | 477,254 | 40,304 | 275,550 | 11 |
| （山陰計） | (1,282,449) | (44,163) | (771,381) | (767,902) | (89,169) | (391,688) | (15) |
| 岡山 | 1,554,028 | 27,856 | 1,221,189 | 1,219,187 | 51,604 | 305,372 | 16 |
| 広島 | 2,123,261 | 16,566 | 1,549,287 | 1,548,762 | 27,821 | 591,928 | 21 |
| 山口 | 1,128,995 | 5,078 | 735,093 | 730,861 | 146,545 | 256,791 | 14 |
| （山陽計） | (4,806,284) | (49,500) | (3,505,569) | (3,498,810) | (225,970) | (1,154,091) | (51) |
| 徳島 | 723,449 | 4,284 | 589,894 | 589,097 | 24,813 | 113,831 | 18 |
| 香川 | 1,463,521 | 6,726 | 1,337,553 | 1,336,646 | 799 | 161,234 | 2 |
| 愛媛 | 1,527,612 | 4,445 | 1,105,728 | 1,100,592 | 102,465 | 295,949 | 13 |
| 高知 | 767,093 | 3,945 | 596,712 | 595,795 | 35,206 | 153,327 | 16 |
| （四国計） | (4,481,675) | (19,400) | (3,629,887) | (3,622,130) | (163,283) | (724,341) | (49) |
| 福岡 | 2,022,843 | 10,585 | 1,202,541 | 1,196,874 | 72,963 | 756,550 | 28 |
| 佐賀 | 734,033 | 12,041 | 529,699 | 528,501 | 22,755 | 165,166 | 14 |
| 長崎 | 586,791 | 6,885 | 321,940 | 315,949 | 28,275 | 225,276 | 9 |
| 熊本 | 822,430 | 17,701 | 470,911 | 458,651 | 41,149 | 279,279 | 17 |
| 大分 | 600,459 | 10,539 | 376,887 | 368,471 | 9,806 | 199,677 | 23 |
| （北九州計） | (4,766,556) | (57,751) | (2,901,978) | (2,868,446) | (174,948) | (1,625,948) | (91) |
| 宮崎 | 654,672 | 17,251 | 412,811 | 409,660 | 22,325 | 220,630 | 13 |
| 鹿児島 | 1,026,439 | 8,170 | 646,835 | 624,747 | 5,641 | 313,462 | 28 |
| （南九州計） | (1,681,111) | (25,421) | (1,059,646) | (1,034,407) | (27,966) | (534,092) | (41) |
| （沖縄） | (631,787) | (9,723) | (362,919) | (362,502) | (2,200) | (272,131) | (1) |
| **合計** | **75,217,889** | **676,300** | **51,138,549** | **50,917,345** | **3,990,741** | **21,460,124** | **939** |
| 一組合当たり平均（単位千円） | 80,104,248 | 720,234 | 54,460,649 | 54,225,075 | 4,249,990 | 22,854,232 | － |

# 13．信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2003年9月末現在

（単位 百万円）

| 都道府県別 | 貯金 | 出資金 | 預け金 | うち系統預け金 | 貸出金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 516,972 | 7,885 | 323,053 | 317,137 | 151,547 |
| 青森 | 53,721 | 1,681 | 28,905 | 27,277 | 18,939 |
| 岩手 | 76,774 | 1,467 | 45,461 | 44,303 | 26,191 |
| 宮城 | 52,255 | 1,731 | 32,315 | 31,707 | 19,449 |
| 福島 | 16,069 | 903 | 13,112 | 12,843 | 4,972 |
| 茨城 | 18,781 | 328 | 9,986 | 9,724 | 8,755 |
| 千葉 | 74,443 | 1,926 | 32,705 | 29,919 | 31,085 |
| 東京 | 8,815 | 143 | 5,149 | 5,120 | 2,826 |
| 神奈川 | 40,464 | 3,196 | 21,663 | 21,365 | 13,792 |
| 新潟 | 30,027 | 841 | 24,367 | 24,102 | 3,532 |
| 富山 | 35,258 | 615 | 24,846 | 23,997 | 8,296 |
| 石川 | 44,638 | 1,197 | 30,137 | 29,415 | 13,415 |
| 福井 | 45,783 | 688 | 30,600 | 30,159 | 11,435 |
| 静岡 | 118,055 | 3,851 | 49,164 | 47,282 | 60,043 |
| 愛知 | 65,768 | 1,854 | 42,495 | 36,197 | 14,007 |
| 三重 | 102,748 | 3,631 | 68,731 | 68,270 | 34,444 |
| 京都 | 41,583 | 628 | 16,083 | 15,797 | 24,217 |
| 兵庫 | 68,792 | 1,209 | 35,582 | 32,263 | 26,244 |
| 和歌山 | 46,121 | 976 | 31,820 | 30,871 | 11,794 |
| 鳥取 | 23,692 | 779 | 17,259 | 16,649 | 6,080 |
| 島根 | 53,915 | 1,721 | 31,359 | 30,662 | 17,870 |
| 広島 | 45,451 | 628 | 20,414 | 19,746 | 17,307 |
| 山口 | 65,654 | 12,453 | 50,721 | 50,539 | 26,974 |
| 徳島 | 29,067 | 435 | 22,880 | 22,644 | 3,565 |
| 香川 | 54,652 | 1,437 | 37,189 | 37,126 | 17,379 |
| 愛媛 | 99,912 | 1,457 | 45,755 | 44,590 | 56,322 |
| 高知 | 42,964 | 2,076 | 24,389 | 21,828 | 18,575 |
| 福岡 | 46,313 | 574 | 35,735 | 35,262 | 6,798 |
| 佐賀 | 49,059 | 1,061 | 28,415 | 28,215 | 18,090 |
| 長崎 | 123,943 | 1,203 | 82,930 | 81,922 | 37,176 |
| 大分 | 19,138 | 1,123 | 16,911 | 16,870 | 1,777 |
| 宮崎 | 38,207 | 801 | 27,275 | 27,066 | 13,046 |
| 鹿児島 | 62,710 | 1,684 | 24,753 | 22,741 | 40,621 |
| 沖縄 | 22,340 | 468 | 15,942 | 15,671 | 8,693 |
| **合計** | **2,234,084** | **62,650** | **1,348,101** | **1,309,279** | **775,256** |

# 14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2003年9月末現在

（単位 百万円）

| 都道府県別 | 貯金 | 借入金 | 払込済出資金 | 預け金 | うち系統預け金 | 貸出金 | 報告組合数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 441,966 | 149,174 | 77,829 | 440,735 | 436,740 | 163,050 | 100 |
| 青森 | 23,175 | 3,222 | 2,838 | 25,486 | 23,331 | 5,020 | 14 |
| 岩手 | 18,028 | 554 | 2,031 | 13,595 | 12,699 | 4,009 | 4 |
| 宮城 | 46,478 | 17,788 | 4,635 | 36,273 | 35,371 | 27,426 | 20 |
| 秋田 | 3,903 | 571 | 552 | 2,710 | 2,185 | 1,652 | 1 |
| 山形 | 5,357 | 22 | 834 | 3,561 | 3,237 | 989 | 1 |
| 福島 | 10,029 | 2,615 | 1,364 | 10,325 | 9,544 | 2,406 | 6 |
| 茨城 | 868 | 2 | 39 | 783 | 750 | 44 | 1 |
| 千葉 | 17,359 | 3,711 | 2,564 | 12,302 | 11,964 | 2,391 | 8 |
| 神奈川 | 24,036 | 7,549 | 2,137 | 23,984 | 20,942 | 4,297 | 9 |
| 福井 | 7,212 | 12 | 288 | 5,901 | 5,871 | 597 | 1 |
| 静岡 | 29,603 | 878 | 1,022 | 12,687 | 11,247 | 11,414 | 3 |
| 愛知 | 46,882 | 13 | 1,223 | 28,715 | 25,013 | 9,505 | 13 |
| 三重 | 5,388 | 2,935 | 580 | 4,007 | 3,776 | 2,680 | 4 |
| 兵庫 | 6,657 | 1,256 | 940 | 3,107 | 3,038 | 4,394 | 2 |
| 和歌山 | 1,064 | 46 | 29 | 970 | 669 | 66 | 1 |
| 岡山 | 335 | 2 | 80 | 248 | 162 | 28 | 1 |
| 山口 | 74,382 | 10,636 | 4,670 | 59,861 | 58,361 | 12,575 | 42 |
| 徳島 | 27,896 | 461 | 1,556 | 23,593 | 22,351 | 4,250 | 26 |
| 香川 | 6,272 | 1,857 | 437 | 3,981 | 3,875 | 3,838 | 2 |
| 愛媛 | 76,385 | 44,503 | 9,085 | 80,528 | 79,639 | 38,189 | 57 |
| 高知 | 11,980 | 5,619 | 604 | 3,510 | 3,183 | 14,378 | 1 |
| 福岡 | 34,373 | 6,709 | 3,491 | 31,343 | 30,839 | 9,836 | 21 |
| 佐賀 | 7,610 | 1,077 | 788 | 4,663 | 4,654 | 2,743 | 3 |
| 長崎 | 105,704 | 28,342 | 9,273 | 99,805 | 98,248 | 28,211 | 68 |
| 熊本 | 7,230 | 1,111 | 927 | 6,000 | 5,049 | 1,930 | 4 |
| 大分 | 28,410 | 171 | 3,110 | 17,438 | 16,494 | 9,267 | 1 |
| 宮崎 | 37,418 | 12,455 | 4,949 | 32,248 | 31,849 | 20,262 | 18 |
| 鹿児島 | 10,153 | 13,111 | 888 | 5,861 | 5,428 | 14,856 | 3 |
| **合計** | **1,116,153** | **316,402** | **138,763** | **994,220** | **966,509** | **400,303** | **435** |

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外。